

# 国の施策・予算に関する 提案・要望書



令和2年7月  
秋 田 県



## << 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
<b>I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化</b>		1
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	2
2	地方の財政基盤の充実・強化について	6
3	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定について	8
4	ゴルフ場利用税の堅持について	10
5	法人事業税の収入金額課税制度の堅持について	12
<b>II 秋田の未来につながるふるさと定着回帰</b>		13
1	総合的な少子化対策への支援について	14
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	20
3	良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	24
4	「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援について	26
<b>III 社会の変革へ果敢に挑む産業振興</b>		29
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	30
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について	32
3	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	36
4	中小企業の事業承継支援施策の継続等について	40
5	中小企業のワンストップ支援事業の継続について	42
6	中小企業の自立・創造に向けた「ものづくり補助金」の拡充について	44
7	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	46
8	最低賃金引き上げ等生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（新規）	48
9	外国人材を受け入れる中小企業等に対する支援について（新規）	50
10	在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について（新規）	52
11	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について（新規）	54

## << 目次 >>

番号	提案・要望事項	頁
<b>IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業</b>		55
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	56
2	スマート農業の推進について	58
3	農地中間管理事業の着実な推進について	60
4	新規就農者や農業法人等の確保・育成について	62
5	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	64
6	コメのカドミウム対策の充実について	66
7	C S Fのまん延防止対策の徹底について	68
8	農業農村整備事業の予算確保等について	70
9	土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について	72
10	「日本型直接支払制度」の着実な推進について	74
11	水産基盤整備事業の予算確保について	76
12	林業成長産業化総合対策の拡充と森林整備の促進について	78
13	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	80
14	山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策の拡充について	82
15	「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について	84
16	特用林産施設体制整備復興事業の継続について（新規）	86
17	新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響に対する対策について（新規）	88
<b>V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大</b>		91
1	新型コロナウイルス感染症収束後の観光・文化振興に向けた支援の拡充について（新規）	92
2	あきた芸術劇場整備への支援について	94
3	スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について	96
4	秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について	98

## << 目次 >>

番号	提案・要望事項	頁
5	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	100
6	地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について	102
7	第三セクター鉄道に係る支援の見直しと拡充について	103
8	函柄入りナンバープレートの地方への導入促進について	104
9	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	106
10	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた支援について	110
<b>VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会</b>		113
1	新型コロナウイルス感染症に係る生活支援施策の拡充について（新規）	114
2	介護現場における人材確保に向けた対策の強化について	116
3	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	118
4	ひきこもり支援の推進について（新規）	120
5	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	122
<b>VII ふるさとの未来を拓く人づくり</b>		125
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	126
2	補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について	130
3	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	132
4	地方における多文化共生社会の実現について	133
<b>VIII 県土の保全と防災力強化・国土強靱化</b>		135
1	防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続について	136
2	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	138
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	140
4	石油製品備蓄の強化について	144
5	公共施設等総合管理計画の推進について	146

## << 目 次 >>

番号	提案・要望事項	頁
<b>IX 環境保全対策の推進</b>		149
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について	150
2	海岸漂着物対策の推進について	152
3	国立公園等における施設整備の推進について	154
4	風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について	156
5	能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策への支援の継続について（新規）	158
<b>X 安全・安心な生活環境の確保</b>		161
1	空き家対策総合支援事業の継続について（新規）	162
2	消費者行政の充実に向けた支援について	164
3	雪対策に係る支援の充実について	166
4	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	168
5	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について	170
6	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	172
7	沿岸警戒用車両の整備について	175
8	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	176
<b>XI その他</b>		179
1	地方公共団体におけるテレワークの導入について（新規）	180

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

---

---

## I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実に ついて

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部  
内閣府地方創生推進事務局  
総務省自治行政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において産業の再配置など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図ること。

#### 《地方創生推進交付金の活用》

(1) 若者の県内定着や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

#### 《移住支援金の対象等要件の緩和等》

(2) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）に係る「移住支援金」について、法人要件や支給対象者の居住・通勤要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏等における制度周知の充実を図ること。

#### 《地方への産業再配置》

(3) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。

- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。  
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地方の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
- ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

- (4) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な制度の拡充・創設や財政支援を行うこと。

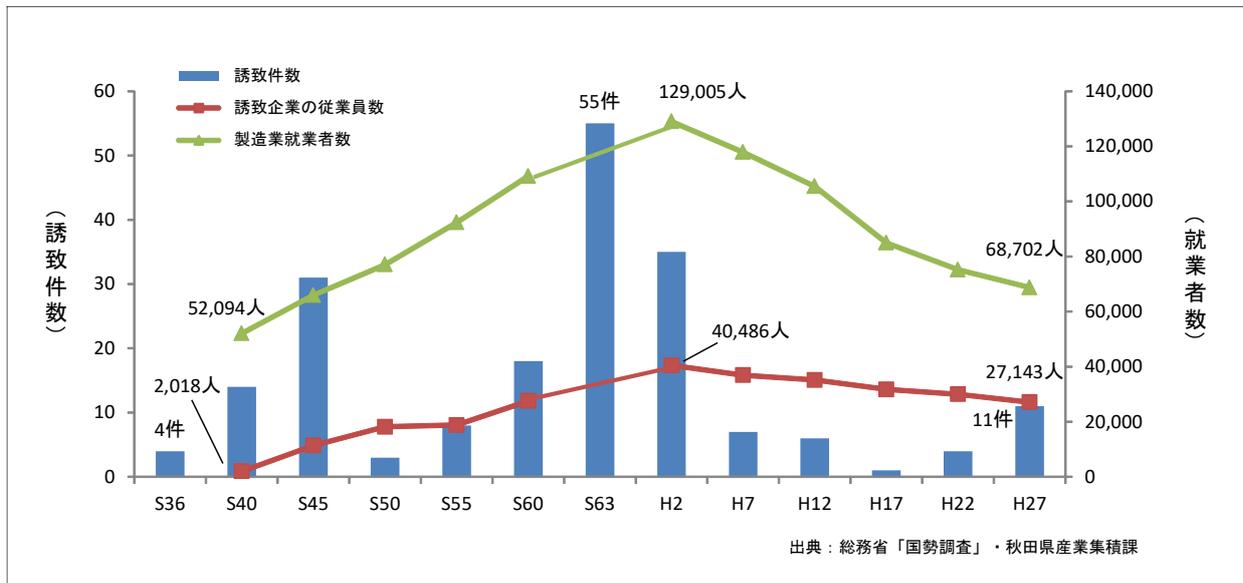
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。  
また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る地方公共団体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。
- (2) 本制度については、対象となる法人・移住者に係る要件が厳しいため、令和元年度の支給実績が3世帯にとどまっている状況です。  
令和元年12月に法人要件や支給対象者の居住・通勤要件などの一部改正が行われましたが、地域経済牽引の中核となる誘致企業が事実上排除されているなど、なお不十分な内容であり、要件の更なる見直しが必要です。  
また、移住支援金の利用拡大に向けた制度周知について、各道府県の取組に加え、国においても東京圏のハローワークや移住相談窓口等での転職希望者や移住潜在層への情報発信の強化が必要です。
- (3) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。  
当県では、輸送機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。
- (4) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方に関する研究会」や市町村間連携に関する「地域連携研究会」等において共通する課題について検討を行い、その具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、協働・連携に関する制度の拡充・創設、地方財政措置が必要です。

【参考資料】

製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、移住・定住促進課  
企画振興部市町村課、産業労働部産業集積課)



---

---

## I-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣官房

総務省大臣官房、自治財政局

財務省大臣官房、主計局

厚生労働省医政局、健康局、医薬・生活衛生局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方財政に関しては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。  
また、今年度から新たに計上された「地域社会再生事業費」を恒久化するとともに、その配分について地方の実情を踏まえた算定を行うこと。
- (3) 会計年度任用職員制度の導入に伴い生ずる財政需要の更なる増加が見込まれることから、制度運用に必要となる所要額について地方財政措置を確実に講じること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化は地方にとって甚大な影響を及ぼすことから、地方公共団体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。  
また、今年度の地方税収は大幅な減収となるおそれがあることから、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても、その対象とするとともに、地方公共団体が資金需要に対応するために一時借入を行う際の利子分の負担増について、財政措置を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い創設された交付金について、各地域の実情に応じて実効性のある対策が講じられるよう、基金造成などの年度間流用も含め柔軟に活用できる制度とすること。

## 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策を始め、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税を始め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。
- (2) 当県を始め人口規模の小さな県や面積が広大な道県においては、地方交付税や税収の減等により一般財源が減少し続け、施策・事業の推進に大きく影響しております。このような地方の声を受けて、国において、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用し、地方財政計画に地域社会の維持・再生に取り組むための新たな歳出項目として「地域社会再生事業費」が計上されたところです。
- (3) 今年度から導入された会計年度任用職員制度については、次年度以降には期末手当の在職期間別支給割合の増加等に伴い、財政需要の更なる増加が見込まれており、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額全額について、地方財政措置が確実に講じられる必要があります。
- (4) この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしており、感染の拡大・長期化により安定的な財政運営に支障をきたすおそれがあることから、十分な財源保障が必要です。  
新型コロナウイルス感染症の影響による税収減に対応する手法の一つとして、減収補填債の発行が考えられますが、現行制度において減収補填債の発行対象となるのは、法人県民税の法人税割など一部の税目に限られており、地方消費税等は対象になっておりません。  
また、地方税収が大幅に減収となる場合、地方公共団体は資金需要に対応するため、一時借入しなければならないこととなります。
- (5) 国においては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、感染防止策や医療提供体制の整備等のための「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」が増額されましたが、それを予防するための措置に一定の経費が生じていることや、都市部での感染拡大の影響を受けて地域経済の停滞が深刻であり、経済対策が急務であること、さらにこれらの支出に対応するための財政基盤が弱いことなどから、引き続き、国による財政支援の充実・拡充が必要です。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

---

---

## I-3 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな過疎対策法の制定について

総務省自治行政局、自治財政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月に失効するため、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。

過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとし、現行の過疎地域を引き続き指定対象とするとともに、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」（いわゆる「みなし過疎」及び「一部過疎」）を引き続き設けること。

また、過疎市町村の財政基盤強化のためにも、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎地域は、豊かな自然・文化・歴史を有しているほか、都市に対する水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を有しており、国民共有の財産です。
- (2) こうした過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力ある地域として維持し、その機能を守っていくためには、農林水産業の経営基盤強化などの産業振興、公共交通や生活道路などの交通ネットワークの構築、情報基盤の整備、インフラの維持管理や更新、移住・定住の促進、関係人口の創出、集落コミュニティの維持などに取り組むことが必要です。
- (3) 当県では、これまで県土の大半を占める過疎地域において、各種支援制度を活用し、あらゆる分野において様々な対策を行ってきましたが、人口減少と高齢化の急速な進行により、都市との経済的・財政的格差は拡大していることから、AIやIoTといった革新的な技術等を導入するなどにより地域の課題解決につなげていくためにも、過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実により、財政基盤を強化していくことが必要です。

- (4) また、本県では市町村合併が大きく進みましたが、合併市の財政基盤はなお脆弱であり、各市の過疎対策の取組に支障を来さないよう、現行の「みなし過疎」「一部過疎」地域について、引き続き指定が必要です。

### 【参考資料】

#### 過疎市町村の人口（平成27年国勢調査）

	全市町村(人)	過疎市町村(人)	比率(%)	順位
秋田県	1,023,119	679,645	66.4	1
全国計	127,094,745	10,878,797	8.6	—

#### 15歳未満人口比率及び65歳以上人口比率（平成27年国勢調査）

	15歳未満人口比率	順位	65歳以上人口比率	順位
秋田県	10.5	47	33.8	1
全国計	12.6	—	26.6	—

#### 過疎市町村の面積（平成27年国勢調査）

	全市町村(km <sup>2</sup> )	過疎市町村(km <sup>2</sup> )	比率(%)	順位
秋田県	11,637.54	10,742.72	92.3	1
全国計	377,970.75	225,467.94	59.7	—

#### みなし過疎市町村数（平成29年4月1日時点）

	みなし過疎市町村
秋田県	4
全国計	25

（県担当課室名 企画振興部市町村課）

---

---

## I-4 ゴルフ場利用税の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局  
文部科学省、スポーツ庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

ゴルフ場利用税について、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ゴルフ場利用税については、令和2年度税制改正大綱において、東京オリンピック競技大会出場選手等に対して非課税措置が新たに講じられたものの現行制度が堅持されましたが、地方三団体や全国過疎地域自立促進連盟では、引き続き現行制度を堅持するよう強く求めています。
- (2) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策などのほか、ゴルフの競技団体への補助によるゴルフの振興など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために不可欠な財源です。
- (3) また、税収の7割は、所在市町村に交付金として交付され、中山間地域を始めとする市町村の貴重な財源になっているとともに、残りの3割は、都道府県にとっても貴重な財源になっていることなどを踏まえ、引き続き現行制度を堅持する必要があります。
- (4) なお、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者、国体競技参加選手がゴルフ場を利用する場合等には既に非課税措置を設けているところであり、非課税の対象をこれ以上広げても、ゴルフ人口の増大にはつながらないものと考えられることから、現行制度を恒久化すべきです。

【参考資料】

令和元年度ゴルフ場利用税交付金の状況

(千円)

ゴルフ場所在地	ゴルフ場数	ゴルフ場利用税 (A)	ゴルフ場利用税 交 付 金 (A)×0.7 (B)	県 財 源 (A)-(B)
秋 田 市	7	81,674	57,172	24,502
横 手 市	1	8,410	5,887	2,523
大 館 市	1	6,686	4,680	2,006
男 鹿 市	1	8,781	6,147	2,634
大 仙 市	3	18,989	13,292	5,697
北 秋 田 市	2	9,106	6,374	2,732
三 種 町	1	15,144	10,601	4,543
八 峰 町	1	7,346	5,142	2,204
県 計	17	156,136	109,295	46,841

※ゴルフ場利用税（A）は、平成31年3月から令和2年2月までの間に収入した額です。

(県担当課室名 総務部税務課)

---

---

## I-5 法人事業税の収入金額課税制度の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局  
経済産業省、資源エネルギー庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 収入金額課税は、電気供給業及びガス供給業が地域独占及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する施設や従業員の規模に比べて所得が低く抑えられることや、電気・ガス料金算定時に法人事業税相当額を原価算入し消費者に転嫁できることなどを根拠として、昭和24年度以降行われてきました。
- (2) 令和2年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見直し等を考慮し、課税方式の見直しが行われましたが、大半を収入金額課税として維持したほか、地方財政や地方公共団体の税収に与える影響を考慮し、一定の代替財源（軽油引取税）が確保されました。
- (3) しかし、電気供給業を含め収入金額課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討することとされています。
- (4) 収入金額課税制度は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

### 【参考資料】

県内の電気供給業に係る収入金額課税による税収

改正前：約14.8億円

改正後：約12.1億円

軽油引取税の課税免除の廃止（代替財源）による増収：約1.4億円

（県担当課室名 総務部税務課）

## Ⅱ 秋田の未来につながるふるさと定着回帰

---

---

## Ⅱ-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部  
総務省自治財政局  
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の自由度の高い運用に配慮すること。
- (2) 昨年10月開始の幼児教育無償化において、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。  
また、地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が人口千対5.2（平成30年）と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「第2期あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった少子化克服に向けた気運の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進することが必要です。

また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、将来的には、各地方公共団体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため対象者が少なく、事業を実施できない市町村があります。

- (4) 幼児教育無償化の必要財源のうち、地方負担分については、全額地方財政計画の歳出に計上して一般財源総額を確保した上で交付税算定における基準財政需要額に算入することとしています。各地方公共団体が、無償化に必要な財源を確実に確保できるよう、一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上することが必要です。

また、地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む地方公共団体に対しては、地方財政措置を講じることが必要です。

- (5) さらに、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

## 【参考資料】

### 1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

#### (1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

##### ① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

- i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4
- ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額
- iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額
- iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

##### ② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

##### ③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

- i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4
- ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯 第2子以降の副食費全額
- iii 平成30年4月2日以降に新たに生まれた第2子以降 副食費全額

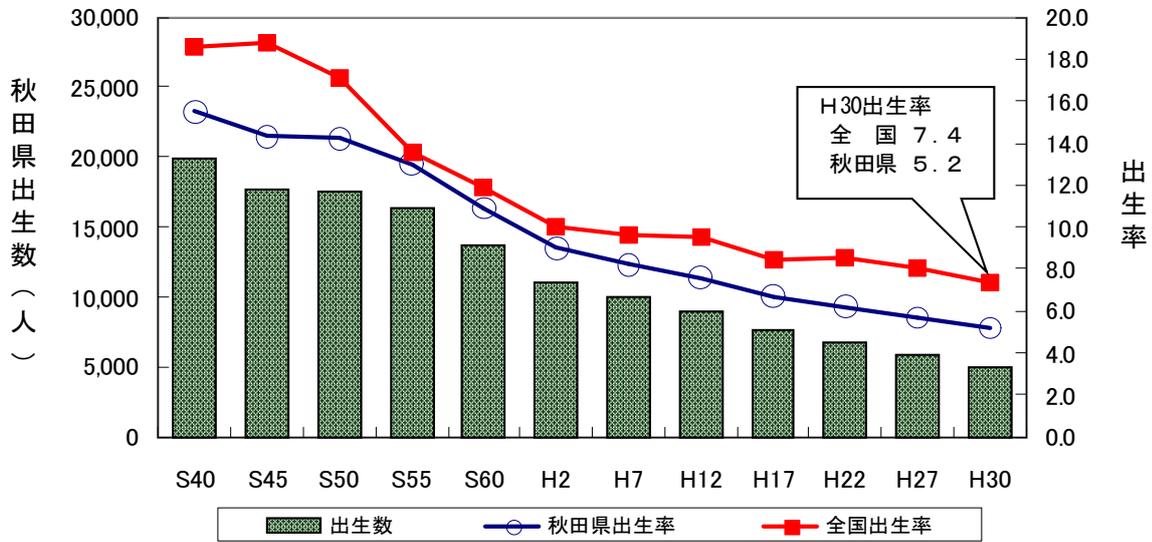
※世帯年収は保育所利用の場合の目安

#### (2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

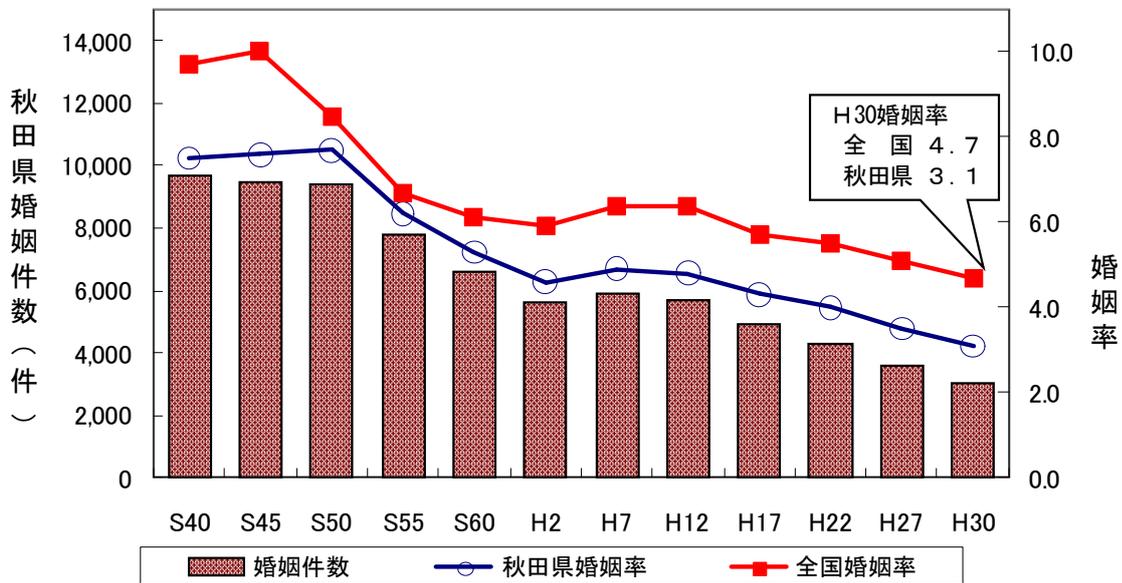
- ・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）
- ・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成  
②上記①に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

## 2 当県の出生数・出生率



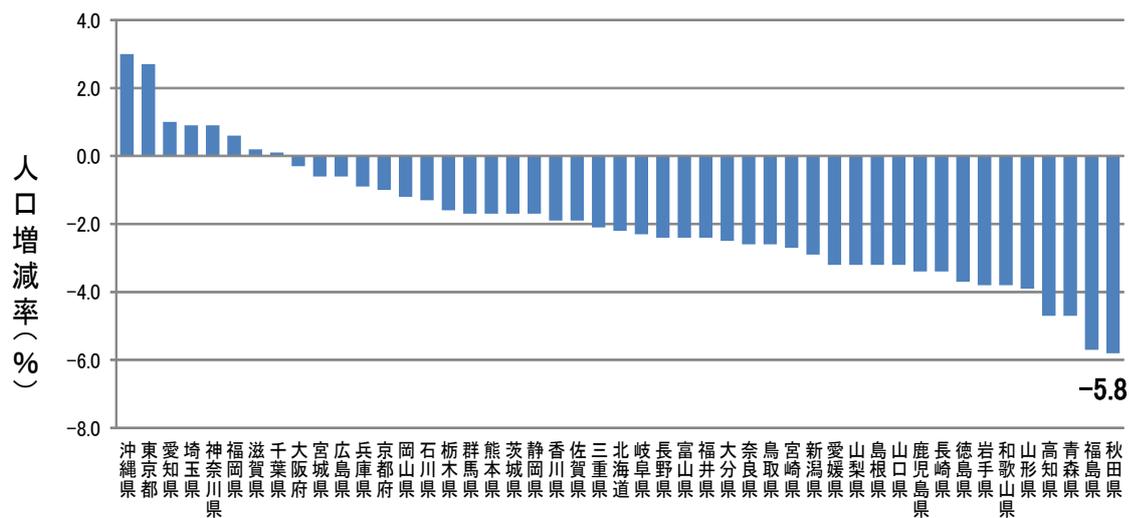
出典：人口動態調査【厚生労働省】

## 3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

#### 4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、  
健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室、  
教育庁幼保推進課）



---

---

## Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局  
厚生労働省雇用環境・均等局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への支援策の拡充を行うこと。
- (2) 女性活躍推進法が昨年6月に改正され、一般事業主行動計画策定の義務づけが中小企業まで拡大されたことから、中小企業の負担を軽減するために、法施行までの制度周知を徹底するとともに、きめ細かな支援を実施すること。
- (3) 地域の実情に応じた女性活躍の取組を推進できるように、「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施とともに、要望に対応できる十分な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講じることとされており、昨年4月からは働き方改革関連法が順次施行されています。  
加えて、昨年6月に決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」では、女性が活躍できる地域社会の実現に取り組むとしており、これを踏まえ、当県で策定した「第2期あきた未来総合戦略」においても、あらゆる分野における女性の活躍を推進する施策を重点化し実施することとしています。  
人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県においても、県の活力を維持・向上させていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。

- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、男性の育児休業取得率が8.8%（令和元年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
- 県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立支援に向けた取組自体が会社の負担になる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。
- (3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。
- さらに、平成30年6月からは、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、取組を一層強化しています。
- (4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。
- 特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点评価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。
- (5) また、一般事業主行動計画の策定の義務づけを、次世代育成支援対策推進法と同様に、従業員101人以上の企業に拡大するなどの女性活躍推進法の一部改正法が昨年公布され、令和4年4月1日に施行されることになっていることから、施行までの期間においては、義務づけされる中小企業に対し、国のアドバイザー派遣を拡充し、各企業の行動計画策定に向けた支援を行うなど、丁寧なサポートを実施する必要があります。
- (6) さらに、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、年々予算が縮小している「地域女性活躍推進交付金」については、令和3年度以降も継続して実施するとともに、地方の要望に対応できる十分な財源を確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合(%)		順位		生産年齢人口における女性の有業率(%)	
東北	全国			東北	全国		
1	10	宮城県	16.8	1	3	山形県	74.3
2	11	山形県	16.7	2	11	秋田県	71.7
3	28	青森県	14.2	3	12	岩手県	71.6
4	32	福島県	13.7	4	22	青森県	69.7
5	38	岩手県	12.3	5	30	福島県	68.6
6	40	秋田県	12.0	6	35	宮城県	67.9
		全国平均	14.8			全国平均	68.5

出典：総務省「平成29年就業構造基本調査」

### 2 東北のくるみん認定企業数等の状況（令和元年12月末現在）

くるみん認定企業数		プラチナくるみん認定企業数		えるぼし認定企業数	
山形県	46	宮城県	5	岩手県	11
宮城県	38	山形県	3	青森県	6
岩手県	35	青森県	2	福島県	5
福島県	34	岩手県	2	宮城県	4
青森県	25	福島県	2	山形県	4
秋田県	25	秋田県	0	秋田県	3
全国平均	69.4	全国平均	7.4	全国平均	21.1

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

### 3 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

<p>[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]</p> <p>企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置時期 平成30年6月1日</li> <li>・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）</li> <li>・委託先 秋田県商工会連合会</li> <li>・センターの機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発</li> <li>②窓口・専用電話による相談業務</li> <li>③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣</li> <li>④その他中小企業における取組の支援に関する業務</li> </ul> </li> </ul>
---

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）



---

---

## Ⅱ-3 良好な市街地形成と安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 円滑な都市内交通の確保や良好な都市空間を創出し、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。
  - ① 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「新屋土崎線（秋田市）」、「八幡根岸線（横手市）」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
  - ② 「川尻広面線（秋田市）」、「停車場栄町線（由利本荘市）」などの市街地における無電柱化の推進に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 都市公園における利用者の安全、安心を確保するため、県立中央公園の屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」の膜屋根更新（令和3年度完成予定）について、必要な予算を確保し支援すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める「立地適正化計画」策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施するなど、都市のコンパクト化に向けた取組を進めています。

こうした計画を策定した市町村を支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な都市空間を確保する必要があります。

併せて、都市の防災機能の強化や良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進し、電線管理者と連携しながら、確実かつ計画的に整備を進め、良好な市街地形成を図ることが必要です。
- (2) 当県では、都市公園施設の老朽化が進むなか、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な改築更新を進めていますが、確実な実施のためには予算の継続的な確保が必要です。

特に、県立中央公園の屋根付きグラウンド「あきたスカイドーム」は、県地域防災計画において広域防災拠点の「一次物資集積拠点」に指定されている施設ですが、老朽化に伴う膜屋根更新が必要となっており、大規模災害に備えるため、必要な予算の確保が喫緊の課題となっています。

# コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

## 新屋土崎線(旭南)



慢性的渋滞、歩道狭小  
→ 4車線化・無電柱化により  
円滑で安全な交通環境へ

## 川尻広面線(横町)



一方通行のボトルネック区間  
→ 道路拡幅・無電柱化により  
沿道環境改善へ

## 秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 (H29.3認定)

### ◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- CCRC医療福祉住宅複合施設
- 秋田ノーザンゲートスクエア(体育館)



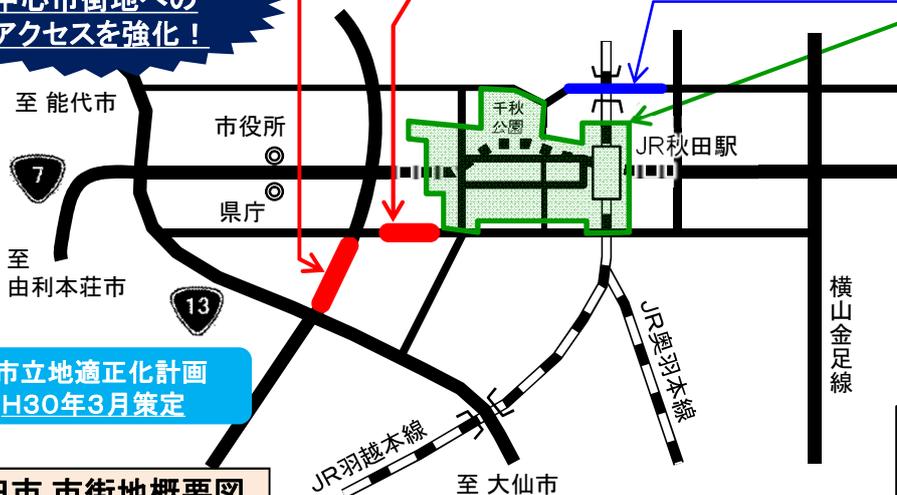
### ◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業 等
- あきた芸術劇場



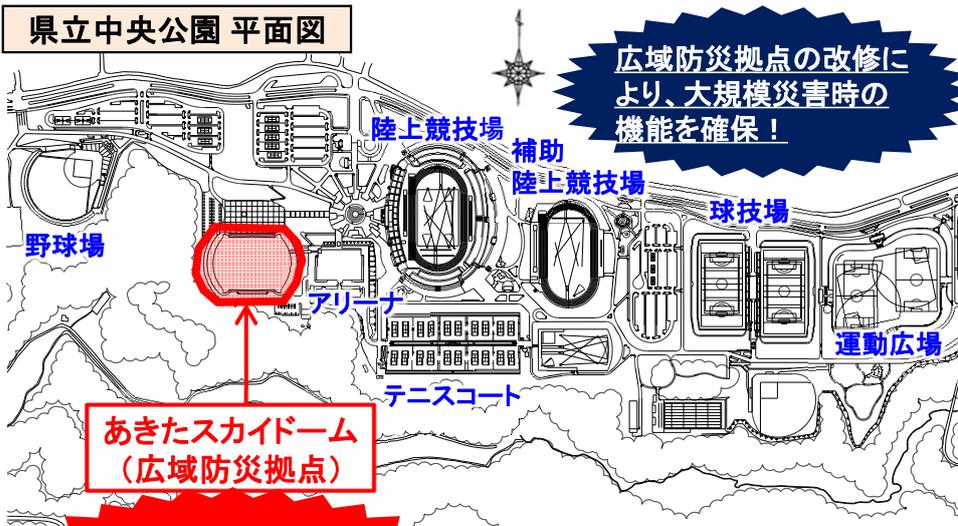
県街路事業により、  
中心市街地への  
アクセスを強化！

千秋広面線(手形陸橋)  
R年度完成



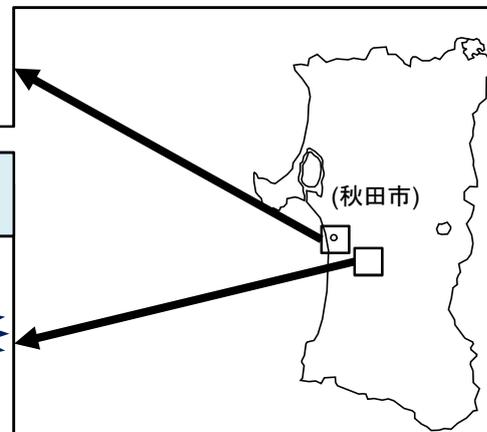
## 「あきたスカイドーム」の膜屋根更新

### 県立中央公園 平面図



広域防災拠点の改修に  
より、大規模災害時の  
機能を確保！

竣工から30年が経過しており、  
膜屋根部材の強度低下により、  
更新が必要



### 【あきたスカイドーム工程】

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度								
	10月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月				
実施内容		設計	工場製作		現地施工								
								← 使用中 期間					完成

---

---

## Ⅱ-4 「秋田モデル」による持続可能な下水道事業への支援 について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

### 【提案・要望の内容】

全国で最も早いペースで人口減少が進む当県において、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、県と市町村等との連携により取組を進めている広域化・共同化等に係る次の事業について、予算の拡大を図り、必要な支援を行うこと。

- (1) 生活排水処理から発生する汚泥の広域的な利活用を図るため、県南地区の4市2町1組合を対象とした広域汚泥資源化事業の実施に向けて、必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 流域下水道を核とする広域化・共同化の推進により、県中央地区において汚水・汚泥を集約し、地域資源活用の拠点化を目指す「秋田臨海処理センターリノベーション計画」について、事業実施に向けた必要な予算を確保し支援すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県北地区広域汚泥資源化事業は令和元年度で完了し、本年度より供用開始しています。これに引き続き令和元年度から実施している県南地区広域汚泥資源化事業も、関連市町村から発生する汚泥を集約することで持続的な事業運営に資するものであり、当事業を確実に実施するための予算確保が必要です。
- (2) 本年度、秋田市八橋処理区の汚水を流域下水道施設「秋田臨海処理センター」で受け入れる予定としています。さらに、当処理センターは、昨年度、国土交通省による「下水道リノベーション計画」の登録を受けており、今後、処理区の統合による広域化・共同化や地域資源活用の拠点化を推進するための確実な予算の確保が必要です。

当県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。

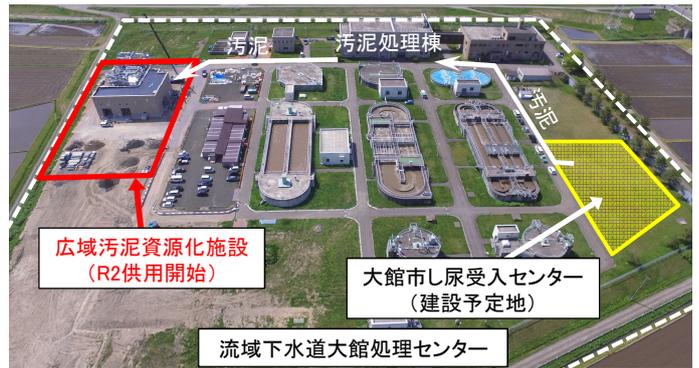
# 生活排水処理の広域化・共同化等の取組

## 県北地区広域汚泥資源化事業

- ◆ 県北地区3市3町1組合の汚泥を処理資源化【R1工事完成、R2供用開始】

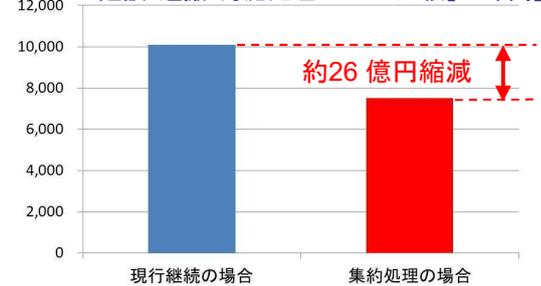
## 県南地区広域汚泥資源化事業

- ◆ 県南地区4市2町1組合を対象に、下水道処理場やし尿処理場からの汚泥を集約し、資源化を計画



(予定)【R元基本計画、R2~3発注支援業務、R4~6設計・工事、R7供用開始】

建設・運搬・汚泥処理コストの比較【20年間】



## 秋田臨海処理センター 下水道リノベーション計画

- ◆ 秋田臨海処理センターを下水道資源を利用したエネルギー供給に係る拠点とするとともに、下水道資源を通じた憩い・賑わいの創出を図る。

(予定)【事業期間 R2~7(6年間)】



(県担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課)



### Ⅲ 社会の変革へ果敢に挑む産業振興

---

---

## Ⅲ-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 一般海域における洋上風力発電の導入促進に向け、秋田県沖を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（以下、「再エネ海域利用法」という。）の促進区域に指定し、基地港となる能代港、秋田港の機能強化を支援すること。
- (2) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港、能代港における施設改良（岸壁、船揚場、防波堤）について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症終息後におけるクルーズ船の寄港回復に向けて、クルーズ船社等への積極的な働きかけとともに、秋田港本港地区における受入環境の整備に必要な予算を確保し支援すること。

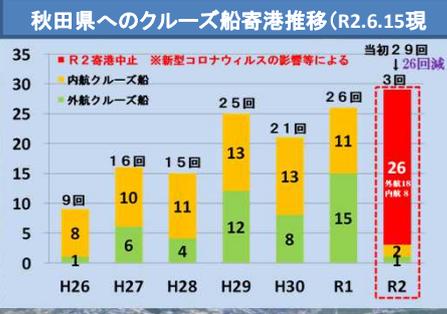
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、港湾区域内において大規模な洋上風力発電施設の建設が開始されたほか、日本海側北部沿岸の一般海域においても洋上風力発電の先行的な建設計画が進められています。令和元年度には、当県の「能代市、三種町および男鹿市沖」、「由利本荘市沖（北側・南側）」、「八峰町および能代市沖」並びに「潟上市沖」が、再エネ海域利用法における今後の促進区域の指定に向けた有望な区域として選定されており、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。
- (2) 秋田港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策、船舶の大型化に対応した利便性の高い係留施設の整備及び港内静穏度向上のための外郭施設の整備を行う必要があります。
- (4) 当県では、寄港中止が相次いでいる状況であり、寄港回復に向けたクルーズ船社等への積極的な働きかけや、終息後、係留施設や旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、更なるクルーズ振興を図る必要があります。

# 秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	直轄事業
<span style="color: cyan;">—</span>	補助事業
<span style="border: 1px dashed green; padding: 2px;"> </span>	風力発電予定地



海域：八峰町、能代市沖 発電所規模：最大18万kW 運転：R7年度見込み
海域：能代市、三種町、男鹿市沖 発電所規模：最大45.5万kW 運転：R5年度見込み
海域：潟上市沖 発電所規模：最大50万kW 運転：R9年度見込み
海域：由利本荘市沖 発電所規模：最大100万kW 運転：R8年度見込み

---

---

## Ⅲ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について

内閣府総合海洋政策推進事務局  
総務省自治行政局、自治税務局  
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁  
国土交通省港湾局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）第8条の規定に基づく促進区域の指定に当たっては、当県が要望する区域に十分配慮するとともに、早期の指定を行うこと。  
また、指定後は、第13条第5項に基づく評価基準に係る都道府県知事からの意見を尊重した上で、速やかに公募占用指針を策定し、事業者の公募を実施すること。
- (2) 洋上風力発電設備の設置のため、環境影響評価法に基づく手続きや電力系統の確保、地元調整等を、再エネ海域利用法の制定が検討される以前から進めている先行事業者が、同法の施行によって不利益を被ることのないよう、公募占用指針に係る評価基準等において十分に配慮すること。  
また、同評価基準においては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献についても、十分に配慮すること。
- (3) 再エネ海域利用法による洋上風力発電の導入に際し、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、国として、適切な助言等による支援を行うこと。
- (4) 再エネ海域利用法第4条第3項に基づき、洋上風力発電に関する住民の理解が深まるよう、教育活動、広報活動その他の活動の充実を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法では、経済産業大臣及び国土交通大臣が、指定しようとする区域ごとに組織する協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定することになっています。

平成31年4月に、有望な区域の候補として、当県の4区域を国に情報提供したところ、令和元年7月には、当県の2区域を含む4つの有望な区域が、協議会の組織等の準備を直ちに行うべき区域として整理されました。

10月には、当該2区域における協議会が設置され、3回にわたり協議会を開催した結果、令和2年3月には協議会意見のとりまとめが行われました。また、当県の残る2区域についても、有望な区域の候補として、2月に国へ情報提供をしたところです。

当県では、平成27年1月に、港湾区域外の一般海域において、着床式洋上風力発電に適した候補海域を設定したことから、複数の先行事業者が、同海域において、環境影響評価法に基づく手続き等を行っており、同法の施行が、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた先行的な取組の妨げとならないよう、促進区域の迅速な指定を図ることが求められています。

(2) 公募占用指針中の「選定事業者を選定するための評価の基準」や、「公募の実施に関する事項その他の必要な事項」等において、法に先行して環境影響評価法に基づく手続きや事業可能性調査、電力系統の確保、利害関係者との調整等を行っている事業者が不利益を被ることのないよう配慮するとともに、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためには、事業者が実施する地域貢献策についても十分に評価することが必要です。

(3) 地方税法第389条第1項第2号により、電気事業の用に供する償却資産については、発電・送電等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められる場合には、都道府県知事又は総務大臣が固定資産についての価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することになっています。

その配分方法については、地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則において、当該償却資産が所在する市町村に配分するものとされています。

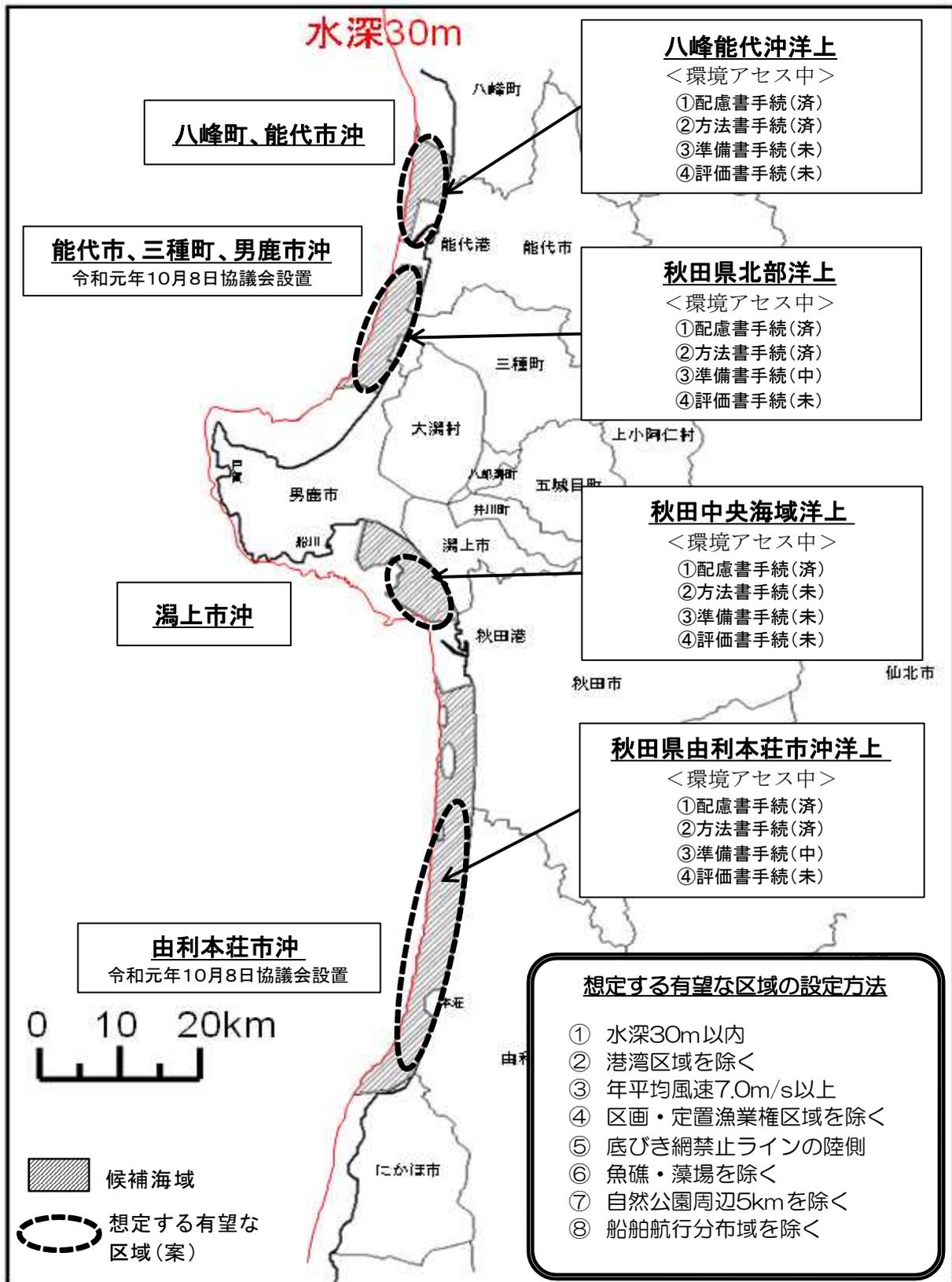
しかし、市町村の境界がない海域では、洋上風力発電設備の所在が明らかではなく、地方自治法第9条の3に基づく境界の画定を行う場合も、関係市町村間の協議のみでは容易に進展しないおそれがあるほか、総務省内に複数の関係課があるなど、協議に時間を要することが予想されます。

納税先が早期に定まらない場合には、選定事業者が地元調整を行う際の支障となることも懸念されることから、関係市町村が発電設備に係る固定資産税の課税を協議する際には、協議の迅速化が図られるよう、国における相談窓口の明確化など、適切な指導や助言を受けるための国の体制の整備が必要です。

- (4) 洋上風力発電の導入に関して、景観や騒音等による生活環境等への影響や地域経済へのメリットの有無に関する懸念が一部の住民にあることから、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与する洋上風力発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があります。

【参考資料】

秋田県における有望な区域と先行事業者の状況（令和2年3月現在）



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課  
総務部税務課、建設部港湾空港課)

---

---

### Ⅲ-3 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁  
環境省地球環境局

---

---

#### 【提案・要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組について、加速化を図るとともに、送電線工事等に長期間を要する場合には、固定価格買取制度における運転開始期限の適用の緩和等を図ること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた調査研究や実証事業を行い、その加速化を図ること。  
また、こうした水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業などを実施するほか、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の直接利用となる原油増進回収法（EOR）の促進や本県沖合を含む海域におけるCO<sub>2</sub>の回収・貯留（CCS）に係る適地調査を継続して行い、利用しきれないCO<sub>2</sub>を地下貯留するための技術開発等を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの中でも、安定的な運用が期待される地熱発電について、円滑な導入拡大を図るため、速やかな重要電源開発地点の指定により、電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）の交付対象とすること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。

地域間連系線については、平成29年4月に事業着手された「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」が進められています。

将来の再生可能エネルギーの導入に寄与する地域間連系線の完成には長期間を要することから、工期の短縮に向けた取組が必要です。

基幹送電線の整備については、平成28年5月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなり、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要になったことから、「電力広域的運営推進機関」は、近隣の電源接続案件を募って、複数の発電事業者が工事費負担金を共同負担して系統増強を行う、「電源接続案件募集プロセス」の手続きを行っています。しかし、プロセス完了の時期が当初予定から約2年遅れているほか、整備完了にも長期間を要することから、FIT法における発電設備の認定基準に係る運転開始期限内に送電が開始できず、プロセスに参加している発電事業者の経済性が大きく損なわれつつあります。

- (2) 再生可能エネルギーの適地が偏在しているため、電力系統の容量不足に伴う系統整備の費用負担や、出力変動に対応した調整力の確保が課題になっています。

そのため、現在、国において、電力系統の効率的運用を図るべく「コネクト&マネージ」の検討が進められているほか、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。

また、地球温暖化抑止のため、2050年に向け温室効果ガス80%削減を目指すには、CO<sub>2</sub>回収・有効利用・貯留(CCUS)技術が必要とされており、

当県では、能代沖や秋田沖でCO<sub>2</sub>貯留適地調査が実施されておりますが、当県沖合はCO<sub>2</sub>貯留に適した地層が卓越しているほか、風力発電によるCO<sub>2</sub>フリー水素を活用したメタネーション等のカーボンリサイクルに係る実証事業の場としても条件が整っています。

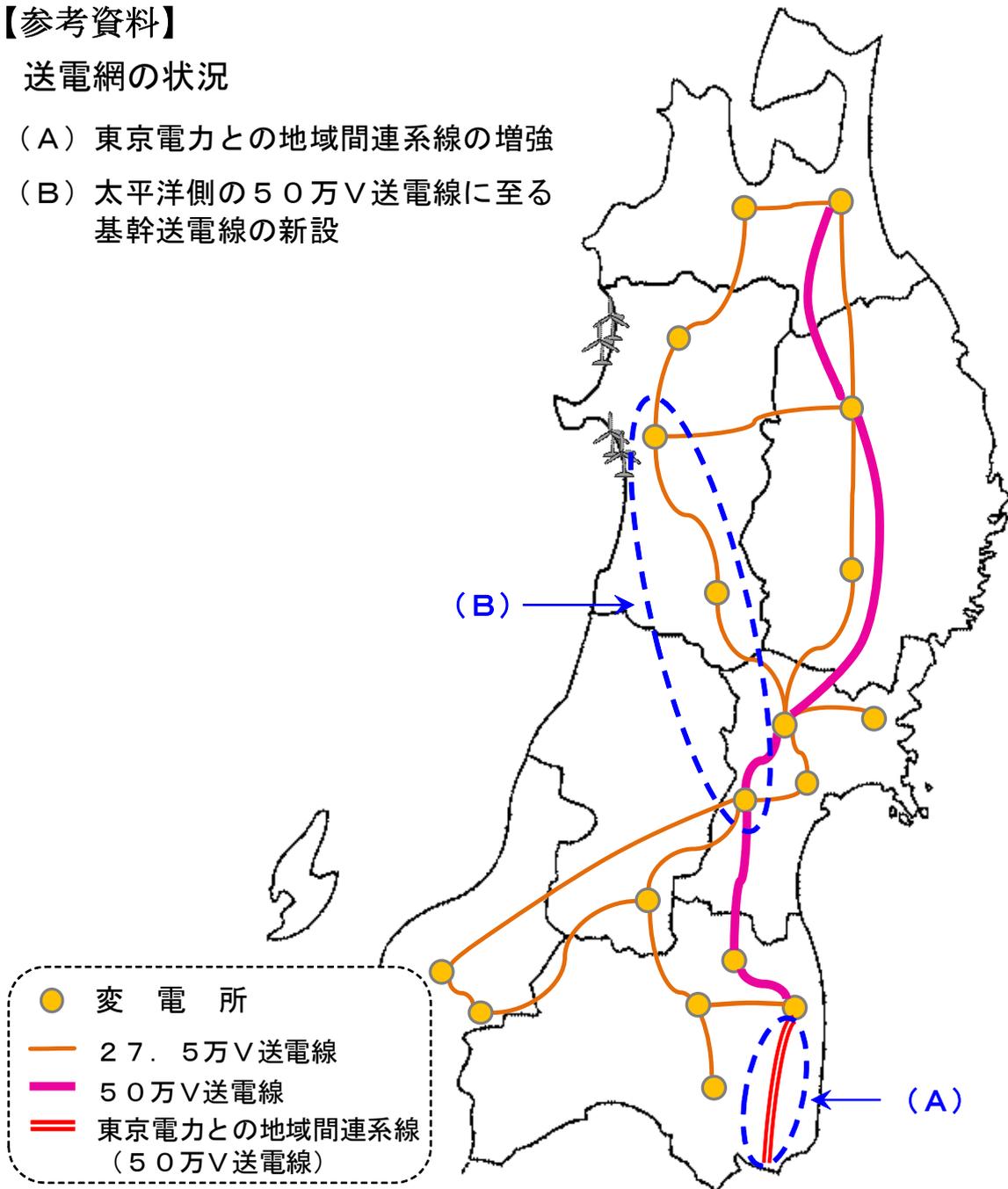
- (3) 電源立地地域対策交付金（初期対策交付金相当部分）は、重要電源開発地点が交付対象となっており、「重要電源開発地点の指定に関する規程」（平成17年2月18日官報告示、同日施行）により、電気事業者等の申請に基づき、出力1万kW以上の地熱発電施設を対象電源として、経済産業大臣が「重要電源開発地点」の指定を行い、地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化などを図ることとされています。

当県では、かたつむり山発電所（仮称）（14,990kW予定）の事業計画が具体化しつつあり、早期の重要電源開発地点の指定が待たれています。

### 【参考資料】

#### 送電網の状況

- (A) 東京電力との地域間連系線の増強
- (B) 太平洋側の50万V送電線に至る基幹送電線の新設



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)



---

---

## Ⅲ-4 中小企業の事業承継支援施策の継続等について

経済産業省中小企業庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継が円滑に行われるよう、「中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業」による「事業引継ぎ支援センターの設置事業」や、「事業承継・世代交代集中支援事業」による「プッシュ型事業承継支援高度化事業」など、事業承継関連施策を今後も継続すること。

また、事業承継を機に行う生産性向上のための設備投資を対象として、長期・低利の資金調達制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継相談推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしとともに、専門的な案件を扱う事業引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク事務局との連携により、事業承継が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) 今年度も、両機関による支援を事業承継推進の両輪とすることにより、地域企業の事業承継の一層の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。
- (4) また、事業承継を検討する企業にあっては、事業の継続（発展）に向けて老朽化した設備の更新など生産性を高めるための取組が課題となっています。設備投資による生産性向上を図り、事業承継を円滑に促進するため、協同組合等を対象とする中小企業高度化資金（高度化事業）と同等の長期・低利の資金調達制度を一般企業向けにも創設することが必要です。

## 【参考資料】

### 当県の事業承継の状況

- (1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク R元.11）  
 秋田県 69.0% 全国ワースト9位 [H30.11 ワースト18位]  
 全 国 65.2%

- (2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンク R2.1）  
 秋田県 61.9歳 全国高齢1位 [H31.1 1位]  
 全 国 59.9歳

### (3) 現行の主な資金調達制度（設備投資）

区 分	高度化事業による資金貸付	信用保証制度 【本県の一般資金の場合】
対象事業	中小企業者が組合等の団体を 設立し、共同して工場団地・ 卸団地などを建設する事業 (団地外の組合員企業は対象外)	県内で1年以上事業を営んでいる者 の設備投資事業
貸付期間	20年以内	固定10年、変動15年以内
貸付利率	0.45%	固定2.15% 変動1.90% 保証料1.55%以下
貸付割合	原則として貸付対象事業費の 80%	100%
貸付上限	なし	1億円 (信用保証制度全体では2.8億円)

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

---

---

## Ⅲ-5 中小企業のワンストップ支援事業の継続について

経済産業省中小企業庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営革新や事業承継が課題となっています。  
地域の支援体制を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っており、その役割はますます重要となっております。
- (2) 当県でも、本事業により、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者の様々な経営改革の相談に、様々な分野のコーディネーターがワンストップで対応しているほか、拠点内の相談のみならず、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。  
支援拠点を設置して以降、各分野のコーディネーターが、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまでのフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。
- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

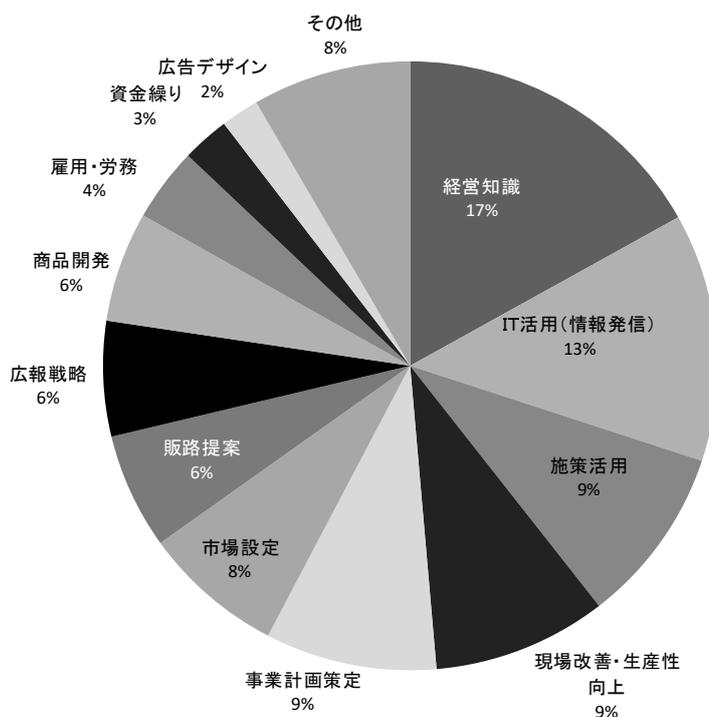
秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
稼働月数	9	12	12	12	12	12
相談対応件数	1,792	4,637	3,360	3,312	3,833	3,434
同月平均	199	386	280	276	319	286

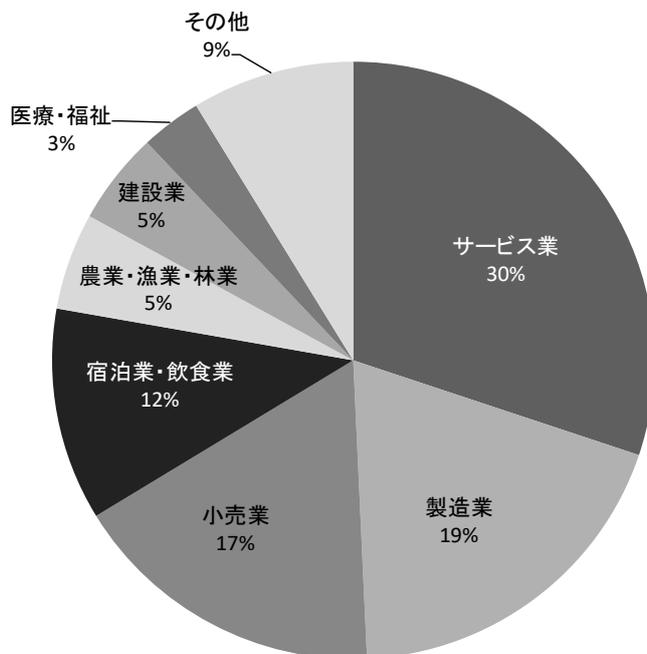
相談内容

(H31.4~R2.3)



相談者の業種

(H31.4~R2.3)



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

---

---

## Ⅲ-6 中小企業の自立・創造に向けた「ものづくり補助金」の拡充について

経済産業省中小企業庁、商務情報政策局

---

---

### 【提案・要望の内容】

地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」を中小企業施策の柱の事業の一つと位置付け、中長期的な観点から、今後も継続して予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、社会経済情勢の変化等に対応し、元気な秋田を創り上げていくため、県政運営の全体指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や、変革する社会・経済において産業振興を中心とした地方創生を目指す「第2期あきた未来総合戦略」、県内の9割以上を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の振興を図ろうとする「中小企業振興条例」等により、県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を全力で後押ししています。
- (2) 令和元年度も、多様な事業活動を展開する中小企業（小規模事業者を含む）の実態を踏まえ、補正予算で「ものづくり補助金」が措置され、制度が継続されました。  
当県では、これまでに560件の案件が採択され、県内中小企業では、この補助金を活用した生産性の向上に資する設備投資により、技術研究開発や経営改善が進んでいます。
- (3) 令和2年度当初予算では、複数の中小企業等が連携して行う取組に対する支援策として、「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」が予算措置されましたが、多様な中小企業の積極的な取組を促進するよう、「ものづくり補助金」についても今年度の補正予算や、令和3年度には当初予算で措置するなど、切れ目のない継続性を持った施策として拡充することが必要です。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)



---

---

## Ⅲ-7 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

---

---

### 【提案・要望の内容】

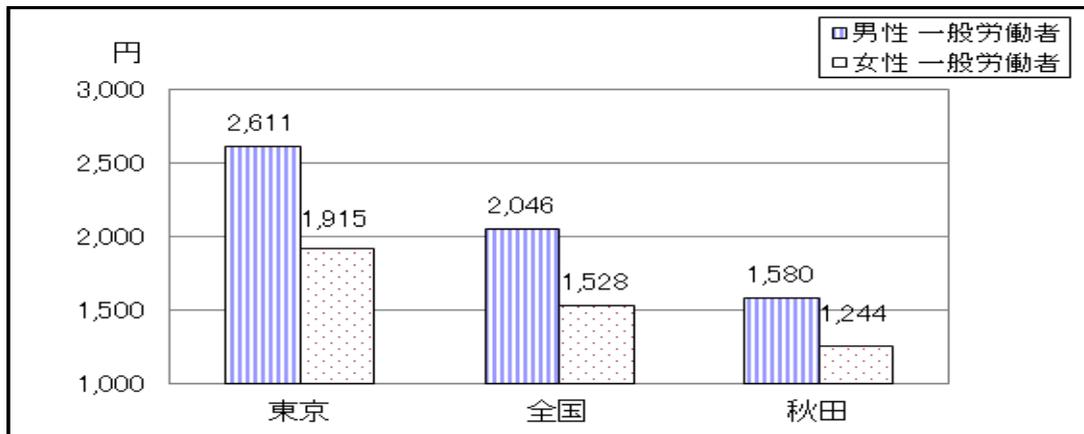
雇用における地域間格差の是正などに向けて、最低賃金に係る目安制度の見直しを行うとともに、地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準を始めとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。  
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費は全体としては緩やかな持ち直しの動きが続き、製造業はやや弱含みの動きとなっており、有効求人倍率は高い水準で推移しているものの、全国平均との格差が依然としてあるほか、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 令和元年地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安が、Aランクは28円、Bランクは27円と、これまでどおり格差があったものの、CランクとDランク（当県など）は同額の26円の提示となるなど、地域別最低賃金制度の一部見直しとも取れる動きがあったところです。  
しかしながら、都市部と地方の最低賃金の格差は依然、拡大傾向にあることから、こうした地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金制度の更なる見直しを行うことが必要です。
- (3) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化を進めるため、国のフォローアップ施策である「専門家派遣・相談等支援事業」や「業務改善助成金」などの支援を継続して行うほか、新たな支援制度など、中小企業の人材確保に向けた環境作りが急務となっています。

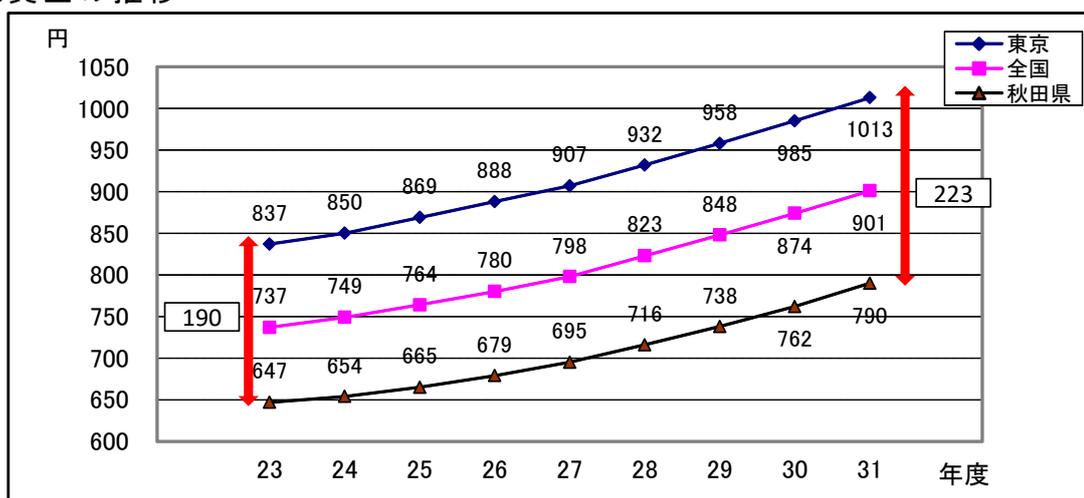
## 【参考資料】

### 1 1時間あたり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」)

### 2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

### 3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- ・ 中央及び地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定する。
- ・ 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成20年の最賃法律改正後は、生活保護基準額との整合性に配慮することになっている。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

---

---

## Ⅲ-8 最低賃金引き上げ等生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について（新規）

公正取引委員会  
経済産業省中小企業庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

県内製造業における中小企業・小規模事業者は、最低賃金引き上げ等による人件費の上昇や物流費等の上昇も相まって厳しい経営環境にある。特に、下請け主体の事業者が多いため、生産コストの増加分について、加工料や製品価格へ適正に価格転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発を図るなど、公正な取引環境の整備を一層進めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、製造品出荷額の付加価値生産性は全国でも下位となっています。（従業員1人当たりの製造品付加価値額は全国45位。）  
また、最低賃金の引き上げ等による人件費の上昇や物流費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、当県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいない実情があります。
- (3) 国においては、下請代金支払遅延等防止法に基づき、中小企業庁と公正取引委員会が連携して、書面調査の実施による実態把握や、親事業者に対する指導・現状回復措置等を実施するとともに、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところです。  
しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、下請事業者が自らに起因しないコスト増について、適正に価格へ転嫁できるよう、親事業者への指導や普及啓発など、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県別 製造品付加価値額  
(従業者4人以上の事業所)

都道府県	製造品付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	1人当たり 付加価値額	順位
合計	104,126,019	7,763,431	13.41	
1 山口県	1,939,568	96,448	20.11	1
2 滋賀県	2,886,145	161,755	17.84	2
3 徳島県	833,105	47,182	17.66	3
4 三重県	3,522,269	204,829	17.20	4
5 茨城県	4,489,909	273,333	16.43	5
6 和歌山県	848,271	52,803	16.06	6
7 愛知県	13,617,931	861,880	15.80	7
8 京都府	2,283,592	144,761	15.77	8
9 大分県	1,020,670	66,265	15.40	9
10 栃木県	3,090,278	206,119	14.99	10
11 神奈川県	5,306,630	355,613	14.92	11
12 千葉県	3,156,752	211,554	14.92	12
13 静岡県	6,110,316	412,996	14.80	13
14 群馬県	3,097,748	211,386	14.65	14
15 山梨県	1,029,471	72,068	14.28	15
16 兵庫県	5,089,872	363,448	14.00	16
17 愛媛県	1,024,966	76,600	13.38	17
18 広島県	2,923,822	219,888	13.30	18
19 岡山県	1,951,063	150,208	12.99	19
20 佐賀県	772,017	61,397	12.57	20
21 東京都	3,070,758	245,456	12.51	21
22 大阪府	5,582,060	446,219	12.51	22
23 宮城県	1,471,958	118,476	12.42	23
24 埼玉県	4,812,630	396,827	12.13	24
25 長崎県	669,374	56,145	11.92	25
26 福岡県	2,603,848	222,165	11.72	26
27 香川県	807,504	70,110	11.52	27
28 奈良県	704,895	61,981	11.37	28
29 富山県	1,445,391	127,353	11.35	29
30 長野県	2,290,530	204,708	11.19	30
31 福島県	1,747,657	160,506	10.89	31
32 宮崎県	610,450	56,232	10.86	32
33 石川県	1,128,110	104,943	10.75	33
34 福井県	787,047	74,082	10.62	34
35 熊本県	1,007,514	95,231	10.58	35
36 山形県	1,058,323	100,931	10.49	36
37 島根県	440,738	42,320	10.41	37
38 岐阜県	2,101,772	203,981	10.30	38
39 新潟県	1,903,813	189,580	10.04	39
40 鹿児島県	713,518	71,329	10.00	40
41 北海道	1,691,389	170,217	9.94	41
42 青森県	551,268	57,552	9.58	42
43 岩手県	801,832	87,914	9.12	43
44 高知県	209,975	25,548	8.22	44
45 秋田県	502,283	62,493	8.04	45
46 鳥取県	244,026	33,917	7.19	46
47 沖縄県	172,961	26,682	6.48	47

注：従業者4～29人の事業所については粗付加価値額である。

(出典：2019年工業統計(速報)より)

(課室名 産業労働部地域産業振興課)

---

---

## Ⅲ-9 外国人材を受け入れる中小企業等に対する支援について（新規）

法務省出入国在留管理庁  
厚生労働省職業安定局

---

---

### 【提案・要望の内容】

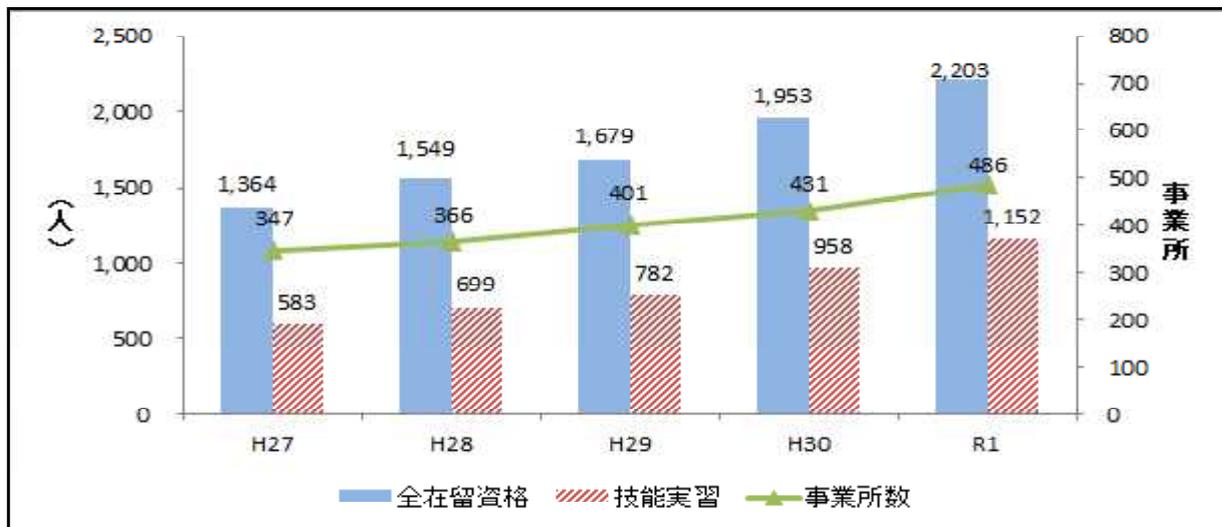
地方における外国人材の受入れ拡大に向け、中小企業等が負担する受入れに係る諸費用及び住環境整備費に対して支援措置を講じるとともに、地域住民との交流を深め、共生を図っていくために必要な日本語学習機会の充実を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国的に外国人材の受入れは増加傾向にありますが、令和元年10月末現在の当県の外国人労働者数は2,203人で全国最下位であるほか、特定技能労働者はゼロとなっています。
- (2) 一方、少子高齢化や首都圏等への人材流出が著しい当県では、中小企業や小規模事業者における労働力不足が課題となっており、昨年、県内企業等を対象に行ったアンケート調査では、5年後の人材確保の見込みとして、現状よりも更に深刻化するとの回答が多くなっており、今後、外国人材へのニーズが高まっていくものと考えています。
- (3) このような状況を踏まえ、当県では、令和2年度より、県内企業や業界団体等が外国人材の受入れや定着に向けて行う、日本語学習機会の提供、受入れ体制の整備、地域住民との交流機会の確保等のソフト面での取組に対する助成制度を新設したところです。
- (4) しかしながら、経営体力の脆弱な中小企業や小規模事業者にとっては、監理団体等への加入費用や採用面接のための渡航費用、入国費用などに加え、専用社宅の準備やアパートの借上げなど、ハード面での受入体制整備が大きな負担となっています。
- (5) さらに、地域への外国人労働者の安定的な受入れに向けては、外国人労働者が地域における公共機関等を利用する際の言語環境の整備や、地域住民との交流を深め、共生を図っていくために必要な日本語学習機会の充実が必要です。

## 【参考資料】

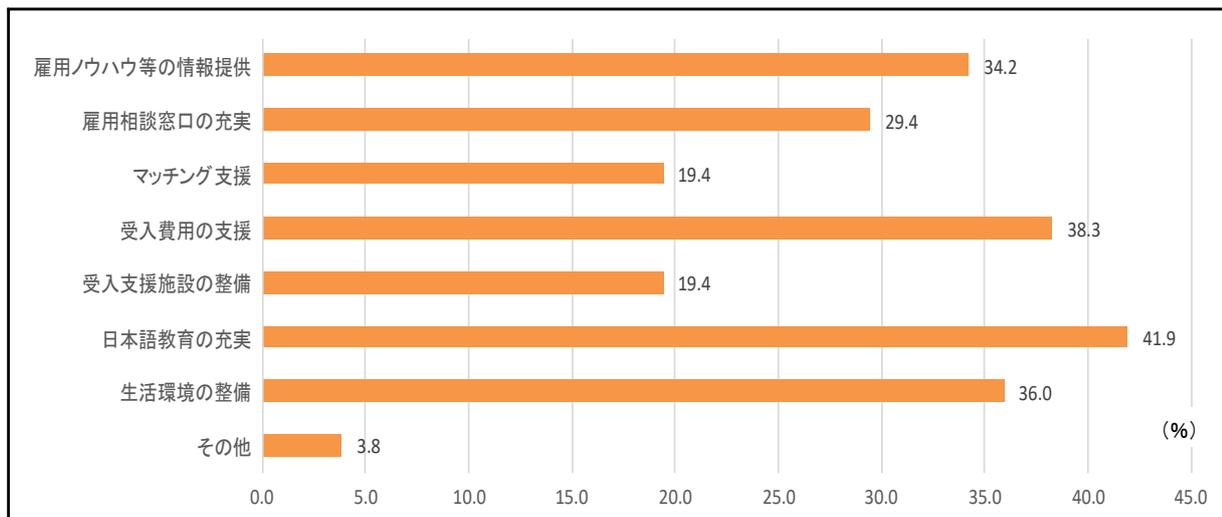
### 1. 秋田県における在留資格別外国人労働者数・外国人雇用事業所数の推移



(出典：厚生労働省「外国人雇用状況」より)

### 2. 外国人材の受入れに関して行政等に希望する支援内容アンケート調査結果

(複数回答)



※調査期間：令和元年5月～9月

※調査対象：915事業所

※回答件数：520事業所

(出典：秋田県産業労働部雇用労働政策課・秋田商工会議所「外国人材の受入れに関するアンケート調査結果」より)

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

---

---

## Ⅲ-10 在留資格「特定技能」における産業分野への縫製業の追加について（新規）

出入国在留管理庁  
経済産業省製造産業局

---

---

### 【提案・要望の内容】

改正出入国管理法の施行に伴う新たな在留資格「特定技能」の創設により、介護や農業、外食業など14業種での就業が認められた一方、その対象外とされている縫製業は、生産性向上などに取り組んでいるものの、深刻な人手不足にあることから、「特定技能」における外国人材の受入分野に縫製業を追加すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内の9割以上を占め、地域の経済・雇用を支える中小企業・小規模事業者の振興を図るため、「中小企業振興条例」等の関連施策により、縫製業を含む県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を全力で支援しています。
- (2) 当県の縫製業は、製造業における事業所の割合では15.5%と2番目に高く、就業者についても製造業の全就業者のうち10.4%を占める地域の重要な産業です。  
各事業者においては、労働生産性の向上に日々努めているところですが、労働集約型産業の縫製業では、人材確保はますます厳しさを増しています。  
こうした中、当県における縫製業の外国人労働者は、製造業の60.6%を占めており、外国人労働者は当県の縫製業を支える大きな労働力となっています。
- (3) 現行制度上、技能実習制度に加え「特定技能」も対象とされている介護や農業分野は、合わせて最長10年間在留可能となる一方で、縫製業は技能実習制度のみ受入対象職種とされている関係上、在留期間は最長でも5年となっています。縫製業においても一定の技術を身につけた外国人労働者の在留期間の延長は貴重な戦力となることから、「特定技能」における特定産業分野に縫製業の追加が必要です。

## 【参考資料】

### 1. 技能実習と特定技能の制度比較

在留資格	技能実習	特定技能
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)	通算5年

### 2. 特定技能に指定されている特定産業分野

○特定技能1号 特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（14分野） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
○特定技能2号 特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※特定産業分野（2分野） 建設、造船・船用工業

### 3. 秋田県の製造業における事業所数及び従業者数

主な産業分類	平成30年			
	事業所数	割合	従業者数 (人)	割合
製造業 計	1,709	100.0%	62,493	100.0%
うち食料品製造業	302	17.7%	7,571	12.1%
うち繊維工業	265	15.5%	6,506	10.4%
うち電子部品・デバイス・電子回路製造業	94	5.5%	12,706	20.3%

(出典：経済産業省「工業統計調査」より)

### 4. 産業別・外国人雇用事業所及び外国人労働者数（秋田労働局） 令和元年10月末現在

主な産業分類	外国人雇用 事業所数	割合	外国人労働 者数(人)	割合
製造業 計	189	100.0%	1,127	100.0%
うち食料品製造業	19	10.1%	138	12.2%
うち繊維工業	106	56.1%	683	60.6%
うち電気機械器具製造業	6	3.2%	41	3.6%

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

---

---

## Ⅲ-11 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続・拡充について（新規）

厚生労働省職業安定局  
経済産業省中小企業庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者への無担保・無利子の融資や雇用調整助成金の特例措置を、経営への影響が軽微になるまで継続するとともに、支援の拡充を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大により、売上が激減するなど多くの企業で業況が悪化し、特に中小企業・小規模事業者では経営の危機に直面しています。
- (2) 中小企業・小規模事業者は、各種融資制度の拡充や雇用調整助成金、持続化給付金などにより、急場を凌いでいる状況にありますが、新型コロナウイルス感染症は第二波等の懸念が消えず、今後の経済状況の見通しが立たないことから、先行きの不安が大きくなっています。
- (3) 引き続き感染状況や経済状況の推移を見ながら、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の経営の支援を切れ目なく迅速に実行していくことが必要です。
- (4) 無担保・無利子融資の売上要件の緩和や、雇用調整助成金特例措置の恒久化により、多くの中小企業・小規模事業者が経営を維持できるようになります。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

#### IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業

---

---

## IV-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、生産局、農村振興局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等について、予算を十分かつ安定的に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな「食料・農業・農村基本計画」のもと、食料の安定供給や農業の持続的な発展に向けた施策を円滑に推進するため、必要な予算を十分かつ安定的に確保することが必要です。  
また、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効を踏まえ、「総合的なTPP等関連政策大綱」と「農業生産基盤強化プログラム」に基づく対策を着実に実行するとともに、牛肉のセーフガード発動基準数量については、米国を含めTPP協定の総枠内で設定することが必要です。
- (2) 当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地を、それぞれ50か所を目標に全県域に整備することにしています。  
これまで「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」を活用した大規模生産団地等の整備を進めてきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が4年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた機動的な制度にするとともに、これまでの補正予算に加え、当初予算での措置により、必要な予算を安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

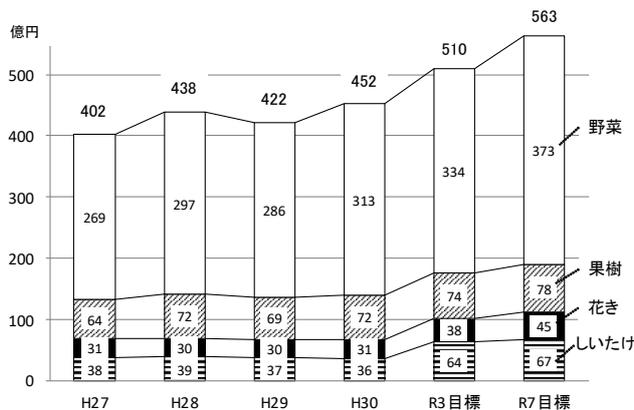
(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和元年度実績 (H30補正)	横手市十五野地区、鹿角市末広地区、北秋田市綴子地区、大仙市内小友地区、八峰町石川地区など 計30地区	2,589	1,131
令和2年度計画 (R元補正)	横手市醍醐地区、美郷町中野地区、三種町鶉川地区、八峰町峰浜地区、湯沢市秋ノ宮地区など 計19地区	2,478	1,126
令和3年度計画	秋田市金足西部地区、大館市、大仙市、横手市など 計11地区	3,532	1,395

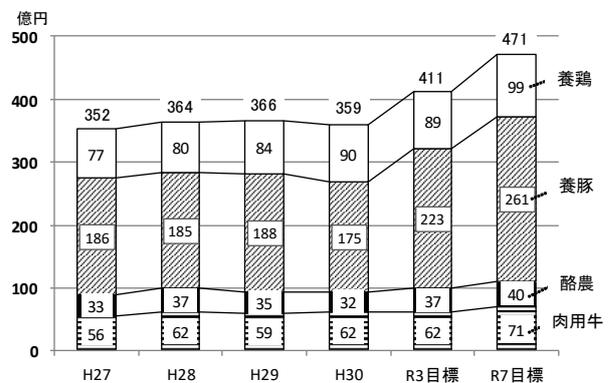
2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区	事業費	補助金
令和元年度実績 (H30補正)	横手市杉沢地区、三種町豊岡地区、美郷町六郷地区、湯沢市山田地区 計4地区	979	450
令和2年度計画 (R元補正)	男鹿市角間崎地区、大仙市中仙地区、由利本荘市大内地区など 計3地区	621	281
令和3年度計画 (R4以降も含む)	北秋田市鷹巣地区、鹿角市花輪地区、羽後町西馬音内地区など 計8地区	11,400	5,182



〔主要園芸作物の産出額の推移と目標額〕



〔畜産産出額の推移と目標額〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

---

---

## IV-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、生産局、農村振興局  
農林水産技術会議

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 国の「スマート農業実証プロジェクト」について、収量性や品質の向上、労働時間の削減、費用対効果や導入基準など、実証で得られた技術・経営双方の効果を国において早期に取りまとめ、生産現場に情報提供すること。
- (2) 大規模農業法人等に対してスマート農業を広く普及していくため、実証プロジェクトで得られた成果をもとに、経営管理や生産・出荷までの一貫体系での取組に対する支援の充実・強化を図ること。
- (3) スマート農機の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、市販段階にある機種については、導入にあたって負担軽減が図られるよう支援措置を講じること。
- (4) 高度化、複雑化する農業現場で効率的な営農指導を行えるよう、普及指導員の指導力向上のための技術講習会の開催や、情報基盤の整備を図ること。
- (5) スマート技術をフルに活用できるよう、ほ場の大区画化や水需要に即した農業用排水路の整備、農村における情報ネットワークの構築など、スマート農業に対応した生産基盤の整備を加速すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、実証プロジェクトの動画を配信するとともに、独自のスマート農業導入指針の策定に着手していますが、全国での実証プロジェクトの成果を農家に分かりやすく情報発信するなど、スマート農業を「知り」、「試す」ことにつながる環境整備が必要です。
- (2) 現在、当県では、実証プロジェクトを通じて、栽培技術はもとより経営全体での効果を検証していますが、こうした取組を拡大していくためには、移植や防除、畦畔除草、収穫、経営管理といった要素技術をパッケージ化して導入することができる事業の充実・強化を図ることが重要です。

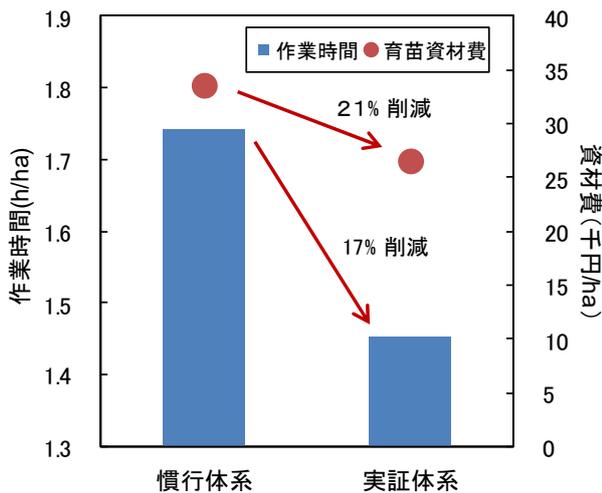
- (3) スマート農機は総じて高額であることから、担い手への普及を図るためには、低価格化に向けた研究開発を加速するとともに、導入に要する費用負担の軽減を図ることが必要です。
- (4) 当県の普及指導に対するアンケート調査では、7割の農家が「タブレットによる説明は分かりやすい」と回答しており、ICTを活用した指導は有効であることから、指導力の向上と併せ、その環境整備が必要です。
- (5) スマート農業の効果は、ほ場や用水など生産基盤の条件に左右されることから、自動走行農機に対応したほ場やICTを活用した用水システムなど、技術の効果を最大限に発揮できる生産基盤を整備する必要があります。

**【参考資料】**

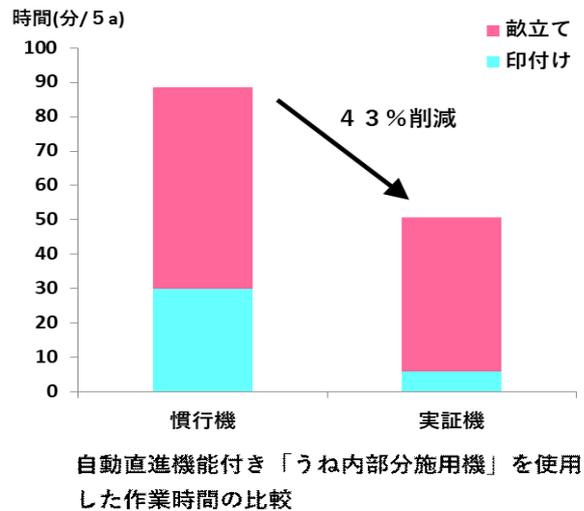
〔水稲一貫体系の実証〕



〔露地小ギク一貫体系の実証〕



スマート農業実証体系による田植作業時間と育苗資材費削減効果



自動直進機能付き「うね内部分施用機」を使用した作業時間の比較

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、農地整備課)

---

---

## IV-3 農地中間管理事業の着実な推進について

農林水産省経営局

---

---

### 【提案・要望の内容】

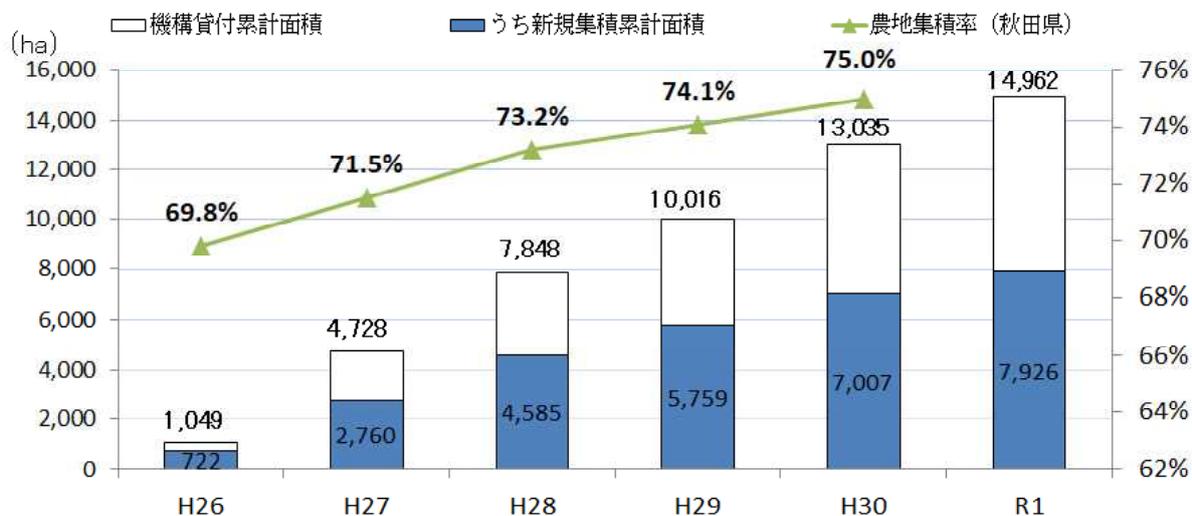
- (1) 農地バンク法の改正により、運用や事務手続き等の一部が見直しされましたが、引き続き、農地中間管理機構や市町村、県の事務負担の更なる軽減が図られるよう、現場の声を十分に反映した内容に随時見直しを行うこと。
- (2) 本事業を円滑に推進し、着実に成果を上げるため、経営転換協力金を継続しつつ、地域集積協力金の交付水準を維持するとともに、事業の推進に必要な経費について、地方に新たな負担が生じないようにすること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度までに担い手への農地集積率を90%まで引き上げることを目標に、関係機関が一体的に活動する推進チームの設置や現地相談員の配置による合意形成活動の展開など、現場段階の推進体制を整備したほか、ほ場整備と園芸メガ団地整備の一体的な取組により、農地の集積・集約化を積極的に推進しています。  
また、法改正を踏まえ、集積計画一括方式の導入や、円滑化団体との統合一体化等に関係機関と連携しながら取り組んでいます。
- (2) 農地中間管理事業に係る機構及び市町村等の事務量については、契約の更新や管理、「人・農地プランの実質化」に係る事務量が年々増大しており、引き続き、事務手続きの簡素化や運用の改善等が必要です。
- (3) 農地の集積・集約化を加速するためには、出し手農家のインセンティブとなっている経営転換協力金を継続するとともに、地域の合意形成を促す地域集積協力金の交付単価の水準を維持することが必要です。
- (4) 制度創設時に造成した農地中間管理事業等推進基金については、令和元年度末時点で86百万円まで減少しています。農地中間管理機構に対する知事の認可や命令等の権限は、法定受託事務とされており、国が責任を持って取り組む必要があることから、地方に新たな負担が生じることのないよう、引き続き十分な財源を確保する必要があります。

【参考資料】

1 当県における農地集積の推移



<全国順位>

貸付面積	7	5	3	3	2	-
うち新規集積面積	3	2	1	2	3	-

2 農地中間管理事業等推進基金の年度末残高の状況

単位：百万円

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
基金残高	1,769	751	563	388	240	86

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

---

## IV-4 新規就農者や農業法人等の確保・育成について

農林水産省経営局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 次代の地域農業を牽引する担い手の確保・育成に効果が高い「農業次世代人材投資事業」の予算を十分に確保し、認定就農者や移住就農者等への支援を強化すること。  
また、新規就農者の受入と営農定着を図るため、サポート体制の整備に係る予算を十分に確保すること。
- (2) 農業法人等の経営規模の拡大や複合化等を加速する、新たな「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）」については、現場の要望に応えられるよう十分な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

#### 《新規就農者の育成・確保》

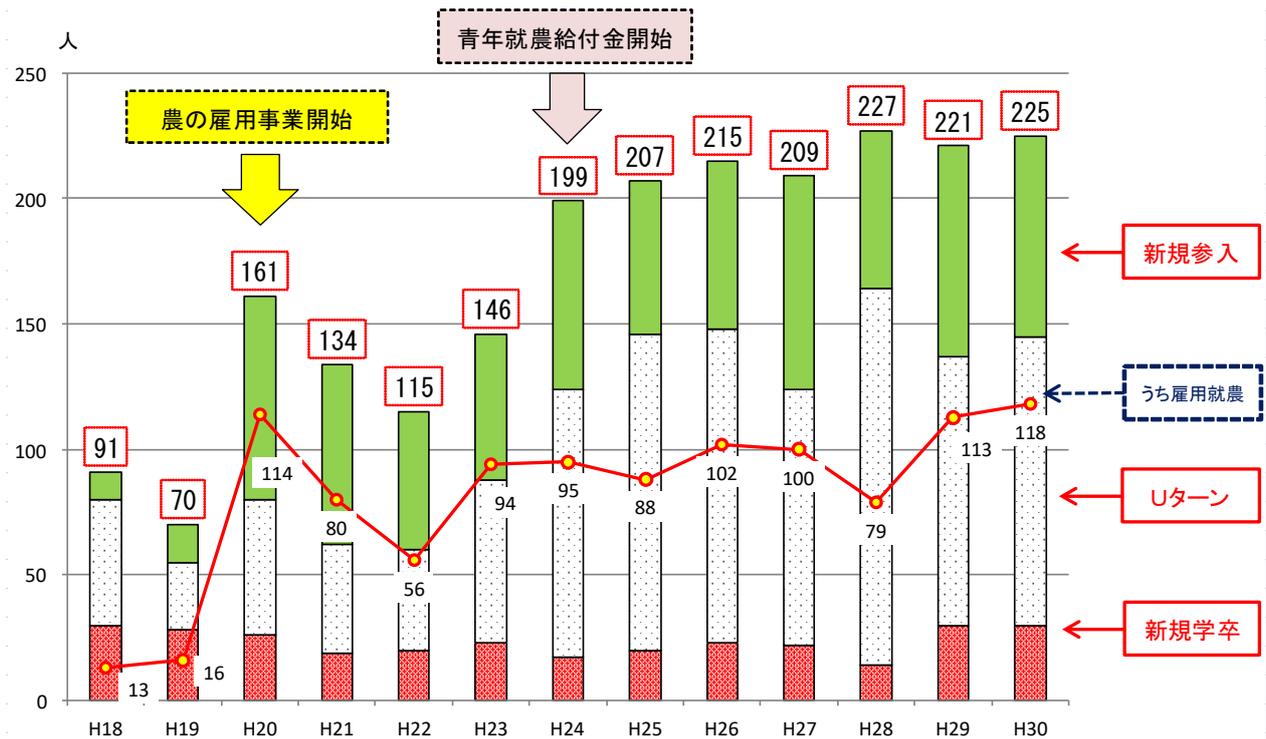
- (1) 当県では、就農希望者の就農相談から、就農前研修の実施、就農に向けた機械・施設導入に対する支援など、総合的な就農対策の実施により、近年、年間200人を超える新規就農者を確保しています。  
しかし、依然として農業就業者数の減少が続いており、地元出身者はもとより、移住者を含め、更なる確保が必要になっています。
- (2) 「農業次世代人材投資事業」については、交付に必要な予算を十分に確保するとともに、制度の見直しを行う際は、前年度から研修や経営開始に向けた準備が行われている実態を踏まえ、混乱を招かないよう十分な周知期間や経過措置を設けるなど、柔軟な運用が必要です。
- (3) また、就農に資する情報の収集・発信や相談活動を行う専門員の配置など、新規就農のサポート体制を整備する「農業経営者総合サポート事業（都道府県新規就農相談事業）」についても、十分な予算を確保することが必要です。

《農業法人の育成・確保》

(4) 「人・農地プラン」に位置付けられた農業法人等の中心経営体の経営基盤の強化を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」については、例年、事業要望に対する事業採択率が低いことから、事業要望に十分対応できる予算を確保する必要があります。

【参考資料】

1 当県における新規就農者の推移



2 新規就農者への支援活動



〔新規就農者に対する相談活動〕



〔移住就農希望者の収穫体験研修〕

(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

---

---

## IV-5 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

総務省自治財政局  
農林水産省生産局、政策統括官

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前を基本に、数量や価格に関する事前契約を締結する取組が普及・定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すこと。  
併せて、方針作成者や生産者が需給状況を的確に把握できるよう、主食用米の産地・銘柄別の需要動向や在庫量など、きめ細かな情報を迅速に提供すること。
- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持するとともに、主食用米の需給の均衡を図るため、備蓄米や飼料用米など非主食用米のインセンティブを高めること。
- (3) 主食用米の需要の減少に歯止めをかけるため、消費喚起に向けた対策の充実・強化を図ること。
- (4) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、それに伴う施設の改修に対する支援対策の充実・強化を図ること。
- (5) 主要農作物の優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での取組状況に応じた地方財政措置を堅持すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 米の需要を見極め、価格の安定を図るため、県農業再生協議会では、集荷団体に対し、数量のみならず、価格も含めた事前契約を推進していますが、価格については、依然として実需者側の理解が進んでいない実態があり、国が事前契約のあり方をモデル的に提示していくことが必要です。  
また、集荷業者等が販売計画を策定する際には、全国の需給状況だけでなく、産地・銘柄別のきめ細かな情報も必要です。

- (2) 主食用米の価格上昇に伴い、当県を始め全国的に非主食用米から主食用米に転換する動きが見られることから、備蓄用米や飼料用米など非主食用米については、取組が後退することがないように、一層インセンティブを高め、作付けを誘導する対策が必要です。
- (3) 米の需要の減少幅が毎年8万トンから10万トンへ拡大していますが、今後、中食・外食業界とも連携し、ごはん食のメリットをPRしながら、日本型食生活を推進するなど、消費拡大に向けた取組の更なる強化が必要です。
- (4) 当県では、稲作の基幹施設として整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (5) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を成すものであることから、種子法廃止による優良種子の安定供給に対する不安の声を払拭するとともに、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。

## 【参考資料】

### 1 事前契約率の状況

(単位：千玄米トン)

	平成30年	令和元年(令和2年5月末現在)
集荷数量	251.6	271.1
うち事前契約数量 (事前契約比率)	182.4 (73%)	190.4 (70%)

### 2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

	平成30年	令和元年
戦略作物助成	83.4	78.1
産地交付金	36.0	36.3
計	119.4	114.4

### 3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

(単位：基)

設置時期	S40～59	S60～H9	H10～19	H20～	計
設置基数	18	16	5	6	45
うち耐用年数経過 ※	13				13

※全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ：35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

---

---

## IV-6 コメのカドミウム対策の充実について

総務省自治財政局  
農林水産省消費・安全局、生産局、  
政策統括官、農林水産技術会議

---

---

### 【提案・要望の内容】

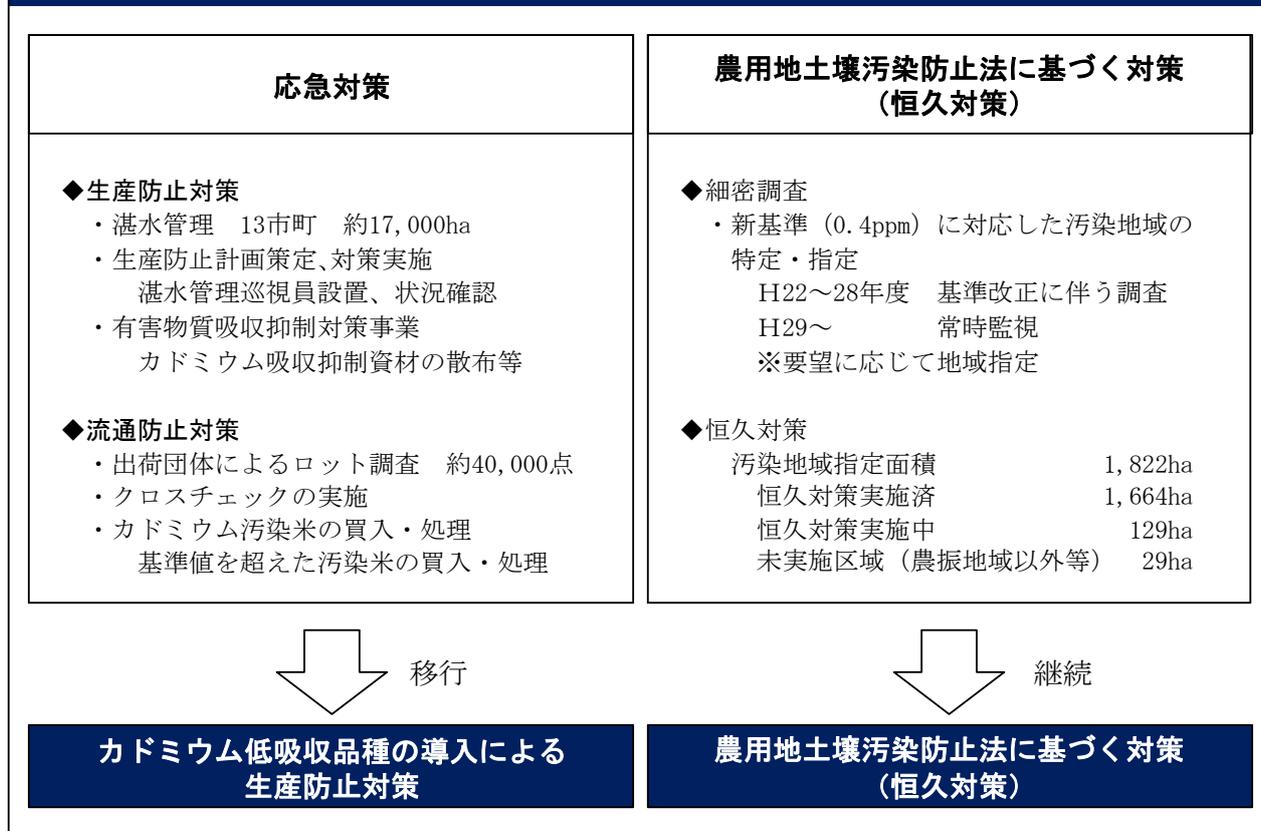
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、当県では、独自に汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) カドミウム低吸収品種の導入に当たっては、風評被害につながらないよう、国の主導の下、消費者や流通業者等の理解の醸成を図るとともに、全国的に足並みを揃えて進めること。
- (3) カドミウム低吸収品種の生産現場での普及拡大を図るため、必要な施設等の導入や技術指導など、総合的な支援策を講じること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

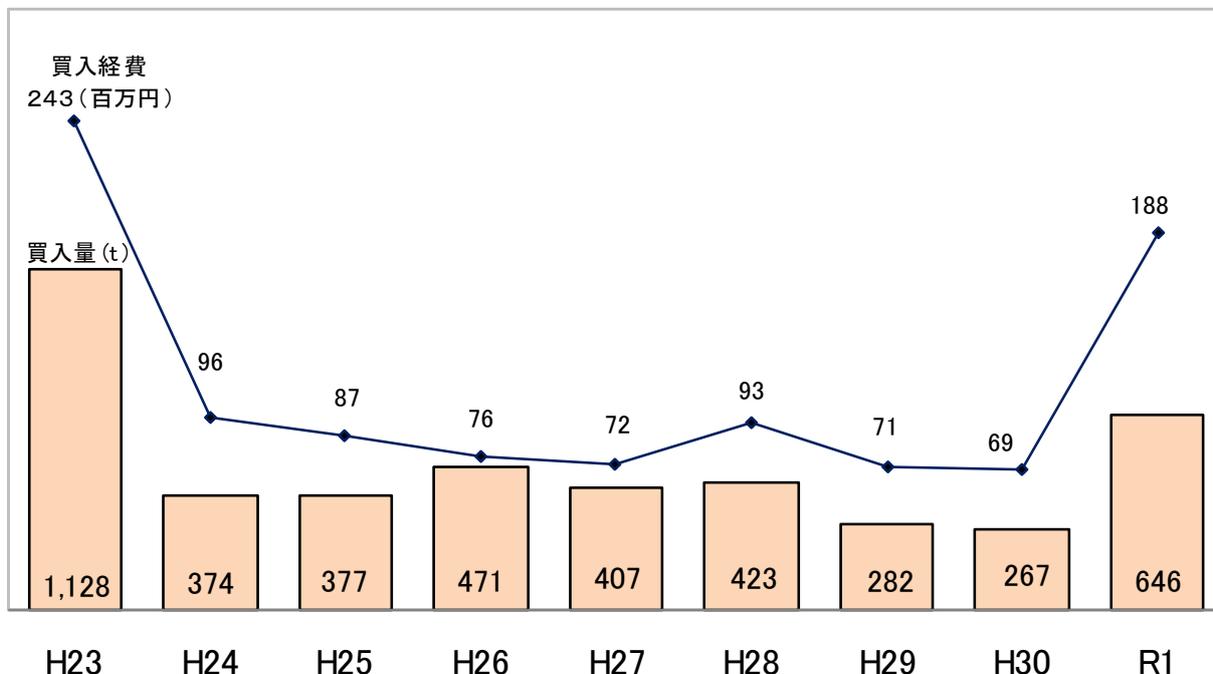
- (1) 当県では、客土や湛水管理による生産段階での発生防止対策のほか、出荷団体によるロット調査等の流通防止対策を講じるとともに、汚染米については、平成23年度以降、国に代わって県が毎年、買入・処理を行っています。
- (2) こうした中、カドミウム低吸収コシヒカリが開発され、抜本的な解決が期待されることから、当県においても、国の指針に基づき、「あきたこまち」など県オリジナル品種について、低吸収品種の開発を進めています。
- (3) 今後、開発した低吸収品種の普及に向け、種苗登録や産地品種銘柄の設定、生産地での導入試験などを行いますが、こうした取組が風評被害につながらないよう、国の主導の下、各都道府県と連携し消費者や卸・流通業者等の理解の醸成を図っていく必要があります。
- (4) また、県全域への導入に際しては、種子生産ラインの新設や栽培マニュアルの作成、品種切替のための技術指導など、段階に応じた支援が必要となっています。

【参考資料】

## 秋田県における農用地土壌汚染対策の概要



### カドミウム汚染米の買入処理状況



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

---

---

## IV-7 CSFのまん延防止対策の徹底について

農林水産省消費・安全局

---

---

### 【提案・要望の内容】

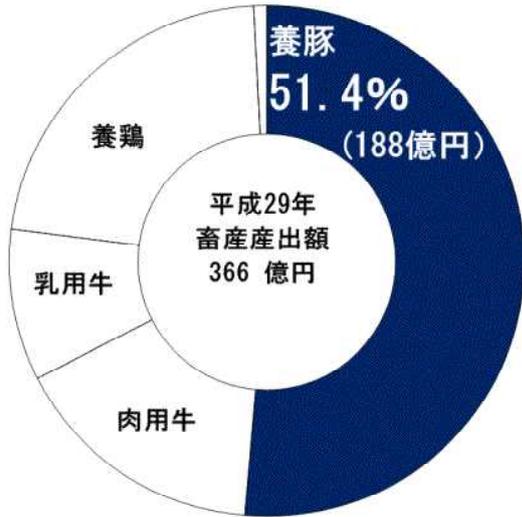
- (1) 飼養豚へのワクチン接種については、養豚場や野生イノシシで発生した県に加え、接種を希望する都道府県においても実施可能とすること。
- (2) 家畜防疫員に限定されているワクチン接種について、都道府県が指定する獣医師による接種を認め、ワクチン接種が迅速にできるようにするとともに、接種にかかる経費について十分な予算を確保すること。
- (3) 海外発生地からの直行便が就航している地方空港や、クルーズ船が寄港する港湾に検疫探知犬を配備するほか、肉製品の持込違反者に対し、入国拒否など罰則を厳格化し、水際防疫を強化すること。  
また、地方空港における消毒や、養豚場等における消毒薬・散布機購入等の支援を継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

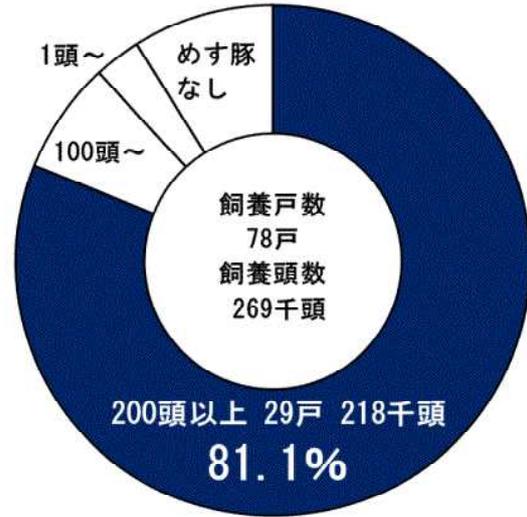
- (1) CSFは、養豚の一大産地である関東圏にまで拡大し、今年1月には沖縄県でも発生するなど、全国どこで発生してもおかしくない状況です。
- (2) 国の防疫指針では、県内や隣県の養豚場、野生イノシシで発生しないとワクチンを接種できないことになっているが、確実に感染を予防するためには、種豚等の取引先の県外養豚場で発生した場合でも接種可能にする必要があります。
- (3) ワクチン接種を開始した場合、接種が長期間にわたるほか、業務が家畜防疫員に限定され、限られた人員で対応せざるを得ず、適期の接種に支障を来すことが懸念されることから、都道府県が指定した獣医師による接種を可能とするとともに、接種に対する報酬についても、国による支援が必要です。
- (4) 旅行者の肉製品の持ち込みが後を絶たず、依然として我が国への侵入リスクが高まっているため、海外発生地からの直行便が就航している地方空港やクルーズ船が寄港する港においても検疫探知犬を配備するとともに、違法持込者の入国を拒否するなど、更に厳格に対処する必要があります。

【参考資料】

1 本県における養豚業の状況

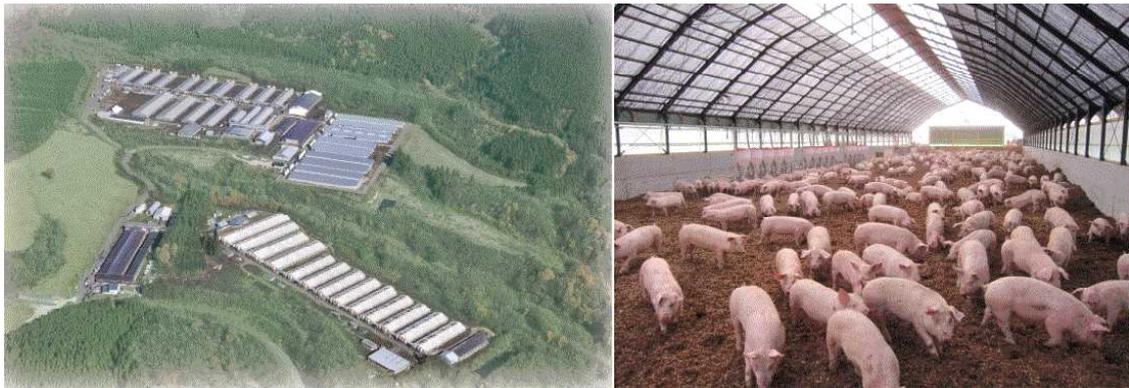


〔畜種別農業産出額の割合〕



〔子取り用めす豚飼養規模別頭数の割合〕

2 大規模養豚団地



〔小坂町：ポークランドグループ〕

3 県内空港における靴底消毒マットの設置



〔秋田空港〕

〔大館能代空港〕

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

---

---

## IV-8 農業農村整備事業の予算確保等について

農林水産省大臣官房、農村振興局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 農業農村整備事業は、生産コストの大幅な縮減はもとより、担い手への農地集積や高収益作物への転換、スマート農業の導入にも必要不可欠であり、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保する上でも極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策は令和2年度までの措置となっていますが、農業用ため池等の防災・減災対策は長期間にわたることから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備を始めとする各種施策を強力に推進した結果、米以外の野菜や花きといった複合作物の産出額が過去20年間で最高の水準となるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) 生産現場からは、複合型生産構造への転換には基盤整備が不可欠であり、多くの実施要望があるなど一層の事業実施が求められていることから、引き続き、園芸振興施策、農地中間管理事業と三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を重点施策として推進することとしています。
- (3) 当県の基幹的農業水利施設の3割以上が標準耐用年数を超過しており、施設の長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的に実施するとともに、自然災害の激甚化・頻発化や農業用ダムの洪水調整機能の強化等に適切に対応するため、農業水利施設の維持管理に対する支援の強化が必要です。
- (4) 特に、防災重点ため池については、平成30年7月豪雨を踏まえた見直しにより、それまでの3倍以上に当たる1,180箇所が増加しており、これらの改修・耐震化工事はもとより、管理体制の整備に多くの期間を要することから、技術的・財政的な支援を安定的に行う必要があります。

【参考資料】

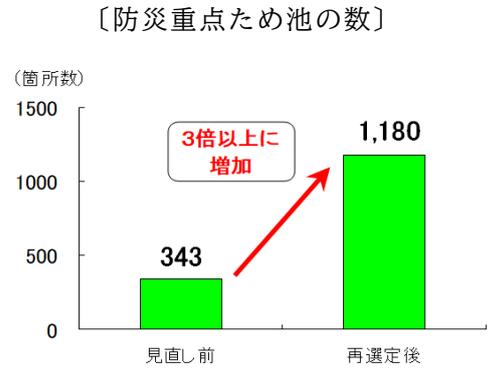
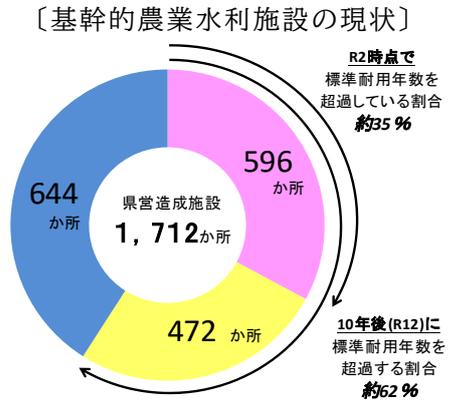
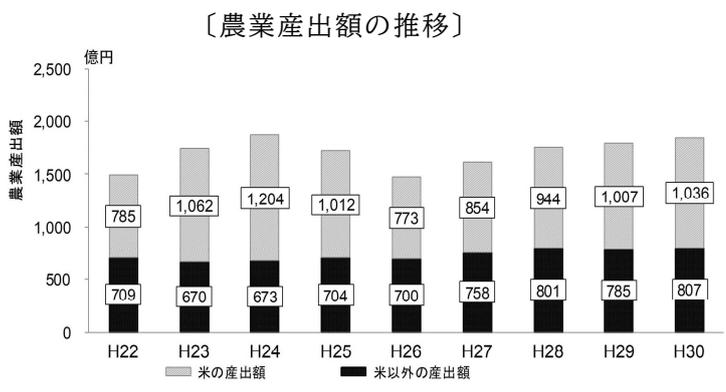
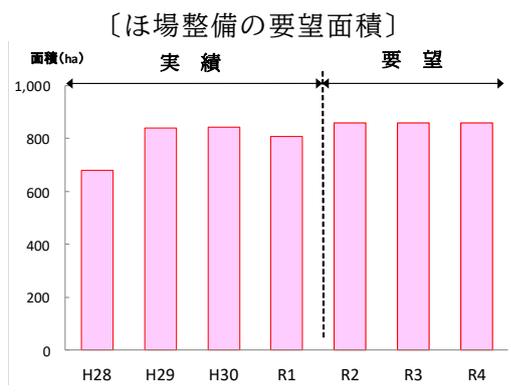
あきた型ほ場整備の具体事例

男鹿市	ほ場整備 園芸メダ 【作物】 集積率 現況→実績	五里合地区 (H27~R3) 五里合地区 (H29~R1) 【ねぎ】 5% → 98%
-----	--------------------------------------	--

大館市	ほ場整備 園芸メダ 【作物】 集積率 現況→実績	上川沿地区 (H27~R3) 上川沿地区 (H28~29) 【えだまめ、にんにく、アスパラ】 31% → 98%
-----	--------------------------------------	---

秋田市	ほ場整備 園芸メダ 【作物】 集積率 現況→実績	平沢地区 (H25~R1) 雄和地区 (H27~28) 【タリア、ねぎ、えだまめ】 3% → 91%
-----	--------------------------------------	---

由利本荘市	ほ場整備 園芸メダ 【作物】 集積率 現況→実績	平根地区 (H25~30) 島海平根地区 (H27~29) 【リンドウ、小ギク、アスパラ】 9% → 100%
-------	--------------------------------------	--



(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

---

---

## IV-9 土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について

農林水産省農村振興局

---

---

### 【提案・要望の内容】

農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の対応等が円滑に実施できるよう、土地改良区への地区編入を促進する取組や、土地改良区の管理区域外も含めた農業水利施設の管理体制を強化するための計画づくりを支援すること。

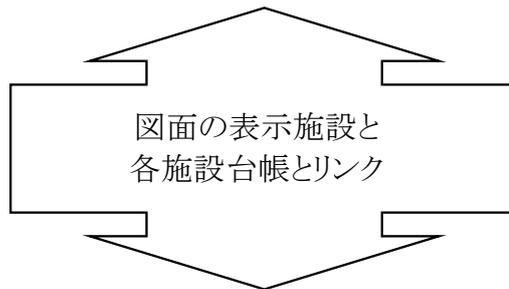
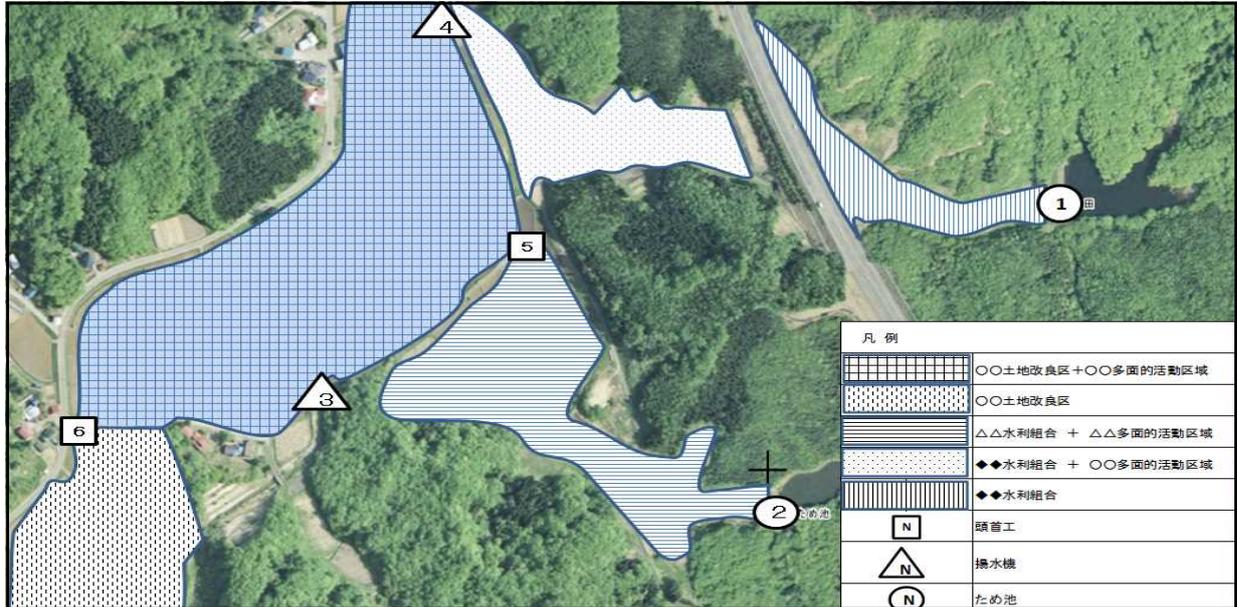
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、全農地（約15万ヘクタール）に占める土地改良区の管理区域の割合が7割弱となっており、土地改良区の区域外では、特に中山間地域を中心に、小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が農業水利の運営を行っています。
- (2) 平成29年の豪雨災害では、土地改良区の管理区域外において、農業水利施設等の災害復旧に向けた対応が滞る一方で、土地改良区は迅速な対応を実施しており、土地改良区の重要性が改めてクローズアップされたところです。
- (3) また、当県の防災重点ため池1,180箇所のうち、個人や集落等が管理するため池が半数以上に上っており、こうした管理体制の脆弱なため池では、受益地とセットで土地改良区が管理することが有効です。
- (4) 当県では、平成30年度から、土地改良区が新たに区域を拡大した場合に生じる初期の事務的経費や、市町村が水土里情報システムを活用し、土地改良区の区域外を含む農業水利施設の管理体制を強化する計画の策定経費を支援する事業を実施しており、これまで5土地改良区において254ヘクタールを区域拡大したほか、4市町で農業水利管理体制強化計画が策定されています。
- (5) 将来にわたって農地を維持していくとともに、安定した農業用水の確保や地域の安全・安心を担保するため、土地改良区への地区編入と水利施設の管理体制の強化が一層進むよう、国においても、従前の支援に加え、土地改良区の体制強化に対する更なる支援措置が必要です。

【参考資料】

1 農業水利管理体制強化計画の事例

① 水土里情報システム上で農地の区域と農業水利施設の位置情報を見える化



② 各農業水利施設のデータベース

コード	名称	管理者	連絡先	所在地	ページ	台帳索引
1	◆◆ため池	◆◆水利組合	0187-89-.....	◆◆字◆◆...	7	P-007-01
2	△△ため池	△△集落	0187-90-.....	◆◆字△△..	7	P-007-02
3	△△第一揚水機	〇〇土地改良区	0187-91-.....	◆◆字☆☆..	7	Y-007-01
4	△△第二揚水機	◆◆水利組合	0187-92-.....	◆字◆◆	7	Y-007-02
5	□□堰	〇〇土地改良区	0187-91-.....	□□字□□	7	T-007-01
6	▽▽堰	〇〇土地改良区	0187-91-.....	□□字▽▽	7	T-007-02

2 土地改良区の区域拡大の実績（平成30年度～）

市町村名	関係土地改良区	編入地区面積(ha)	編入理由
北秋田市	北秋田市土地改良区	24.2	今後の事業実施
能代市	能代市東土地改良区	82.5	水利組合存続困難
由利本荘市	由利本荘市土地改良区	66.0	今後の事業実施
大仙市	秋田県西仙北土地改良区	59.7	維持管理体制の一体化
大仙市	秋田県協和土地改良区	21.8	今後の事業実施
計		254.2	

（県担当課室名 農林水産部農地整備課）

---

---

## IV-10 「日本型直接支払制度」の着実な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

---

### 【提案・要望の内容】

日本型直接支払制度の「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」及び「環境保全型農業直接支払」の交付金について、推進活動に要する事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

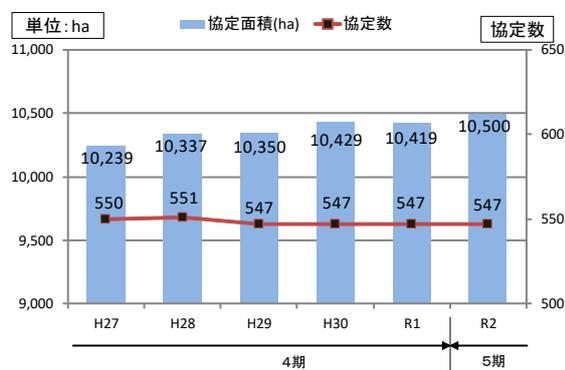
- (1) 人口減少が進む当県では、農業従事者の減少が顕著であることから、耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境の維持を図るためには、「日本型直接支払制度」を持続的に活用することが重要です。
- (2) 当県では、県内農地の7割に当たる約10万9千ヘクタールで、地域住民と一体となった保全活動に取り組む計画であり、今後更にその範囲を広げていくことにしています。
- (3) 多くの組織等は、構成員の高齢化や後継者の確保などの不安を抱えながら取組を続けており、引き続き、各組織等が活動を継続できるよう、組織や協定の広域化、事務の外部委託など、組織への支援を進めていくことにしています。
- (4) 国土の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等といった農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮は、都市住民を含む国民に多くの恩恵をもたらすことから、推進活動に要する事務経費を含めた必要な予算を安定的に確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 取組状況

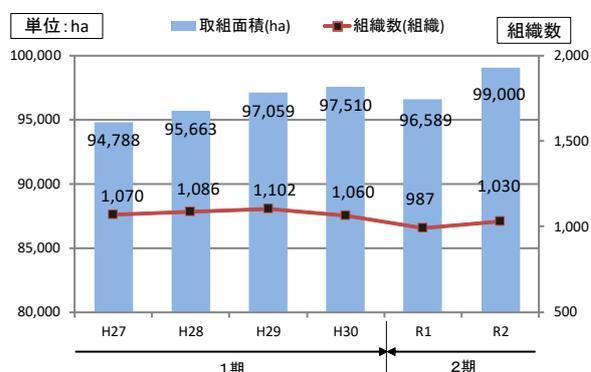
〔中山間地域等直接支払交付金〕

協定面積及び協定数



〔多面的機能支払交付金〕

取組面積及び組織数



R1 試行加算を活用したドローンによる小菊の防除作業（中山間地域等直接支払交付金）



農地維持支払による水路の草刈り（多面的機能支払交付金）

### 2 令和2年度実施計画

	中山間地域等 直接支払交付金	多面的機能 支払交付金	左記計	環境保全型農業 直接支払交付金
実施市町村数 (組織数)	22 (547)	25 (1,030)	25 (全市町村) (1,577)	13 (24)
実施計画面積 (ha)	10,500	99,000	109,500	6,799
交付額 (上段:事業費) (百万円) (下段:国費)	1,147 575	4,767 2,421	5,914 2,996	176 88

県全体の耕地面積に対するカバー率は71%（重複面積を除く）

（県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課）

---

---

## IV-11 水産基盤整備事業の予算確保について

農林水産省水産庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、当県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であるため、必要な予算を安定的に確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

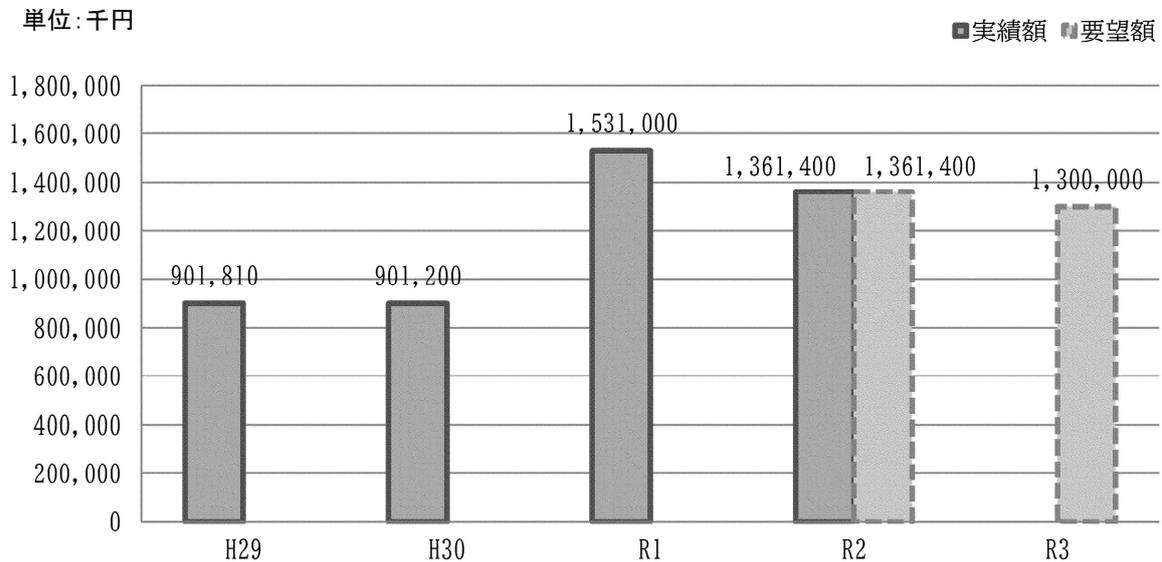
- (1) 当県では、令和元年9月に全国豊かな海づくり大会を開催し、漁業者と一体となって当県の特色ある水産資源等を広くアピールしたところであり、これを契機に、つくり育てる漁業を一層推進するとともに、水産物の高付加価値化などに取り組み、水産業の振興と漁村の活性化を図ることにしています。
- (2) このため、県の魚であるハタハタを始めとした水産資源の維持・増大や新規就業者の確保・育成に加え、新たに漁港内を活用した蓄養試験に取り組んでいます。
- (3) こうした取組に加え、水産業の発展には、漁港の長寿命化や防災機能の強化、水産生物の良好な生息環境の確保が不可欠であることから、当県では、水産基盤整備事業により、漁港・漁場の水産生産基盤の整備に取り組んできたところです。
- (4) 安心・安全な漁業経営に向け、引き続き、これらの整備を計画的に進めるとともに、特に、防災・減災、国土強靱化のための地震・津波対策を長期間にわたって実施していくためには、十分な予算を安定的に確保する必要があります。

## 【参考資料】

### 1 水産基盤整備事業の整備計画

事業名	地区名	事業内容	事業主体	実施年度
水産流通基盤整備事業	椿（船川港）	漁港施設整備	県	H29～R3
水産環境整備事業	秋田県（金浦漁場）	漁場整備	県	H29～R3
水産生産基盤整備事業	岩館	漁港施設整備	県	H29～R3
〃	八森	漁港施設整備	県	H29～R3
水産物供給基盤機能保全事業	秋田県（岩館漁港ほか7漁港）	漁港施設の長寿命化	県	H22～R9
〃	潟上	漁港施設の長寿命化	潟上市	H22～R3
〃	由利本荘市（道川漁港ほか1漁港）	漁港施設の長寿命化	由利本荘市	H24～R8
〃	男鹿市（加茂漁港ほか1漁港）	漁港施設の長寿命化	男鹿市	H27～R10
漁港施設機能強化事業	金浦	漁港施設の機能強化	県	R2～R6
〃	潟上	漁港施設の機能強化	潟上市	R2～R3

### 2 水産基盤整備事業 年度事業費推移（当初予算ベース）



### 3 状況写真



〔アワビ増殖場 金浦〕



〔堆砂状況 島（西黒沢）〕

（県担当課室名 農林水産部水産漁港課）

---

---

## IV-12 林業成長産業化総合対策の拡充と森林整備の促進について

農林水産省大臣官房、林野庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 木材の需要拡大と効率的なサプライチェーンを構築するため、川上から川下までの総合的な対策を行う「林業成長産業化総合対策」を拡充すること。
- (2) 地球温暖化防止や国土保全などの森林の多面的機能を発揮するため、「森林環境保全整備事業」の予算を十分に確保すること。  
また、間伐や造林等の森林整備を促進するため、令和2年度までとなっている「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の期間を延長すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

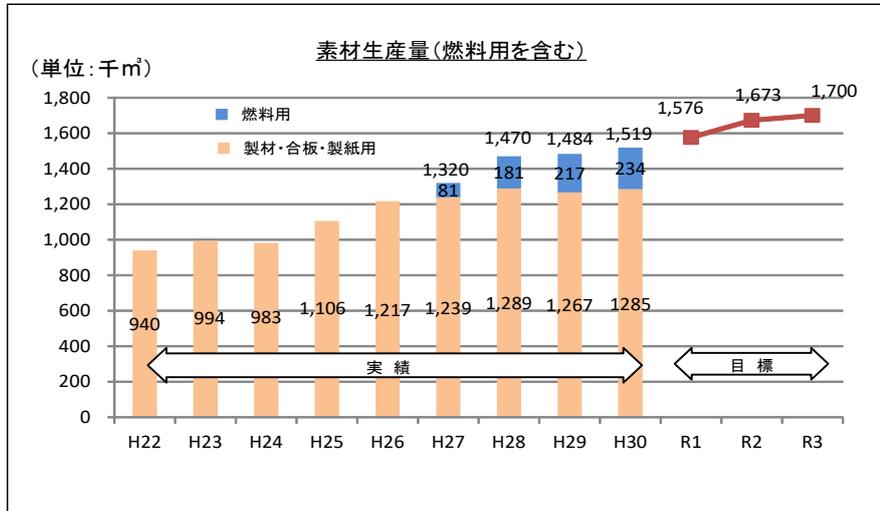
- (1) 当県では、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」において、素材生産量等の増加を目標に掲げ、路網と林業機械による効率的な作業システムの構築や、原木需給のマッチングを図る新たな流通システム（木材クラウド）の運用、木材加工流通体制の整備のほか、首都圏等における県産材の需要拡大に取り組んでいます。
- (2) こうした中、新型コロナウイルス感染拡大の影響による物流の停滞や消費マインドの冷え込み等により、木材関連工場では減産を余儀なくされており、このような状況が長期化することで、川上の木材生産に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。
- (3) 当県では、業界と連携した再造林対策や間伐等の森林整備を実施しており、今後、森林整備の一層の促進を図るためには、安定的かつ継続的な支援が必要です。

【参考資料】

1 第3期ふるさと秋田元気創造プランの目標値

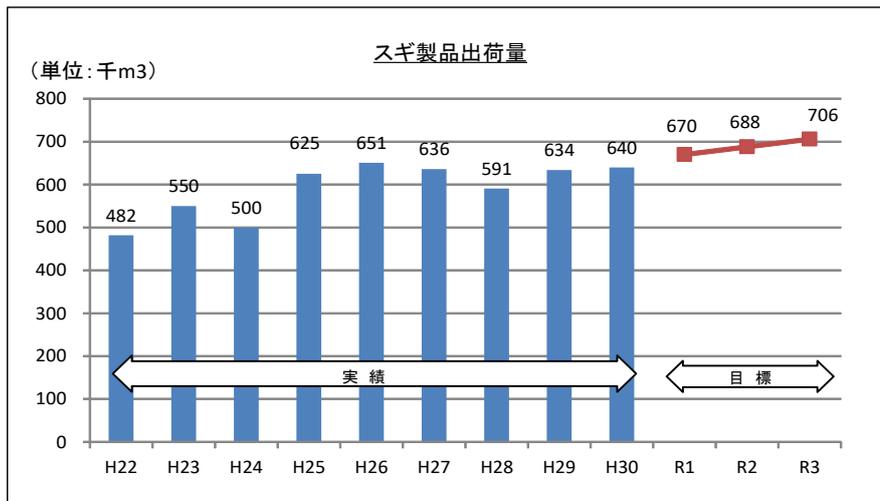
○素材生産量（燃料用を含む）

現状値(H28) 1,470千m<sup>3</sup> →目標値(R3) 1,700千m<sup>3</sup>



○スギ製品出荷量

現状値(H28)591千m<sup>3</sup> → 目標値(R3) 706千m<sup>3</sup>



2 森林整備事業の取組



〔間伐作業〕



〔造林作業〕



〔林業団体による再造林寄附金贈呈式〕

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

---

---

## IV-13 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

総務省自治財政局  
農林水産省林野庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 秋田県林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還の受入れや低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。  
しかし、森林整備等の財源を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、未だ本格的な主伐期を迎えていない中で、木材価格の低迷等により採算性が悪化していることに加え、多額の利息負担が経営を圧迫しています。
- (2) このため、県では、無利子長期貸付や職員派遣など経営改善に向けた支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

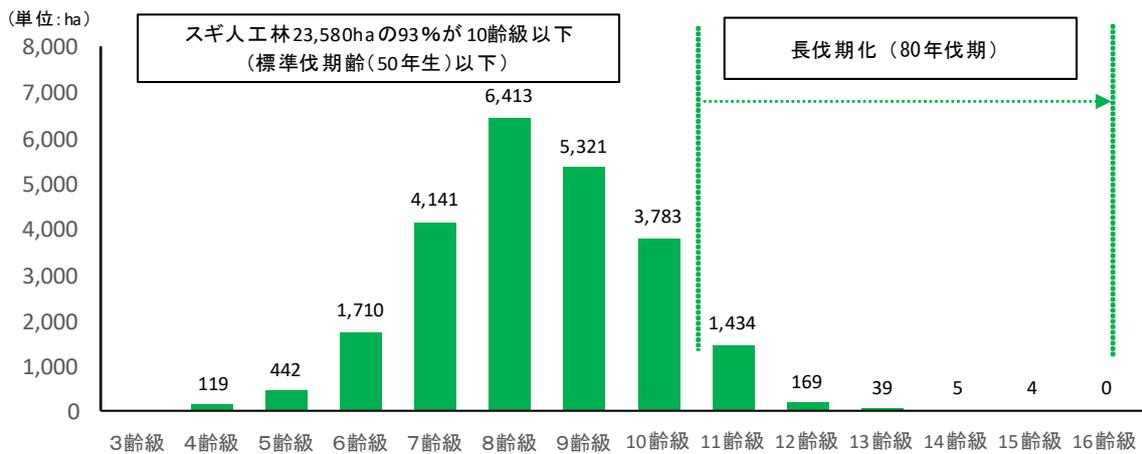
1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

契約面積		契約件数	契約者数
	うちスギ人工林		
27,865ha	23,580ha	1,907件	9,175人

(令和2年3月末現在)

(2) スギ人工林の齢級構成



※ 齢級: 林齢を5年単位で区分したもの

(令和2年3月末現在)

2 日本政策金融公庫借入金の償還状況

(単位: 百万円)

借入額	償還済額		残高	
	元金	利息	元金	利息見込額
15,855	8,286	14,507	7,569	1,016

(令和2年3月末現在)

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

---

---

## IV-14 山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策の 拡充について

農林水産省林野庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 荒廃森林の早急な整備を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。  
また、防災・減災、国土強靱化のための臨時・特別措置を継続すること。
- (2) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、松くい虫被害対策に必要な予算を十分に確保するとともに、奥地の老齢ナラ林の更新につながる伐採が可能となるよう支援策を拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県における近年の治山事業においては、災害により荒廃した森林の整備に多くの費用を要しているため、山地災害危険地区について計画的な施設整備が十分に実施できていない状況にあり、更なる予算確保が必要です。
- (2) また、平成30年度から令和2年度までの3年間において、防災・減災、国土強靱化のための臨時・特別の措置が講じられ、当県の山地災害危険地区における対策工事着手率は3割まで上昇しましたが、更に対策を推進するため、当該措置の継続が必要です。
- (3) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準で被害が発生しており、今後も徹底した対策の継続が必要です。
- (4) また、ナラ枯れ被害については、国庫補助事業の活用による防除に取り組むとともに、被害拡大を防止するため、森林整備事業に県単独事業を組合せ、奥地老齢ナラ林の伐採、更新を促進する取組を実施しているところであり、こうした取組に森林整備事業の活用が可能となるよう、標準事業費の因子となる集材距離の延伸が必要です。

【参考資料】

1 荒廃した森林の状況



〔山腹荒廃地（大仙市）〕



〔溪流荒廃地（横手市）〕

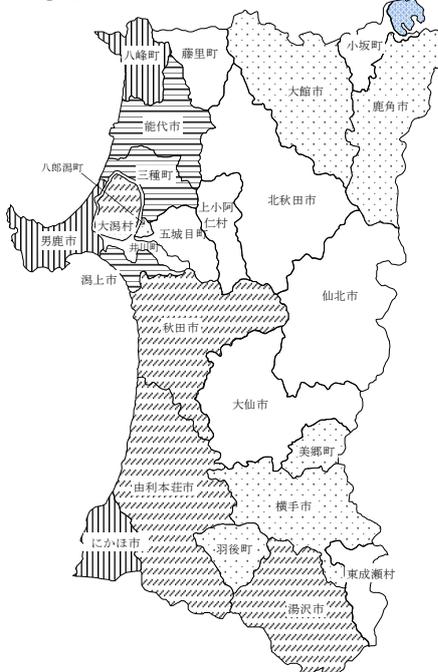
2 治山事業施行要望及び実施箇所数

区分	H29		H30		R1		R2	
	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規
要望	104	32	113	36	112	38	105	35
実施	77	23	77	31	80	38	87	25
差	27	9	36	5	32	0	18	10

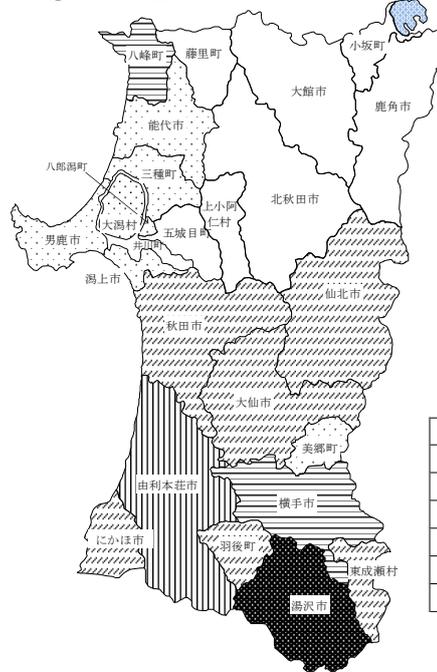
(注)R2は予定数

3 令和元年度森林病虫害被害状況

①松くい虫



②ナラ枯れ



凡 例	
	2,000m3以上
	1,000~2,000m3未満
	500~1,000m3未満
	100~500m3未満
	1~100m3未満
	なし

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

---

---

## IV-15 「緑の人づくり」総合支援対策予算の確保について

農林水産省林野庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成するため、「緑の人づくり」総合支援対策のうち、特に、林業へ就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備する「緑の青年就業準備給付金事業」の予算を十分に確保すること。

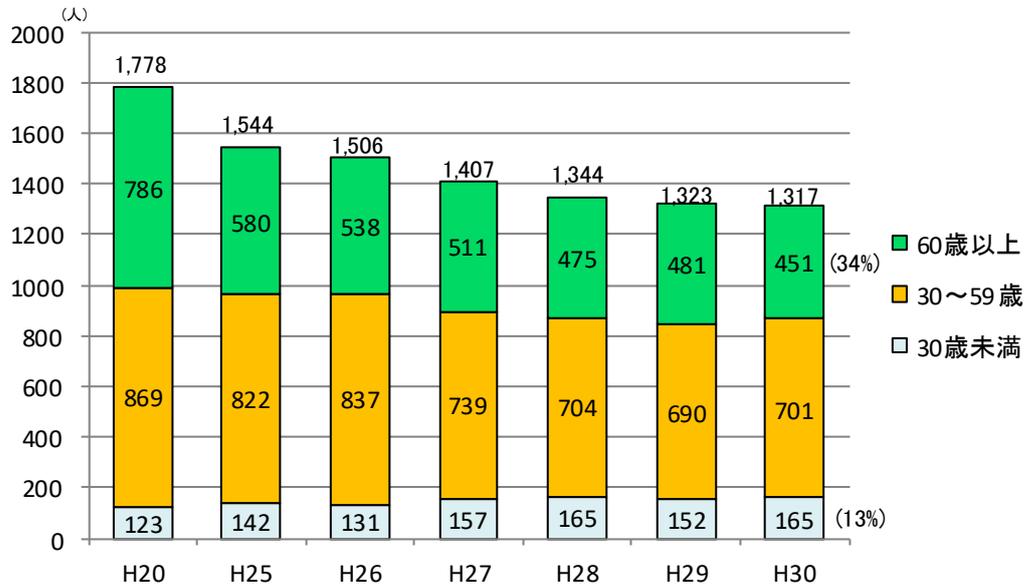
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 全国屈指のスギ人工林資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を推進するためには、林業労働力の確保・育成が必要であり、今後、事業量の増大が見込まれる当県においては、特に若者を主体とした技術者の確保・育成が喫緊の課題になっています。
- (2) このため、当県では、国庫補助事業の活用や県単独事業により、高校生等に対する就業体験の機会の提供から林業への就業・定着まで、各ステージに応じた総合的な人材確保・育成に取り組んでいます。
- (3) 特に、平成27年度に開講した秋田林業大学校の修了生は、現場の即戦力として活躍し、就職先である林業木材産業関係の企業から高い評価を受けていますが、「緑の青年就業準備給付金」の給付額が年々減少しており、研修生の確保に苦慮しています。

こうしたことから、林業への就業を希望する若者が、就業に向けて質の高い研修を安心して受講できるよう、給付金の予算を十分かつ安定的に確保する必要があります。

【参考資料】

1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	年給付額/人	月額/人
H28	35	48,090	1,374	124.9
H29	35	43,160	1,233	112.1
H30	33	40,295	1,221	111.0
R 1	31	33,418	1,078	98.0
R 2	33	16,218	※1次交付決定分	

3 秋田林業大学校の研修状況



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

## IV-16 特用林産施設体制整備復興事業の継続について (新規)

復興庁、農林水産省林野庁

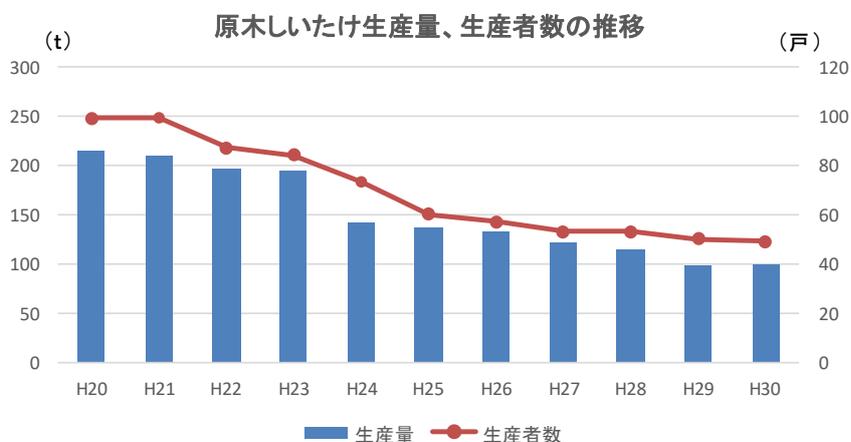
### 【提案・要望の内容】

東日本大震災以降、全国的な原木の不足や価格の高騰が続いていることから、原木しいたけ生産者の経営基盤の強化と生産継続のため、令和3年度以降も「特用林産施設体制整備復興事業」による支援を継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 震災以降は、他県で原木の需要が急速に高まったことから、県内の原木が県外へ移出し、その確保が難しくなっているほか、原木価格も震災前に比べ割高となっており、生産者の経営を圧迫しています。
- (2) このため、当県では、原木しいたけの生産を維持するため「特用林産施設体制整備復興事業」により、生産資材の導入を支援してきたところです。
- (3) 同事業は、令和2年度で終了予定とされていますが、全国的な原木の不足や価格の高騰は依然として続いていることから、安価な原木が安定的に供給がされるまで、同事業による支援を継続することが必要です。

### 【参考資料】



(県担当課室名 農林水産部園芸振興課)



---

---

## IV-17 新型コロナウイルス感染症による農林水産業への影響 に対する対策について（新規）

農林水産省大臣官房、食料産業局、生産局、経営局、林野庁、水産庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大によって販売が低迷している農林水産物について、国内における需要回復や輸出の拡大を図るとともに、農林漁業者が生産意欲を失うことのないよう、万全の対策を講ずること。
- (2) 特に、影響の長期化が懸念される林業・木材産業について、雇用や経営に対する支援を継続すること。
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金制度について、従来どおり地域の実態に合わせた運用にするとともに、負担金納付の猶予期間を延長すること。

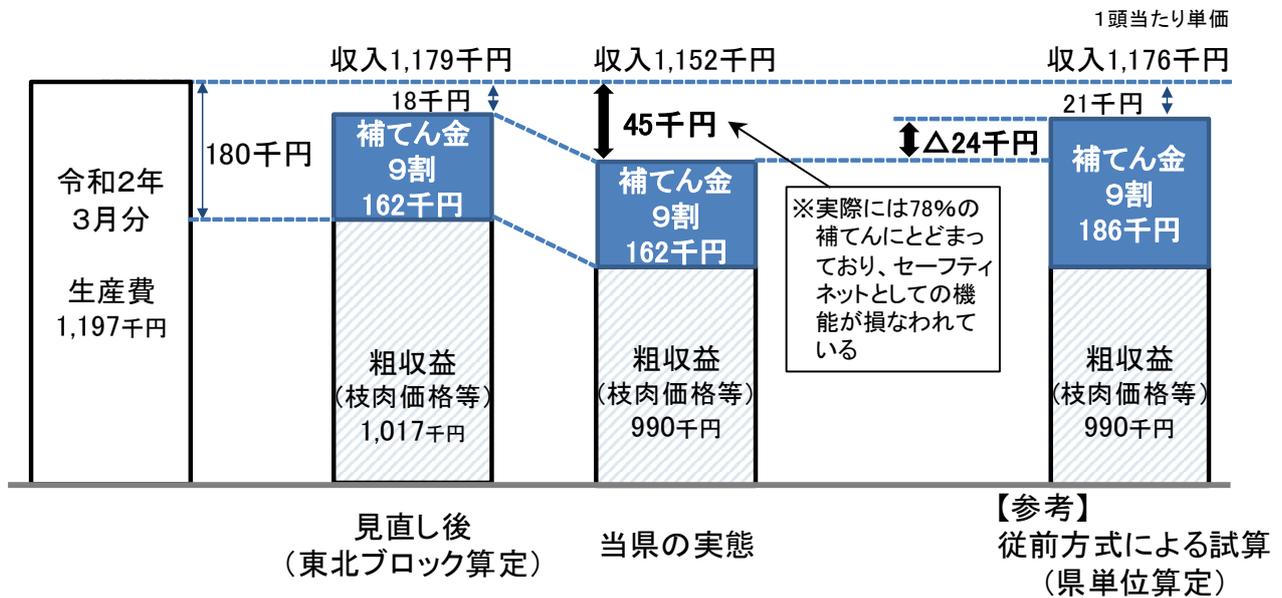
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農林水産業全般にわたって、在庫の増大や価格の下落、雇用環境の悪化など、甚大な打撃を被っていることから、当県では、国の事業も活用しながら、需要喚起や雇用維持等に取り組んでおりますが、農林漁業者が意欲を持って生産に取り組むためには、需要の回復による販売環境の整備や価格の安定に加え、事業の継続や再生産に向けた経営支援が必要です。
- (2) 林業・木材産業では、住宅等の木材需要の動向に対する先行きの不透明感から、在庫の増加に伴う生産現場での減産や、原木・製品価格の下落等がみられており、事業の継続が大きな課題となっています。
- (3) 牛マルキンについては、算定方式が都道府県単位からブロック単位に変更されたことにより、単価が地域の実態と乖離して十分な補てんが得られず、肥育素牛の導入抑制や繁殖農家の規模縮小など、県内肉用牛全体に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、農家負担金の納付は、令和2年9月まで実質免除されますが、枝肉価格が急落する一方で負担金額が増加しており、期間の延長が必要です。

【参考資料】

1 制度の変更による補てん額の状況



2 登録肉用牛1頭当たりの負担金単価

(単位：円/頭)

品種区	令和2年度 (※)	平成30, 31年度 (12/30~)	参考：前対策 (全国算定)		
			平成30年度	平成29年度	平成28年度
肉専用	56,000	13,000	5,000	6,000	10,000
交雑	20,000	17,000	13,000	19,000	25,000
乳用	19,000	19,000	11,000	22,000	26,000

※4月～9月分の納付は実質免除

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、畜産振興課、林業木材産業課)



V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大

---

---

## V-1 新型コロナウイルス感染症収束後の観光・文化振興に向けた支援の拡充について（新規）

内閣官房  
財務省大臣官房、主計局  
文部科学省大臣官房、文化庁  
経済産業省大臣官房  
観光庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 世界中で感染の拡大を見せている新型コロナウイルス感染症の影響により減少した国内外の観光客の回復を図るため、国による観光キャンペーンを強力に推進し、観光流動を促進させるための積極的な取組を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の継続により、地域の取組への持続的な支援を行うこと。
- (2) 同様に影響を受けている文化芸術活動を行う事業者等が、収束後には活動を再開できるよう、活動の自粛に伴う負担等に対して適切な支援を行うとともに、減少した文化芸術活動への参加機運等を復活するため、国による広報やプロモーション等の展開など、積極的な取組を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、国内では大幅な観光客の減少となっており、感染が収束した段階で、観光需要の速やかな回復に向けた観光キャンペーンや、観光流動を促進させるための旅行費用の助成など、積極的な政策が検討されているところですが、今後、収束期においては、国・地方が一体となった反転攻勢の施策に加えて、中小規模の県内事業者にも観光需要の回復による恩恵が行き届くような、きめ細かな支援が必要なことから、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等の継続により、各地域が主体となった取組への息の長い支援が必要です。
- (2) また、新型コロナウイルス感染症の影響により、本県においても文化芸術活動を自粛せざるを得ない状況が続いており、感染拡大の収束が見通せない中、活動の継続が困難となっている事業者等もおります。地方における文化芸術の衰退を招くことのないよう、こうした事業者等への支援や、減少した文化芸術活動への参加機運等を復活するための、国による広報やプロモーション等の展開など、積極的な取組が必要です。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課、文化振興課)



---

---

## V-2 あきた芸術劇場整備への支援について

国土交通省大臣官房、住宅局

---

---

### 【提案・要望の内容】

文化芸術の振興はもとより、地域住民の交流を活発にし、まちの賑わい創出を図ることを目的に、「あきた芸術劇場」を秋田市の中心市街地に整備することとし、これまで社会資本整備総合交付金「暮らし・にぎわい再生事業」を活用しながら、実施設計等を進めてきたところであるが、昨年度から本体工事に着手しており、その整備に必要な予算を確保すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、将来的に人口減少が見込まれる中であっても、良質な行政サービスの提供を持続するため、老朽化した県民会館と秋田市文化会館を1か所に集約し、2つの機能を併せ持った施設を整備することにしました。
- (2) 本事業は、県と市が連携して施設を整備・運営することで、効率的なまちづくりを進め、人口減少下であっても地域の賑わいを再生しようとするものであり、全国のモデルとなり得る取組です。
- (3) 本施設の整備は、県民の鑑賞機会の拡大や文化芸術の振興を図ることを目的にしていますが、施設周辺における民間事業者等のプロジェクトと併せて推進することで、秋田市中心市街地における地域住民相互の交流が一層促進され、賑わいが再生されるものと考えています。
- (4) 今年度も、「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、本体工事を進めており、令和4年3月の開館に向けて事業が本格化します。

### <スケジュール>

- 令和元年度～ 本体工事着手（「暮らし・にぎわい再生事業」）  
令和4年3月 施設のオープン

## あきた芸術劇場の整備

### 【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,304㎡
- 座席数 大ホール 1,839席
- 平成29年度 入場者数 156,857人  
施設稼働率 71.2%
- 主な課題  
築後55年を経過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

### 【秋田市文化会館】

- 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
- 座席数 大ホール 1,188席
- 平成29年度 入場者数 104,858人  
施設稼働率 67.7%
- 主な課題  
築後36年を経過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修が必要

## あきた芸術劇場

(延床面積：22,653㎡)

積極的な自主企画事業の推進

発表・鑑賞の場の充実

県民・市民の広場づくり

県民・市民による各種イベント・大規模会議等の開催

情報発信及び県内市町村文化施設との連携

高機能型ホール (2,015席)

舞台芸術型ホール (806席)

### スケジュール

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
		H29新規事業化		事業期間		
	中心市街地 活性化基本計画 策定 整備計画	基本設計・実施設計		建築・外構工事		開館

あきた芸術劇場完成イメージ



(担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課、建設部建築住宅課)

---

---

## V-3 スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

スポーツの成長産業化とこれがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルと位置づけ、スポーツによる交流人口の拡大と地域活性化を目指して、「スポーツ立県あきた」を推進していますが、そうした中、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与えています。
- (2) 新スタジアムについては、当県唯一のプロサッカーチームである「ブラウブリッツ秋田」がJ2ライセンスを取得したこと等により、サッカー関係者を中心に整備を望む声が大きくなってきています。
- (3) これまで関係地方公共団体や経済団体と共に、施設の建設場所や規模・機能等について議論を重ねてきたところであり、今年度は、秋田市において候補地選定を行った上で、県と秋田市が共同で、整備主体や運営主体のあり方等の検討を行うことにしています。
- (4) トップスポーツチームの活動拠点として、県民の一体感の醸成やにぎわい創出に寄与するスタジアム・アリーナは、地域活性化のための起爆剤となる潜在力の高い基盤施設であります。整備に対する支援制度がないため、地方においては、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)



---

---

## V-4 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について

内閣官房  
総務省大臣官房、自治財政局  
財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

---

### 【提案・要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などによる積極的な支援策を講じること。

また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であり、国が重点的に取り組んでいる国土強靱化の観点からの支援についても、その具体化を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結ぶ大動脈として、産業・経済活動、国内外からの観光誘客、県民生活などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により首都圏との到達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化を実現する上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来しています。
- (4) こうした中、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業を計画しており、現在事業化に向け、検討を進めています。
- (5) 昨年度、当県においてトンネル整備に伴う経済波及効果等を推計し、建設による経済波及効果として約1,113億円、供用開始後における当県への入込客は年間約4万人増加し、約6億円の経済波及効果が見込まれるとの結果を得たところです。
- (6) また、当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等で構成する「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」においても、要望活動を実施するなど、沿線地域においても機運が高まっており、当事業の早期実現が切望されています。

## 【参考資料】

### 1 秋田新幹線運行概要

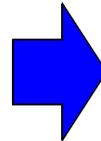
運転区間	東京～秋田間 662.6km	東京～盛岡間 535.3km 盛岡～秋田間 127.3km
最高速度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h	
所要時間 (東京～秋田間)	最速 3時間37分	
運転本数	東京～秋田間 15往復/日 仙台～秋田間 1往復/日 合計 16往復/日	



秋田新幹線「こまち」

### 2 秋田新幹線トンネル整備構想の概要

・トンネル部の距離は	約15km
・概算工事費は	約700億円
・工期は着工から	約11年



◎時間短縮効果	約7分の短縮
現在	最速3時間37分
トンネル整備後	最速3時間30分



### 3 トンネル整備により見込まれる経済波及効果等

主な効果等	内容
トンネル整備(建設投資)による経済波及効果	約1,113億円
秋田県への入込客増加による経済波及効果	年間 約6億円(約4万人増加)
時間短縮による利用者便益	年間 約11億円(約7分短縮)
その他の効果	○防災対策強化による安全性向上 ○交流人口拡大による地域活性化 等

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

---

## V-5 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

内閣官房  
財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、鉄道局

---

---

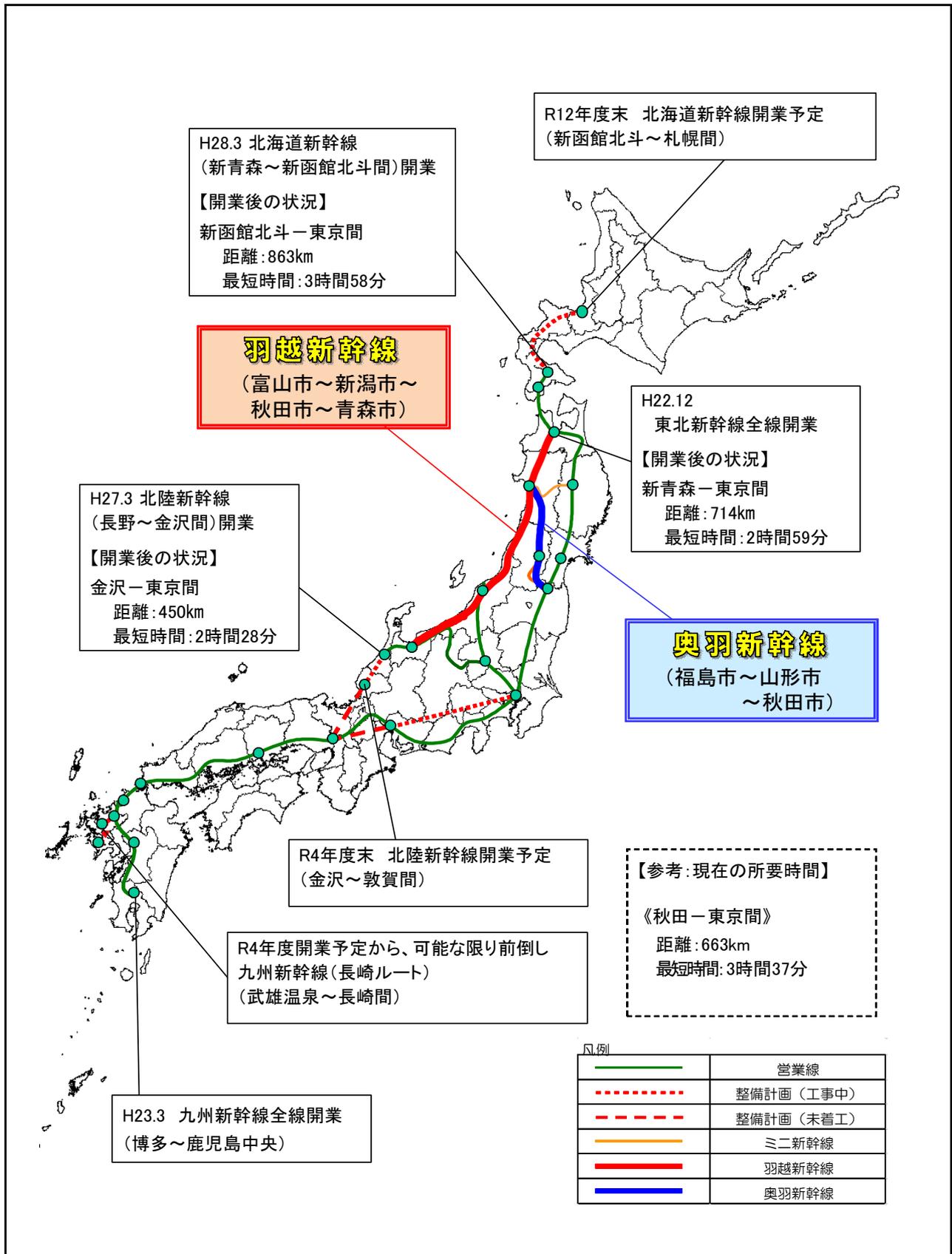
### 【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画の決定を行い、整備の促進を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備は、ビジネス・観光の交流を促進することで、地域の産業や社会に対する大きな効果が期待されるなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか4路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の開業予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を中心に、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、沿線6県合同のプロジェクトチームにおいて、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法、いわゆる「東北方式」について調査・検討を行っています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

---

## V-6 地域公共交通の維持・確保に向けた乗合バス等への支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、自動車局

---

---

### 【提案・要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、通学、通院、買い物等の日常生活に欠かせない乗合バスやコミュニティ交通の維持・確保を図るため、支援制度について次のとおり維持・拡充を図ること。

- (1) 市町村間を結ぶ主要な幹線路線を対象とする「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」について、十分な予算措置を講じて制度を維持するとともに、補助要件を緩和するなど制度の充実を図ること。
- (2) 地域内を運行する乗合バスやデマンドタクシー等を対象とする「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」について、引き続き十分な予算措置を講じ、市町村毎に定められる上限額の維持を図るとともに、新規性要件を緩和するなど制度の充実を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子化及び人口減少が進行している当県では、「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となる主要なバス路線であっても、多くの系統において、平均乗車密度が5人に満たない等により、対象経費の一部がカットされています。  
また、一日あたりの輸送量の要件（15人以上）を満たせなくなる系統が増え、補助対象となる系統が年々減少しており、平成26年度の26系統に対し昨年度は18系統となっています。
- (2) 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」については、平成30年度まで、市町村毎の国庫補助上限額が毎年度引き下げられ、本来必要な補助額から減額されている状態でしたが、令和元年度は11月の見直しにより大幅な引き上げが行われ、生活交通を支える市町村や事業者から継続を望む意見が示されています。  
一方、当該国庫補助金は、運行ルートの設定において厳しい新規性要件が求められることから、他地域に先駆けて路線再編を実施した市町村が当該補助金を活用できない事例がみられています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

---

## V-7 第三セクター鉄道に係る支援の見直しと拡充について

国土交通省大臣官房、鉄道局

---

---

### 【提案・要望の内容】

運行の継続が困難になるおそれのある旅客鉄道を対象に、国の支援の下で経営改善や事業構造の変更を行い路線の維持を図る「鉄道事業再構築事業」については、経常損益の黒字化を前提とせず、県や沿線市の運営費補助も含めた当期純利益で黒字化を目指す計画も対象とすること。

また、地域鉄道の安全性を向上させ、将来に向けた持続的な運行を確保するため、「鉄道施設総合安全対策事業費補助」など施設整備に係る国庫補助金について、必要な予算の確保と支援の拡充を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の第三セクター鉄道である秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道は、経営環境に恵まれない中山間地域に位置し、開業以前から恒常的な赤字計上が想定されながらも、県や沿線市町村等の出資により設立され、今日まで運行を継続してまいりました。
- (2) 近年は、沿線地域の人口減少が進行し、定期利用者の減少が続く一方で、外国人観光客などの目的地として人気が高まり、当県ならではの貴重な誘客コンテンツとして、観光を通じた地域振興を図る上でも欠かせない路線となっています。
- (3) これらの鉄道について、引き続き安定した経営基盤のもとで安全運行を行い、将来にわたって地域の期待に応えていくためには、鉄道事業再構築事業を活用して更なる経営改善を進めるべきと考えています。
- (4) しかし、事業の対象となるには、事業実施により鉄道事業の収支が黒字化する計画を策定することが必要であり、この黒字化は、地方公共団体からの運営費補助を含まない経常損益で達成しなければならないという取扱になっていることから、いずれの鉄道も、現行のルールの下では再構築事業の対象にはなり得ない状況です。
- (5) また、両鉄道では、安全運行を確保するため国の支援のもとで計画的な整備更新を行っておりますが、橋梁やトンネル、列車集中制御装置等が耐用年数を経過するなど、今後大規模な施設整備の必要に迫られており、次年度以降、更なる国の支援を要する状況になっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

---

---

## V-8 図柄入りナンバープレートの地方への導入促進について

国土交通省大臣官房、自動車局

---

---

### 【提案・要望の内容】

図柄入りナンバープレートは、地域振興や観光振興に向けた情報発信の手段として大きな効果が見込まれることから、既存のナンバーを対象に図柄入りプレートを交付する「地方版図柄入りナンバープレート」について、早期に追加募集を実施すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「地方版図柄入りナンバープレート」について、当県では、平成29年度に行われた公募の際は、県民アンケートの結果等を踏まえて申請を見送ったところですが、その後、地域の特色ある観光資源などを図柄に採り入れたナンバーが各地で誕生し、全国的な注目を集めたところであり、県民や業界団体からも制度活用に向けた期待が寄せられています。
- (2) 昨年度、当県が市町村に対してアンケート調査を実施したところ、「地方版図柄入りナンバープレート」の追加募集がなされた場合には、全ての市町村から導入に同意する旨の回答がありました。
- (3) 当県では、全県をカバーする「秋田」ナンバーへの図柄導入の早期実現を目指し、今後追加募集があった場合に申請に向けたプロセスを円滑に進められるよう、市町村との情報共有等に取り組んでまいります。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)



---

---

## V-9 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

---

---

#### 【提案・要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間、「遊佐象潟道路」及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。  
また、「二ツ井白神 I C ~ (仮) 小繋 I C」間のうち、「能代地区線形改良」の開通見通しを早期に公表すること。
- (2) 当県施行の「鷹巣西道路」の全区間について、開通時に直轄管理区間に編入し、翔鷹大橋の耐震補強を国で実施すること。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。  
特に、昨年 9 月に優先整備区間として選定された秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間について、「湯田 I C ~ 横手 I C」間における事業中区間の整備促進を図るとともに、残る区間を早期に事業化すること。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 高速道路の開通により、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 令和 2 年度の開通を目指して重点的に整備を進めている「鷹巣西道路」は、日本海沿岸東北自動車道の一部を形成するため、国が一体的に管理する必要があります。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題を抱えています。  
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高く、さらに、リダンダンシーの確保の面で課題があり、インターチェンジ周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中、企業側が求める「定時性の確保」のためにも秋田自動車道「北上 J C T ~ 大曲 I C」間の早期 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であり、対向車線飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、高速道路の安全性向上を図る必要があります。

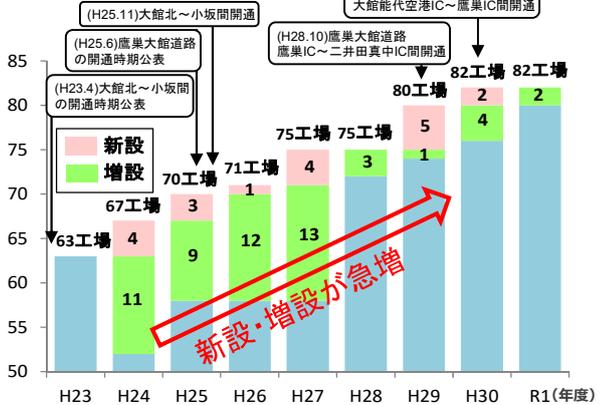
# 秋田を成長させる高速道路ネットワーク

## 高速道路開通によるストック効果

### 1 企業進出・設備投資を後押し

・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。

#### ▼大館市の主な工場数の推移



◎H24～R1年度の合計

出典：大館市

設備投資額  
約656億円

新規雇用創出  
759人



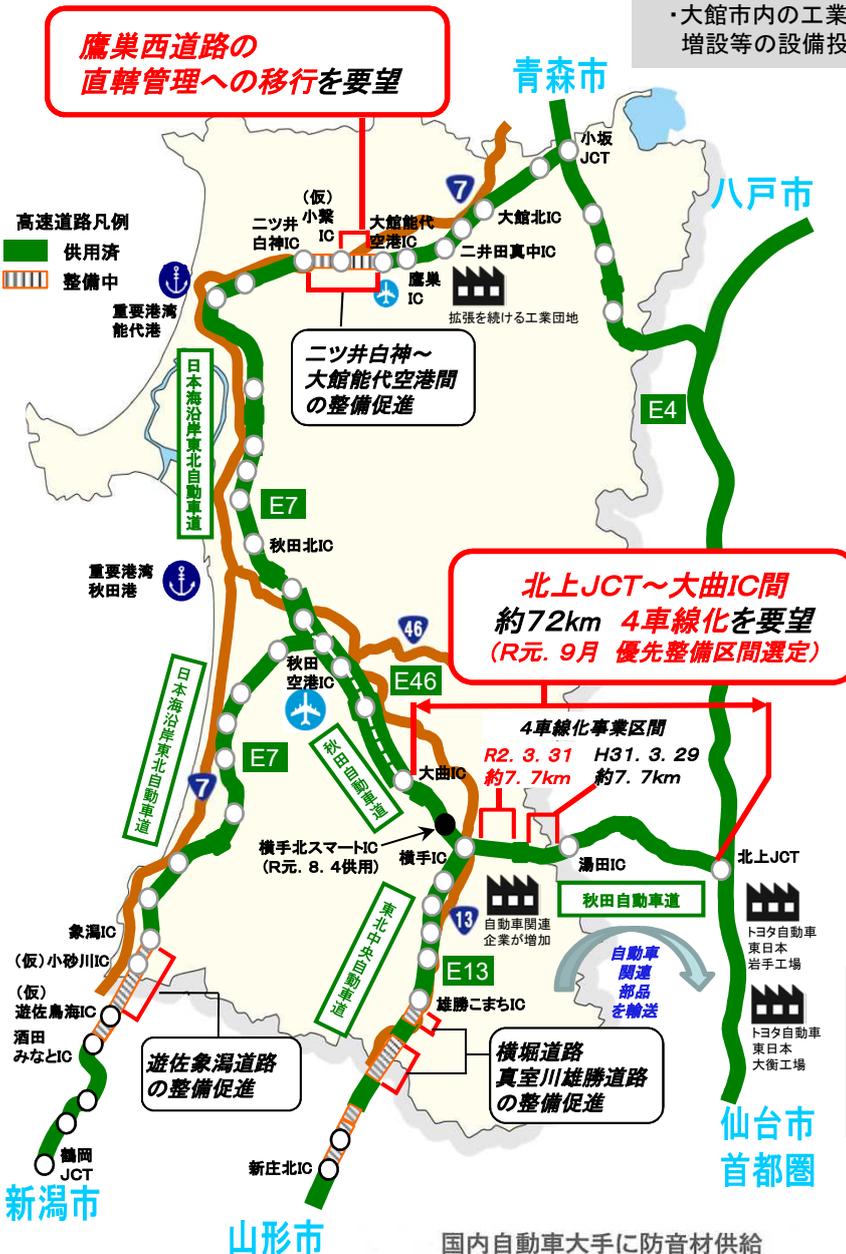
▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

### 2 自動車関連企業の増加

・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化により、自動車関連企業の進出が増加。  
・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。

横手第2工業団地  
工業団地  
拡張へ  
車製品の供給  
集積図る  
秋田自動車道の全線4車線化に向けた動きもあり、横手第2工業団地などへ追い風

▲秋田魁新報 (R2.2.12)



鷹巣西道路の直轄管理への移行を要望

ニツ井白神～大館能代空港間の整備促進

北上JCT～大曲IC間 約72km 4車線化を要望 (R元. 9月 優先整備区間選定)

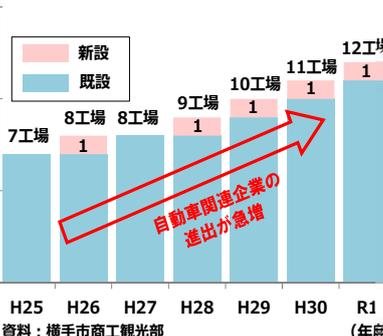
4車線化事業区間 R2. 3. 31 H31. 3. 29 約7.7km 約7.7km

遊佐象潟道路の整備促進

横堀道路 真室川雄勝道路の整備促進

国内自動車大手に防音材供給  
イイダ産業 横手に進出

▲秋田魁新報 (R元.7.4)



資料：横手市商工観光部  
▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

○横手第二工業団地における近年の自動車関連企業の進出状況

- ・大橋鉄工秋田株式会社 (H29.2.23竣工)  
主な製造部品：パーキングロッド
- ・秋田化学工業株式会社 (H31.3.9竣工)  
県内初となる「防さび電着塗装工場」を建設
- ・株式会社アスター (R1.6.11竣工)  
主な製造部品：高効率モーターコイル
- ・イイダ産業株式会社 (オロテックス秋田株式会社を設立)  
(R1.8.3立地協定締結 R2.7月操業予定)  
主な製造部品：防音材

(県担当課室名 建設部道路課)

## V-9 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

### ②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房  
国土交通省大臣官房、道路局

#### 【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。
  - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、早期に事業化すること。
  - ② 国道105号「大曲鷹巣道路」や国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。  
特に、国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠地区は、極めて高度な技術力を要することから、国直轄権限代行により早期に事業化すること。
- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道13号「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進を図ること。  
また、国道7号「秋田南バイパス」の4車線化延伸や、国道13号「横手北道路」の整備に向けて、早期に事業化すること。
- (3) 地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。  
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結び、物流機能を強化する「秋田港アクセス道路」の重点支援を行うこと。
- (4) 「重要物流道路制度」において、事業中区間及び計画区間について、物流ネットワークの機能強化に資する区間の追加指定を行うこと。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が課題となっています。また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と県南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、雪崩や地すべりなどの自然災害に強い道路づくりが必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間を始め慢性的な渋滞や交通事故が多発している区間の早期整備が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。  
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や、交流人口の拡大を図るため、重点化による早期整備が必要です。
- (4) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、県内の骨格となる道路を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化を図ることにより、物流拠点へのアクセスを向上させる必要があります。

# 高速道路を補完する道路ネットワーク

## 凡例

### 高速道路

- 供用済
- 整備中

### 地域高規格道路

- 計画路線
- 候補路線

県道西目屋二ツ井線「荷上場BP」の予算確保



地域間を結ぶバイパス整備

国道105号「大覚野峠地区」の国直轄権限代行による早期事業化を要望



国道105号「大覚野峠地区」の現道において雪崩による通行規制が発生

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶ秋田港アクセス道路

「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進  
「秋田南バイパス」4車線化の早期事業化

国道107号「本荘道路」の予算確保

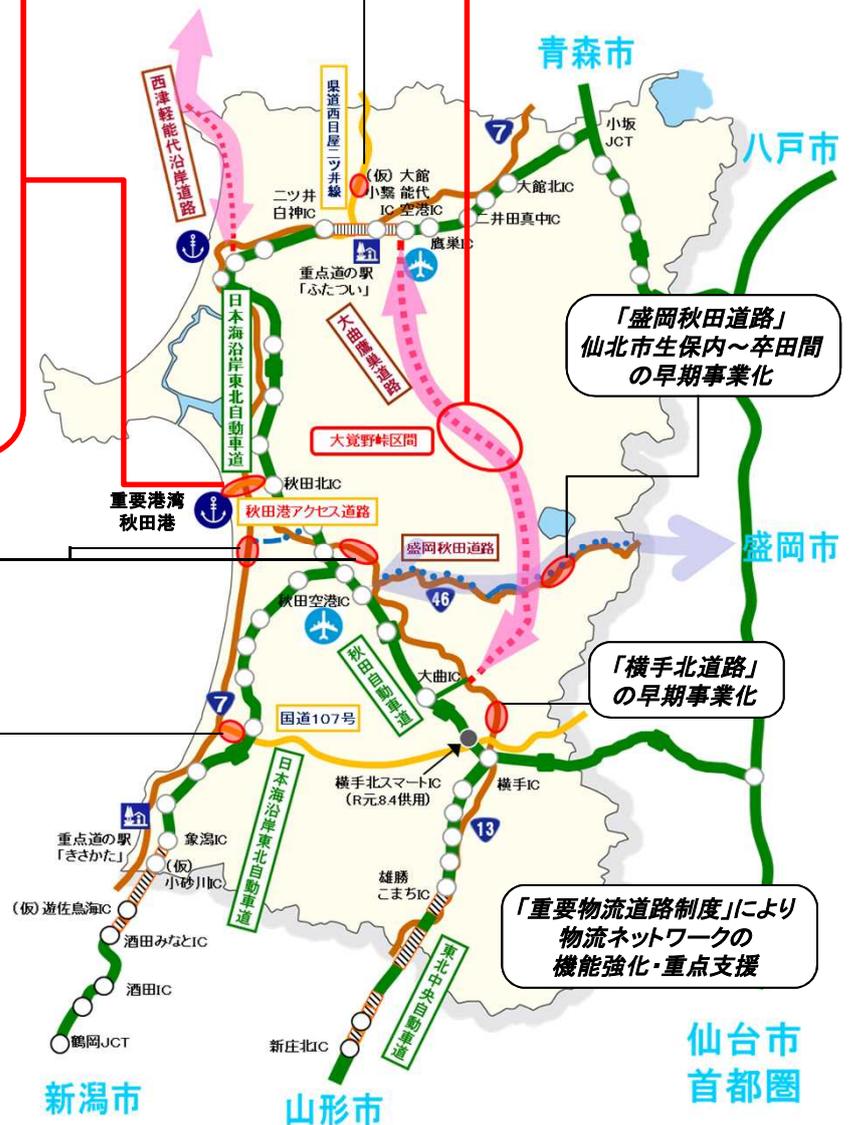


2車線区間の慢性的な混雑

4車線化



交通の円滑化※写真は部分供用区間



「盛岡秋田道路」仙北市生保内～卒田間の早期事業化

「横手北道路」の早期事業化

「重要物流道路制度」により物流ネットワークの機能強化・重点支援

---

---

## V-10 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた支援について

文化庁

---

---

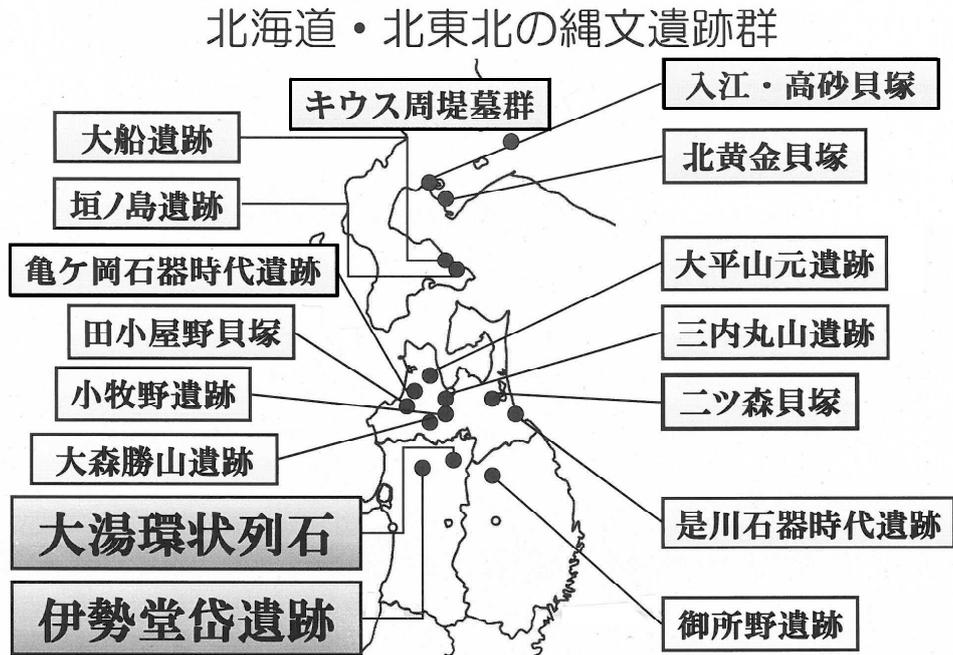
### 【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産早期登録に向けて、引き続き支援を行うとともに、海外からの入国制限措置が解除された際には、イコモスに対して、速やかな審査の実施を働きかけること。
- (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向け、資産周辺の環境整備に対する財政支援措置を講ずること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、当県の特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡など、北海道、青森県、岩手県に所在する縄文時代を代表する遺跡から構成され、本年1月にユネスコへの推薦を受けたところです。  
本遺跡群は、令和3年度の世界遺産登録を目指しており、今年度は、イコモスによる現地審査を受ける予定ですが、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、現地審査の実施が見通せない状況です。  
仮に、現地審査等が延期された場合、登録が令和4年度以降にずれ込むことが懸念されます。
- (2) 4道県では、本遺跡群を構成する個別資産が抱える諸課題の解決を図りながら、世界遺産登録に向けた準備を進めています。  
当県では、大湯環状列石の資産内を通る県道の移設について検討しているほか、伊勢堂岱遺跡の資産周辺の道路整備に取り組んでいます。

【参考資料】



秋田県の2遺跡の概要

特別史跡 大湯環状列石（鹿角市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたってつくり続けられた。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられる。

史跡 伊勢堂岱遺跡（北秋田市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の四つの環状列石を主体とし、大規模な祭祀の場と考えられる。環状列石の石組には、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。



（県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室）



VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会

---

---

## VI-1 新型コロナウイルス感染症に係る生活支援施策の拡充 について（新規）

厚生労働省社会・援護局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 生活福祉資金の特例貸付上限額の拡大措置を講じた上で特例貸付制度を継続するとともに、貸付原資等が枯渇することがないように、国の責任において必要な財源を確保すること。
- (2) 都道府県が自殺防止対策に長期的に取り組むため、地域自殺対策強化交付金の十分な財源を確保するとともに、柔軟な使用を認めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少したことを理由に、緊急小口資金等の申請が急増しています。緊急小口資金については、特例貸付の開始から約1か月で、申請件数393件、申請金額64,660千円となり、例年の貸付実績を大幅に上回っています。  
新型コロナウイルス感染症による経済への影響が長引くと、今後も緊急小口資金等の申請が増加するほか、総合支援資金を借りてもなお生活が成り立たない人が出てくることも想定されます。  
このため、世帯人員に応じた金額の貸付けなど貸付上限額を拡大し、生活福祉資金の特例貸付を継続するとともに、貸付原資等が枯渇することがないように、国の責任において必要な財源を確保する必要があります。
- (2) 本県の自殺率は、平成7年から19年連続を含む全国ワースト1位という状況が長く続き、その間、民間団体を中心に民・学・官が一丸となって自殺予防運動などに取り組んだ結果、徐々に自殺者数の減少及び自殺率の低下が見られました。  
しかし、新型コロナウイルス感染症の影響から、5月1日には県内企業初の倒産が発生し、多くの従業員が解雇されるなど、経済状況の悪化によって、今後自殺のリスクが高まることが懸念されます。

こうした人たちに対しては、相談窓口や人材養成などによる孤立防止の取組をより一層強化し、早急にリスクを軽減することが求められます。

地域の自殺予防対策を強化するためには、民間団体の協力が不可欠であることから、平成21年度の地域自殺対策緊急強化交付金に準じた基金積立てが可能な財源の創設や、既存の交付金における相談事業や普及啓発事業などの補助率の引き上げなど、民間団体の力をより活用できるような措置が必要です。

## 【参考資料】

### 生活福祉資金貸付決定状況

(単位:件、千円)

	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
	件数	金額	件数	金額								
生活支援費	26	9,905	26	7,238	7	2,163	3	555	3	740	1	381
緊急小口資金	105	8,659	69	5,990	56	4,442	48	3,925	34	2,780	80	9,795

※ R元年度には特例貸付分(40件、6,450千円)を含む

(県担当課室名 健康福祉部地域・家庭福祉課、保健・疾病対策課)

---

---

## VI-2 介護現場における人材確保に向けた対策の強化について

厚生労働省社会・援護局、老健局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 従来の介護職員処遇改善加算について、介護職員等特定処遇改善加算と同様に、介護に直接従事する者以外にも対象職種を拡大するなど、分野全体の賃金底上げを促進する取組を進めること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算について、より柔軟な配分を認めることにより、介護サービス事業所の加算取得を促進する取組を進めること。
- (3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について、介護職を目指す学生等に対する安定的な貸付が可能となるよう、必要な財源を確保すること。

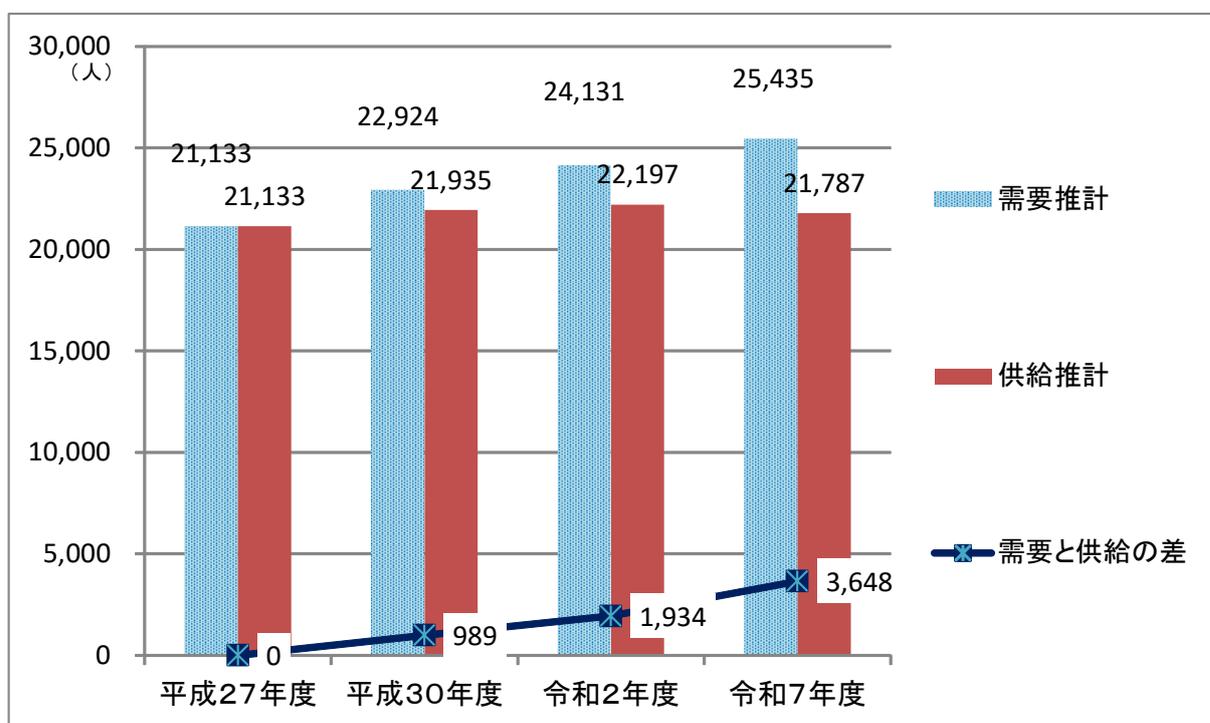
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、職員の処遇や労働環境の改善等に積極的に取り組む事業所の認証評価制度を始めとした、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいますが、介護の仕事に対するマイナスイメージや他産業と比較して低い賃金水準の影響などから、成果が十分に現れていない状況です。
- (2) 介護分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して介護の仕事を選択・継続できるよう、介護職のみを対象とした従来の「介護職員処遇改善加算」についても、分野全体の賃金底上げに結びつく取組を一層進める必要があります。
- (3) 令和元年創設の「介護職員等特定処遇改善加算」により、介護職以外の職員にも一定程度、同加算の配分が認められているものの、現行の配分ルールでは看護職等介護に携わるその他の職種に属する職員の賃金水準との不均衡が生じる場合があることや、事務手続が煩雑なことなどにより、特に中小規模の介護サービス事業所において導入に踏み切れないケースが多く見られることから、その加算取得を促進する取組が求められています。

- (4) また、介護人材確保対策の一環として、介護職を目指す学生等に修学資金や就職準備金を貸し付ける「介護福祉士修学資金等貸付事業」の安定的な運営を図るため、実施主体に対する貸付原資の助成を行っていますが、原資の9割を占める国の補助金は毎年度配分される状況にないことから、今後の新規貸付に支障を来すおそれがあります。
- (5) このため、学生等が、修学に要する費用の心配なく専門的な介護技術を学び安心して介護職を選択できるよう、希望する者すべてに貸付を可能とする安定的な貸付原資の確保が必要です。

### 【参考資料】

#### 秋田県内の将来の介護職員の需要推計



(出典：厚生労働省「介護サービス・事業所調査」)

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

---

---

## VI-3 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置付け、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

【参考資料】



昭和48年築の福祉サービス事業所。未耐震のため早急な建て替えが必要。



就労施設の活動室兼食堂での帰りの会の様子。  
利用者に対してスペースが狭い。



就労施設の利用を終えて帰る利用者。  
高齢者が多く2階の施設利用が負担になっている。

(県担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

---

---

## VI-4 ひきこもり支援の推進について（新規）

内閣府地域就職氷河期世代支援加速化事業推進室  
厚生労働省社会・援護局、人材開発統括官

---

---

### 【提案・要望の内容】

ひきこもり支援について、国として精神保健、医療、福祉、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られた総合的な取組として体系化するとともに、高齢化やひきこもりの長期化による8050等の深刻な課題にも長期にわたり効果的に取り組めるよう、人材育成等に関する技術的支援や地域における取組に対する財政的支援を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では精神保健福祉センター内に設置した「ひきこもり相談支援センター」を中心に、電話・面接による相談に延べ933件（令和元年度）対応するとともに、保健所や市町村等の関係機関と連携しながら地域で家族等の相談支援を行っています。また、事業所の協力を得て行う社会とのつながり支援（職親）事業により、社会参加を促進しています。
- (2) 平成30年度に行った県内の地域包括支援センターを対象とした中高年齢層のひきこもりに関する実態調査では、50代以上が6割を占め、近い将来この年齢層の増加が深刻な問題になることが危惧されます。
- (3) 国の調査では、15歳以上64歳以下でひきこもり状態にある者が100万人以上いるとされ、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による支援や、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」による3年間の集中的取組が行われています。しかし、ひきこもりとなる要因は多様であり、今後、8050等の課題に体系的に対応するためには、国において効果的な支援方法に関する研究を推進し、関連分野の連携のもとに、総合的な施策として位置づけることが必要です。
- (4) また、地方においては、地域で継続的に関与をしながらひきこもりやその家庭を支援する人材や、支援者に対する指導を行う専門的な人材が不足していることから、地域において中・長期的に課題に取り組むことができるよう、国において支援の充実を図る必要があります。

**【参考資料】**

**1 「ひきこもり」の定義**

様々な要因の結果として、社会参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、6ヶ月以上にわたり概ね家庭にとどまり続けている状態。

**2 全国の「ひきこもり」の推計人数**

- 15歳から39歳 54万1千人（同年代人口の1.57%）  
（H28年9月 内閣府政策統括官「若者の生活に関する調査（ひきこもり調）」）
- 40歳から64歳 61万3千人（同年代人口の1.45%）  
（H31年3月 内閣府政策統括官「生活状況に関する調査報告書」）

**3 秋田県ひきこもり相談支援センター**

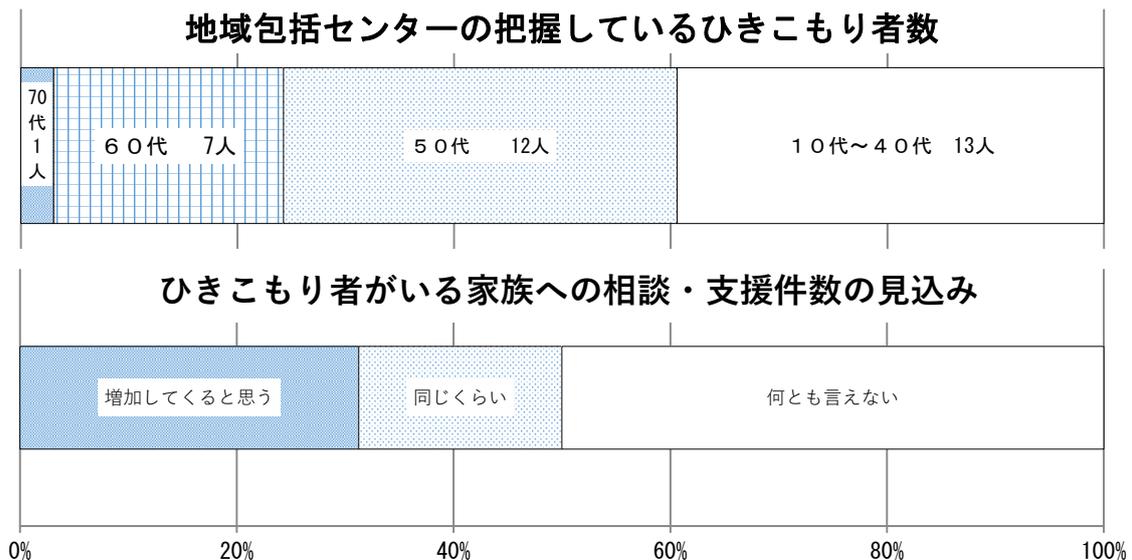
- (1) 開設日：平成25年10月1日
- (2) 設置場所：秋田県精神保健福祉センター内
- (3) 運営体制：ひきこもり支援コーディネーターとして専任職員3名配置
- (4) 業務内容：電話、来所による面接相談、訪問、巡回相談、普及啓発など

**4 ひきこもり相談支援センター・保健所での相談実績**

延べ件数：単位（人）

	電話・面接	訪問	計
平成29年度	506	95	601
30年度	640	129	769
令和元年度	933	75	1,008

**5 秋田県中高年齢層のひきこもり支援に関する調査（平成30年度実施）**



（県担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

---

---

## VI-5 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 医師少数区域等での勤務を促進するため、当該区域等での勤務のインセンティブとなる医師の認定制度については、対象となる病院を公的医療機関などに拡大することや、勤務期間を延長するなど、医師の地域偏在の解消に向けた制度の見直しを図ること。
- (2) 新専門医制度における大都市圏の専攻医募集定員枠を大幅に削減し、地域別・診療科別の適正な定員を設定するなど、医師の地域偏在を是正するとともに、医師少数区域等で必要な医師数が確保される効果的な仕組みとなるよう、国が主体的に（一社）日本専門医機構に働きかけること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年2月に国が示した医師偏在指標では、当県は全国41位であり、また、二次医療圏別（全335地域）で見ると大館・鹿角（321位）、北秋田（309位）、湯沢・雄勝（303位）が全国下位であるほか、秋田周辺以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 当県では、これまで、修学資金と組み合わせた地域枠等の拡大によって秋田大学医学部の入学定員を100人から129人まで順次、増員するとともに、修学資金等を貸与した医師に対して、知事が、勤務する病院を個別に指定する制度を導入し、医師少数県における医師確保に取り組んでいますが、県単独の取組では限界があります。
- (3) 医療法の一部改正（令和2年4月1日施行分）による医師の認定制度では、医師少数区域等における勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」だけであることと、勤務経験として必要な期間が6か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的です。

- (4) 新専門医制度における2020年度専攻医募集定員枠については、医師少数県も一律にシーリングが課されるとともに、大都市圏ではシーリング後の激変緩和措置による補正があるため、改善策として不十分であることから、引き続き（一社）日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与が必要です。

【参考資料】

医師偏在指標が下位33.3%未満の都道府県

順位	都道府県	医師偏在指標
	全 国	239.8
32位	栃 木 県	215.3
33位	三 重 県	211.2
34位	群 馬 県	210.9
35位	宮 崎 県	210.4
36位	岐 阜 県	206.6
37位	長 野 県	202.5
38位	千 葉 県	197.3
39位	静 岡 県	194.5
40位	山 形 県	191.8
41位	秋 田 県	186.3
42位	茨 城 県	180.3
43位	福 島 県	179.5
44位	埼 玉 県	177.1
45位	青 森 県	173.6
46位	岩 手 県	172.7
47位	新 潟 県	172.7

(出典：厚生労働省提供資料(令和2年2月))

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)



Ⅶ ふるさとの未来を拓く人づくり

---

---

## VII-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 小学校において英語専科指導教員の配置に係る運用条件の改善を図るとともに、外国語及び外国語活動以外の教科においても専科指導の充実が図られるよう、専科指導教員の加配を拡充すること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組や、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化への対応、小規模校における教育環境の充実を図るための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の算定基準を見直すこと。
- (6) 再任用教職員の短時間勤務に対し、定数外としての財源措置を行うこと。
- (7) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を進め、教育環境を一層充実させるために(1)から(6)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生(平成13年度)及び中学校1年生(平成14年度)において30人程度学級編制を導入しました。  
その後、順次、対象学年を拡充し、平成28年度の小学校6年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。  
この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。

今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、より一層の成果を生み出していくためには、国による35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 学校における働き方改革への支援として小学校専科指導のための定数が措置されていますが、小学校英語に係る専科指導教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。小学校英語における指導体制の強化・充実のために、小規模校を含め希望する学校への配置が可能となるよう、英語専科指導教員に係る運用条件の改善が必要です。

また、働き方改革を推進して教員の負担軽減につなげるとともに、専科指導に積極的に取り組む学校を支援するために、小学校英語以外の教科において専科指導加配の拡充が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的な取組が不可欠となっています。また、少子化に伴い児童生徒数が減少し、学校の統廃合や小規模校化が進んでいる中、児童生徒が教育環境の変化に適切に対応できるよう、支援体制の充実が必要です。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するとともに、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒への対応においては、インクルーシブ教育の視点から、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっており、市町村からの要望に対して十分に対応できない状況です。今後更に増加すると予想される、通常の学級に在籍する特別な指導を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導教室に係る教職員定数の拡充が必要です。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネーター役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。  
十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。
- (6) 当県では年齢構成上、教職員の大量退職の時期に入り、今後更に再任用を希望する者の増加が予想されます。再任用者は教職員定数内での配置となることから、新規の希望者と併せて任用更新に伴う数年間の累積による対象者数の増加は、新規採用者数への影響が避けられません。また、再任用短時間勤務を併用して運用する中で、短時間勤務者が著しく増加した場合には、学級担任を持っていないなど、学校現場への負担が大きくなることが予想されます。  
当県の厳しい財政状況においては、短時間勤務者を定数外の職として県単独の財政措置を行うことは困難であり、再任用教職員の短時間勤務に対しての国による定数外としての財源措置が必要です。
- (7) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。  
しかし、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。  
また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。  
加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を推進し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。  
教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)



---

---

## VII-2 補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について

文部科学省初等中等教育局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化する中、教員の学校業務における負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、特に学校からのニーズが高い、「補習等のための指導教員等派遣事業におけるスクール・サポート・スタッフの配置」に係る財源措置の充実を図ること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化・困難化しており、教員の負担を軽減し、個々の学校課題に対応していく体制を構築するためには、専門的役割を担う教職員を拡充することに加え、それぞれの役割を担う教職員をサポートする体制づくりが欠かせません。

当県では、平成30年度からスクール・サポート・スタッフの配置について、国庫補助を活用しながら人的措置や財源措置を講じており、昨年度は、規模・校種等を考慮しながら県内9校を対象に9名のスクール・サポート・スタッフを配置することで、授業準備や後片付け、教室環境の整備、採点業務等の補助等で、教員の負担軽減に大きな効果を上げています。

また、スクール・サポート・スタッフ配置校における教員の勤務時間調査の結果によると、前年同時期における1週間の勤務時間と比べ、1人当たり約2.1時間の削減となっており、現場から「時間外勤務が減った」等の声が届けられています。

今年度は、従来のスクール・サポート・スタッフに加え、教員免許を必要とする専門的な業務のサポートを可能とする新たな制度（授業サポート・スタッフ）を拡充することで、より幅広い教員の支援を目指しています。

しかし、学校現場におけるスクール・サポート・スタッフのニーズは、年々高まっている一方、経費の3分の1が国庫負担であるとはいえ、当県の厳しい財政状況下においては、今後の配置人数の増加は難しい状況にあります。加えて「補習等のための指導員等派遣事業」においては、3年続けて国庫補助額が補助率である3分の1を下回っている状況にあることから、当事業における財源措置の更なる拡充が必要です。

- (2) 当県教育委員会の調査では、当県中学校教員の多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部を担当することにより、専門的な指導ができないなど心理的な不安を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、「補習等のための指導員等派遣事業」の中学校における部活動指導員配置事業を活用し、6市36名の配置を予定していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、活用の希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

また、令和3年度からは、新たに文化部活動を対象とした部活動指導員の配置を予定しており、より幅広い教員の支援を目指しているところです。

しかし、部活動指導員の財源は地方財政措置がなされているとはいえ、当県の財政難は今後も続くことが予想されるため、本事業に係る国の予算総額の増額を図るとともに、地方の負担割合を軽減するなど、財政支援の更なる拡充が必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課、保健体育課)

## VII-3 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省総合教育政策局

### 【提案・要望の内容】

児童生徒や地域住民が多様な書籍等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、読書活動推進基本計画（平成23年度～27年度）に基づき、「県民読書の日（毎年11月1日）」を定め、毎年度、全県的な読書イベントを開催するなど、県民総ぐるみで読書活動を展開するとともに、市町村立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきたほか、子供の読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書活動推進計画」については全市町村で策定しています。
- (2) 現在は、第2次読書活動推進基本計画（平成28年度～令和2年度）に基づき、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」という、県民に身近な生活の場で、いつでも、どこでも、誰でもが本に親しむことができる環境づくりに取り組み、当県が理想とする『高質な田舎』の実現による、「日本一の読書県」を目指しています。
- (3) 特に、学校図書館や公立図書館については、地域の読書拠点となっていることから、その資料を充実させることにより、児童生徒や地域住民の知的欲求を満ち、心豊かな暮らしを下支えすることで、読書活動を通じた住民同士のコミュニケーションや仲間づくりを広げて、これからの地方創生を支える人づくりにつなげていくことが必要です。

### 【参考資料】

#### 市町村立図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位：千円)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市町村立図書館(※)	126,097	147,843	156,484	146,987	146,658	144,921	143,440
県立図書館	25,819	38,648	38,574	38,310	38,347	38,363	38,363

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(県担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課)

---

---

## VII-4 地方における多文化共生社会の実現について

出入国在留管理庁  
総務省自治行政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方における外国人からの相談対応機能を充実させるため、「外国人受入環境整備交付金」を来年度以降も継続し、十分な予算措置を講じること。  
また、多文化共生施策の更なる推進に係る地方財政措置を継続し、地方公共団体への支援の充実を図ること。
- (2) 住民が必要とする防災や感染症などの正確な知識の普及啓発及び個人が行うべき予防対策に関する情報について、国が主体的に多言語で適切なタイミングにて情報提供を行うこと。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等により、今後、外国人住民数の増加が予想されることから、地方において外国人向けの相談体制を充実させ、継続的に事業を実施するためには、外国人受入環境整備交付金など、国による財政支援が必要不可欠です。
- (2) 全国的な危機管理対策が求められる状況においては、国が一括して多言語の情報を提供すると同時に、地方公共団体がその情報へ誘導する役割を担うことにより、正確な情報を効率的に発信することが可能です。  
各省庁の連携に加え、国と地方の連携を強化することにより、より効果的な情報発信の仕組みを構築でき、災害発生時などの危機的状況において、日本語が分からない住民にも、より大きな安心感を与えることが可能です。

(県担当課室名 企画振興部国際課)



Ⅷ 県土の保全と防災力強化・国土強靱化

---

---

## VIII-1 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続について

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

---

---

### 【提案・要望の内容】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、令和2年度までの3年間で集中的に防災・減災対策に取り組むこととなっているが、緊急点検結果を踏まえ、抜本的な対策を講じていくためには長期間を要することから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

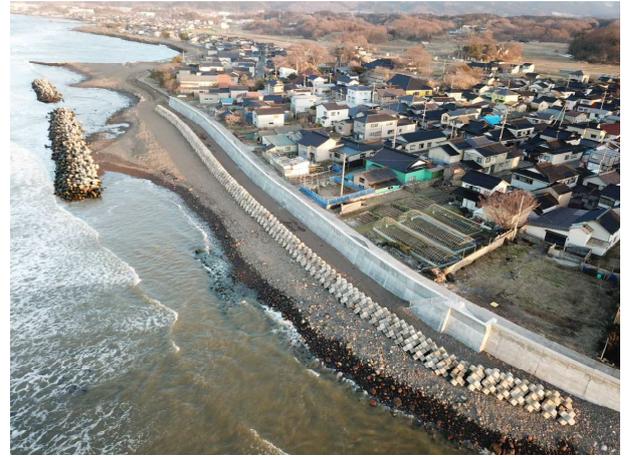
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化を迎える中、防災・減災対策を加速させ、ハード・ソフト両面からの取組により、国土強靱化を図ることが喫緊の課題となっています。
- (2) 当県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、橋梁や下水道等の耐震化、河道内の土砂掘削や幹線道路等における法面对策、農地・農業用施設や山地等の防災・減災対策を集中的に実施していますが、これらの対策を完了するには多くの費用と長い期間を要することから、十分な予算を安定的・継続的に確保する必要があります。

【参考資料】



ため池の改修



海岸施設の高潮・津波対策



治山ダムの計画



道路の法面对策



橋梁の耐震化



河川の土砂掘削

(県担当課室名 総務部総合防災課、  
農林水産部農地整備課、水産漁港課、森林整備課、  
建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、  
道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

## VIII-2 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局  
国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、  
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備や維持管理、災害に強い国土づくりを計画的に推進するために必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の拡大を図るとともに、災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (2) 今年度で終了となる「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後も、国土強靱化地域計画に基づいた取組を迅速かつ確実に実施できるよう、必要な財源を安定的に確保し、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めること。
- (3) 復興庁の設置期限が10年延長される見通しとなったことに伴い、被災地を含めた東北全体の更なる復興を円滑に進めるため、令和3年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (4) 道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費などを保証するための、新たな制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、Society 5.0の実現に向けた先進技術の導入等による産業振興や、「関係人口」の拡大等による新しい人の流れづくりなどの取組を進めていますが、これらの基盤となる社会資本の整備推進や長寿命化対策のほか、頻発する自然災害から、住民の生命・財産を守るための防災・減災対策等の確実な実施が急務となっています。一方、今年度の国の公共事業関係費は、緊急対策分等を含めると約7兆円の規模を確保したものの、通常分としては、例年と同規模（約6兆円）となっており、いまだピーク時の6割程度（当初予算比）であることから、計画的な事業の進捗に支障を来しています。
- (2) 3か年緊急対策により、幹線道路等における橋梁の耐震化や法面对策、河道内の土砂掘削等に集中的に取り組んでいますが、激甚化・頻発化する自然災害に対する抜本的な対策を確実に講じるためには、長期間を要することから、緊急対策後も必要な予算を安定的・継続的に確保し、防災・減災対策を推進する必要があります。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (4) 今冬の記録的な少雪により、道路除雪費用は、県沿岸部と内陸部との地域差はあるものの、最も少ない地域で、過去5か年平均の4割未満となっているほか、除雪業者にとっては、稼働が少ないことにより、収入減となる一方で、除雪機械の管理費などの一定の固定経費が掛かるため、業者経営が圧迫され、本県の道路除雪体制の維持に支障を来すおそれがあります。

# ストック効果を発揮し秋田の創生を支える社会基盤

## 地方創生に必要な社会基盤の整備

(県北地区広域汚泥資源化施設)



生活排水処理の広域化・共同化

高速道路の整備



(日沿道・大館能代空港IC)

(あきた芸術劇場)



持続可能でコンパクトなまちづくり

## 公共事業費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要



日常の道路施設点検

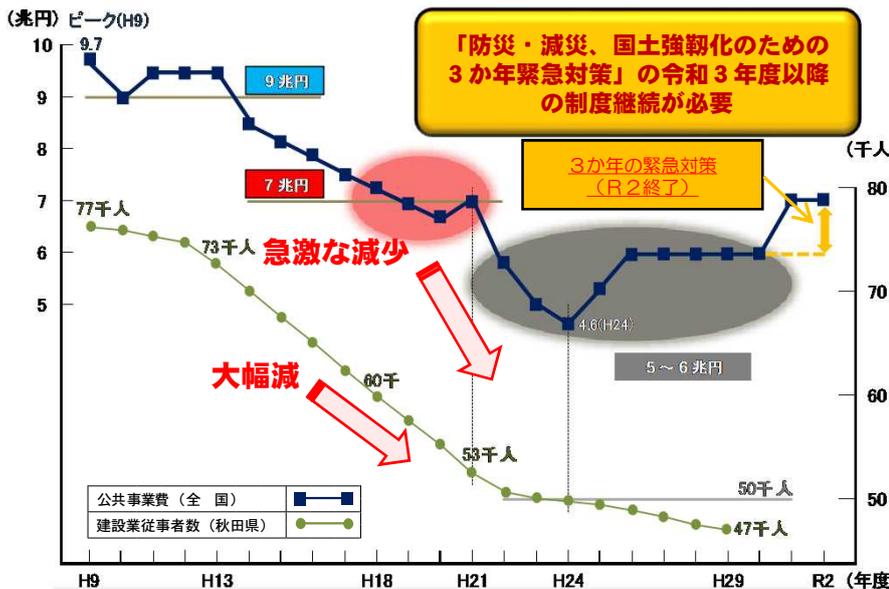


迅速な災害復旧作業

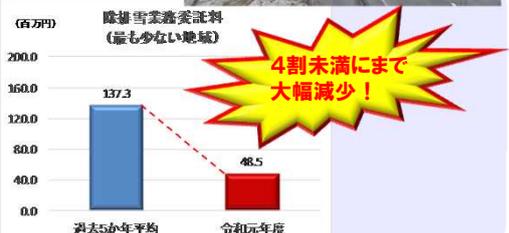


冬季交通確保のための除排雪作業

## 地域を支える建設産業の振興



記録的な少雪により除雪業者の経営への影響が懸念



今年度当初予算は、約7兆円の公共事業費を確保したものの、今年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等による措置を除くと、例年と同規模(約6兆円)となっている一方で、県内の建設従事者数は5万人を下回っており、依然として減少傾向にあることから、担い手の確保・育成が急務

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

---

---

## Ⅷ-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

### ①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

#### 【提案・要望の内容】

平成29年及び平成30年に発生した記録的な豪雨により、甚大な洪水被害や土砂災害が発生したほか、令和元年7月から8月には、濁水が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川における治水対策及び砂防事業について、更なる強化を図ること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」の本体工事を促進すること。また「鳥海ダム」の用地取得を進め、早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」<sup>ふるかわ</sup>の流域における浸水対策について、支援を行うこと。
- (4) 国及び当県による緊急治水対策の進捗に伴う水位上昇の影響が懸念される「平尾鳥川」<sup>ひらおどりがわ</sup>等の治水対策について、支援を行うこと。
- (5) 「八幡平山系」に係る直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 雄物川では、平成29年夏の豪雨により一か月余りの間に二度も洪水が発生し、平成30年5月の豪雨でも氾濫していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。  
また「鳥海ダム」では、令和2年3月に水源地域対策特別措置法（以下「水特法」という。）のダム指定が告示されており、水特法による水源地域整備計画を今年度中に策定予定です。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、近年の豪雨により浸水被害が頻発していることから、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が懸念されることから、その対策や整備について国と県が一体となった取り組みが必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳は、約40年周期で噴火活動を繰り返しており、土石流等の土砂災害から、地域住民の生命・財産を守るため、砂防えん堤によるハード対策の促進が必要です。

# 国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

## H29・H30豪雨における浸水被害状況

### 【H29】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水家屋 **約 700戸**
- ・浸水面積 **約2,000ha**

### 【H30】

- ・雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- ・浸水面積 **約 280ha**

### 令和3年度 国による主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

---

---

## VIII-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

### ②河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

---

---

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

---

---

#### 【提案・要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことの無い降雨が増大しており、当県においても、甚大な洪水被害や土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面からの治水・老朽化・土砂災害防止対策について更なる支援を図ること。

- (1) 従来から、重点的に河川改修事業を実施している「太平川<sup>たいへいがわ</sup>」、「齊内川<sup>さいないがわ</sup>」、「檜岡川<sup>ひらおかがわ</sup>」等の治水対策や、長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策など、これらの推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「水<sup>みず</sup>防災意識社会再構築ビジョン」に基づき県、市町村等が連携して推進している「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (4) 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について、更なる拡充を図ること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、集中的に予算が配分され浸水被害対策を実施していますが、これに加え、従来から重点的に整備を進めている河川の治水対策や、河川管理施設等の老朽化対策についても、事業を推進するため十分な予算を継続的に確保する必要があります。
- (2) 洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、水位周知河川の指定を追加していく必要があることから、これを促進するための予算の確保が課題になっています。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所为重点的に実施しています。  
平成28年度から、北秋田市阿仁小淵<sup>あにこぶち</sup>地区の地すべり防止対策を実施しており、保全対象には「鉄道」、「一級河川」が含まれていることから、早期に完成を図るためにはハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 災害復旧事業の申請及び実施に係る調査・設計費の国庫補助対象について一部拡充が図られたものの、調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。

# 河川改修事業及び老朽化対策・土砂災害対策の推進

## H29・H30豪雨における家屋被害

### 【H29】

- ・4水系25河川で溢水・越水による家屋被害発生
- ・倒壊被害 **35戸** (全壊**3戸**、半壊**32戸**)
- ・浸水被害 **1,185戸** (床上**497戸**、床下**688戸**)

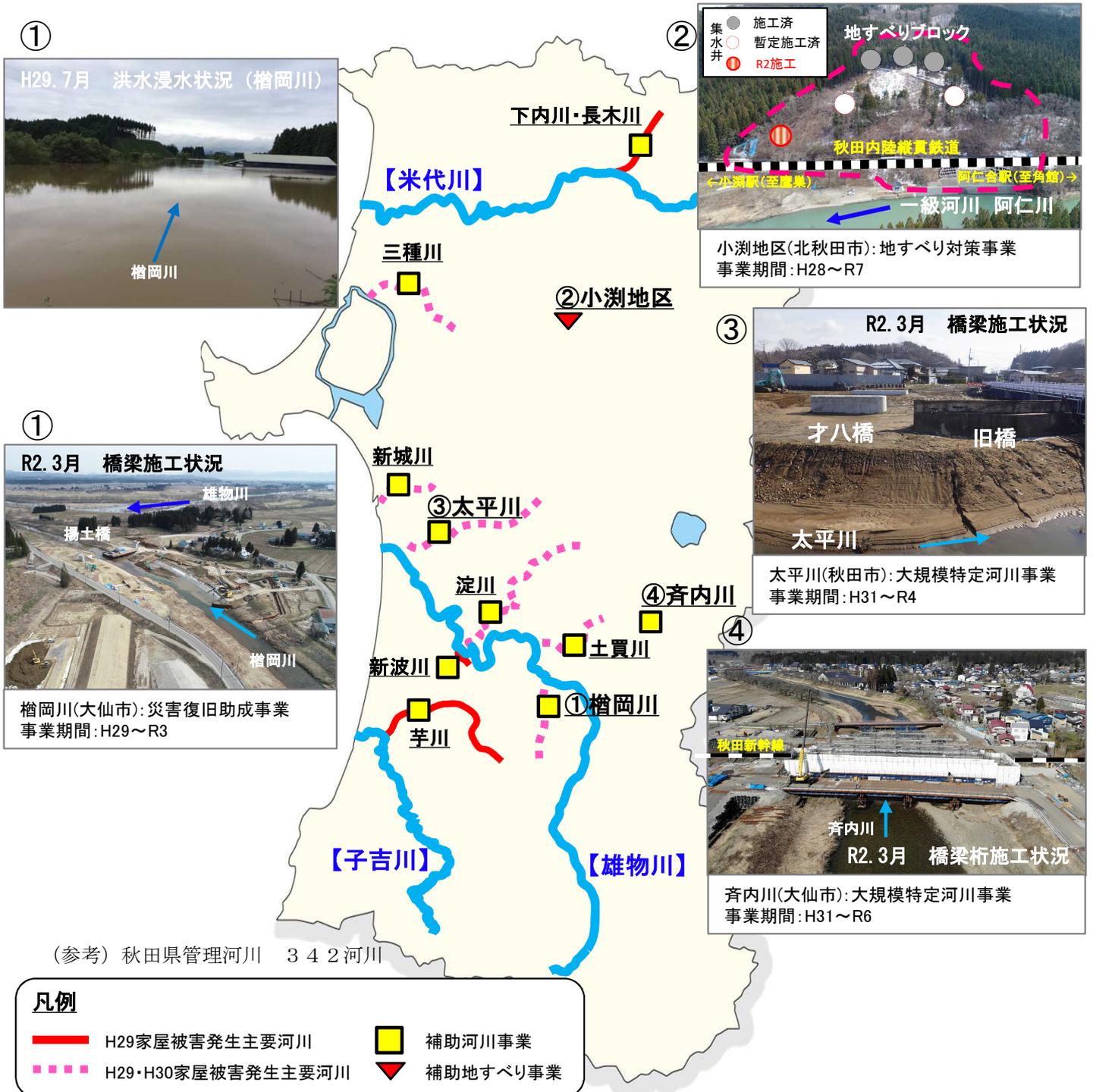
### 【H30】

- ・3水系12河川で溢水による家屋被害発生
- ・浸水被害 **112戸** (床上**41戸**、床下**71戸**)

## 長寿命化計画に基づく老朽化対策

- ・河川管理施設(樋門・樋管) **1,100基**
- ・対策総事業費 **約74億円** / 54年間
- ・今後10年間で対策必要基数 **25基約12億円超**

## 令和3年度 秋田県による主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

---

---

## VIII-4 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があることから、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難になり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点になるなど、当県が大きな役割を果たしたところ です。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄増強に取り組んでいますが、製油設備がない日本海側においては、国が主体となって備蓄拠点を新たに整備することが必要です。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)



---

---

## VIII-5 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 人口減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講じること。
- (2) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」について、少なくとも地方公共団体が策定した当該計画の計画期間中は活用できるよう所要額を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により当該計画の進捗に遅れが生じた場合も活用できるようにすること。また、公用施設への対象の拡充を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

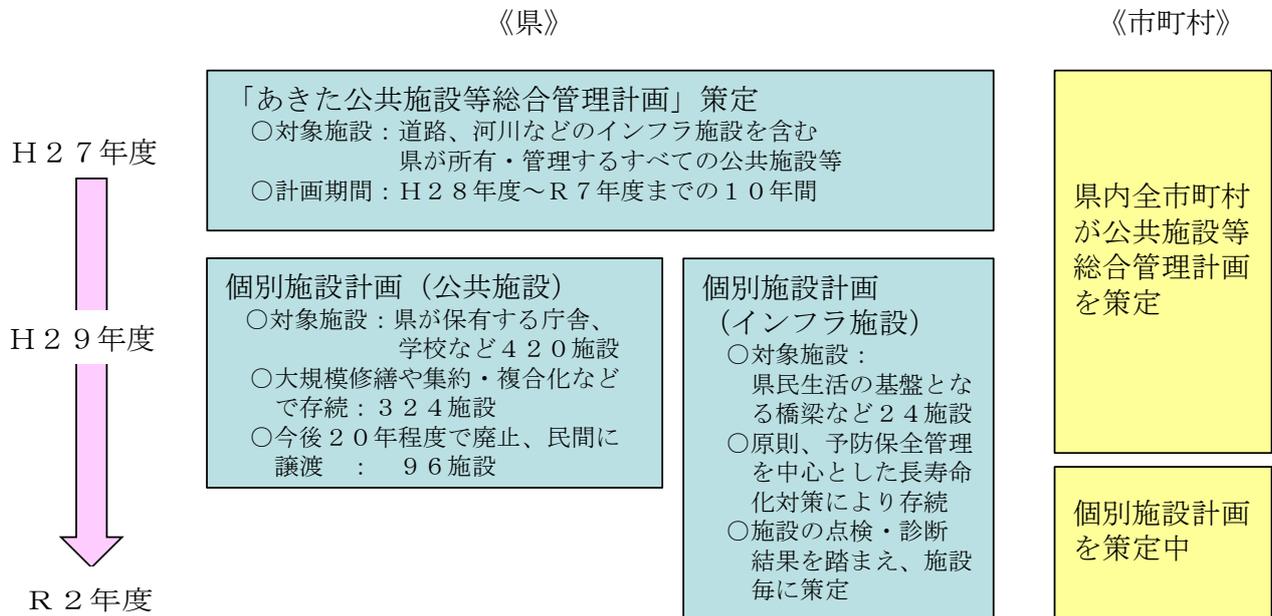
- (1) 当県では、「公共施設等総合管理計画」の策定が完了し、個別施設計画の策定及び推進段階に入っており、その柱の一つである公共施設等の総量の適正化を推進していくに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースがあります。

補助事業完了後、経過年数が10年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めないなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が10年未満の施設等の財産処分は限定的にしか認められていないことから、財産処分に係る納付金などが地方公共団体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。
- (2) 「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、総合管理計画は少なくとも10年以上の期間とすることとされており、地方公共団体が計画的に公共施設の集約化・複合化等を進めていくためには、「公共施設等適正管理推進事業債」による安定した支援制度が不可欠です。

また、当該事業債は、除却事業及びユニバーサルデザイン化事業を除き公共施設に限定されており、庁舎等の適正管理を進めるためには公用施設も対象とすることが必要です。

## 【参考資料】

### (1) 当県における公共施設等総合管理計画の策定状況



### (2) 公共施設の個別施設計画における主な取組

- 予防保全型の大規模修繕による長寿命化：秋田県庁舎・各地域振興局庁舎・屋根、外壁、設備等の大規模修繕で長寿命化を図り継続利用
- 施設機能を組み合わせた集約・複合化の推進：5地区13高等学校
  - ・第七次高等学校総合整備計画により各地区高等学校の統合を図り集約化
- 公民連携の推進による民間活力の導入：老人福祉総合エリア
  - ・民間等への譲渡を検討しながら、施設を存続しサービスを継続

(県担当課室名 出納局財産活用課)



## Ⅸ 環境保全対策の推進

---

---

## IX-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の充実について

環境省水・大気環境局  
農林水産省農村振興局

---

---

### 【提案・要望の内容】

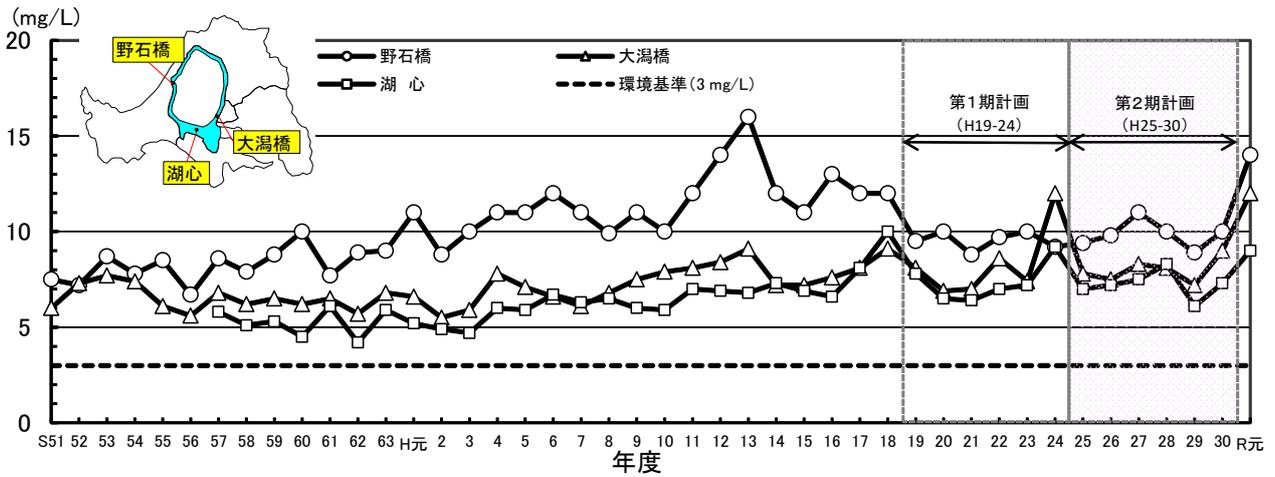
湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

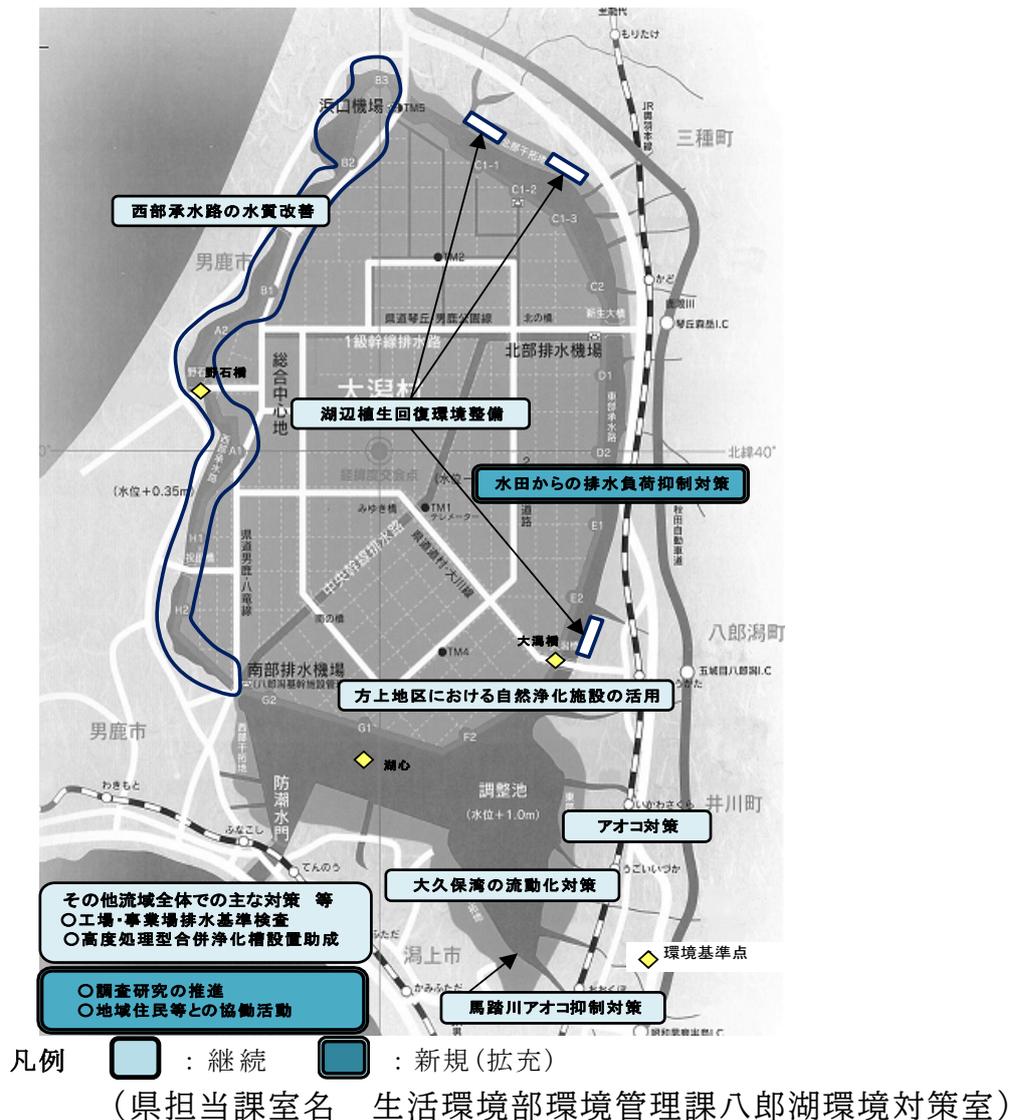
- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、この計画に基づいて流域市町村や関係機関と連携しながら各種水質保全対策を推進しています。  
第2期計画（平成25～30年度）では、生活排水や農地排水などの発生源対策に加え、アオコ対策や新たな湖内浄化対策にも取り組み、一定の成果を得ています。  
しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にアオコが発生することなどから、継続的に水質保全対策を進める必要があります。
- (2) G N S Sを活用した無落水移植栽培の普及拡大など、先進的な取組を進める必要がある中、これまで実施してきた高濃度酸素水供給対策が国のモデル事業の対象ではなくなるなど、本年度から水質保全対策はすべて県単独事業で実施することになり、必要な予算の確保が難しい状況となっています。  
このことから、第3期計画（令和元～6年度）に掲げる、各種対策を着実に推進していくため、新たな財政支援制度を設けるなど、中長期にわたり安定的に活用できる財源を確保する必要があります。  
なお、八郎潟中央干拓地は同法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在、国が計画している国営かんがい排水事業八郎潟地区においても、引き続き、八郎湖の水質保全に資する事業計画の策定が望まれます。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 令和2年度における主な対策等の位置図



---

---

## IX-2 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

---

---

### 【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。

地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物が発生し、生態系を含めた環境の悪化や景観が損なわれる事例が生じています。

また、引き続き北朝鮮からとみられる木造船等が当県沿岸にも漂着しています。

- (2) 当県では、第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、地域環境保全対策費補助金を活用し、重点区域における海岸漂着物の回収処理や発生抑制等の取組を拡充してきたことに加えて、漂着した木造船等の処理にも多額の費用を要しています。

事業の拡充に伴い地方負担も急増していることから、今後も海岸漂着物の回収処理等を着実に実施するためには、補助率の見直しを行い、地方負担が生じない恒久的な財政支援制度に改めることが必要です。

【参考資料】



海岸漂着物の状況（人工海岸）



海岸漂着物の  
回収・処理

行政による海岸漂着物の回収



砂浜に漂着した木造船（自然海岸）



行政による木造船の解体・回収



海岸漂着物発生抑制のための  
ボランティアによる清掃の様子



令和元年度  
秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県予算（千円）	36,776	41,797	20,473	43,786	51,608	51,843	65,743	75,834
国費	36,776	41,797	17,505	34,270	40,820	41,292	53,678	60,641
県費	-	-	2,968	9,516	10,788	10,551	12,065	15,193
国補助率	10/10	10/10	8/10	7/10～8/10	※ 7/10～8/10	※ 7/10～8/10	※ 7/10～8/10	※ 7/10～8/10
国予算（億円）	海岸漂着物等 臨時対策基金		地域環境保全対策費補助金					
	100.0		28.5	30.0	31.0	31.1	35.0	37.0

※海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10。

漂流ごみ等の処理については、10,000千円を上限とした定額補助。

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

---

---

## IX-3 国立公園等における施設整備の推進について

環境省自然環境局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園内において県が整備した既存施設については、国と地方の役割分担の原則に基づき、国への移管を進め、直轄事業として国が改築や改修を実施すること。
- (2) 国定公園については、公園利用者の安全性・快適性の向上を図る必要があることから、引き続き自然環境整備交付金の確保に努めること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園の整備は、三位一体の改革により、平成17年度から原則として国が実施することになりましたが、従前より県が整備した施設の改築や改修は、現在も県が実施しています。  
これらの施設は、整備当初から相当の年数が経過し、大規模な改修や改築が必要な時期となっています。
- (2) 国定公園については、国内外からの誘客促進と来訪者の満足度向上を図るため、多言語表記等インバウンドに向けた取組と施設の老朽化対策を、引き続き進めていくことが必要です。
- (3) また、ここ数年頻発している自然災害に伴い、施設の早期復旧整備や公園の安全確保のための改修などが課題になっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

## 【参考資料】

### (1) 十和田八幡平国立公園の利用者数 (単位：千人)

年次	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 2 (目標値)
利用者数	4,611	4,570	4,662	—	—
うち訪日外国人利用者数	7	22	19	9	21

注) 国立公園利用者数 (公園、年次別) 【環境省】

注) 国立公園別訪日外国人利用者数推計値 【環境省】

### (2) 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額 (単位：百万円・%)

年度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
項目						
国立公園	要望額	2 8	3 7	4 0	4 6	2 9
	内示額	1 8	1 5	1 8	4 6	2 1
国定公園	要望額	2 0	3 4	3 2	2 3	2 3
	内示額	1 5	2 2	2 3	2 3	2 2
計	要望額	4 7	7 1	7 2	6 9	5 2
	内示額	3 3	3 7	4 1	6 9	4 3
	配分率	7 0	5 2	5 7	1 0 0	8 3

### (3) 自然環境整備交付金を活用して整備した施設例 (令和元年度)



#### ・玉川温泉歩道改修工事

玉川温泉は、大噴などの火山地形を探勝する自然研究路があり、観光客に加え、岩盤浴を行う利用者が多い。

利用者の安全を確保するため連絡歩道法面を改修した。



#### ・大清水園地公衆トイレ改修工事

鳥海山百宅の拠点として、避難小屋、野営場及び駐車場の入りに位置する公衆トイレについて、便器を洋式に更新するとともに給排水施設の改修を行った。

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

---

---

## IX-4 風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性の確保について

環境省大臣官房

---

---

### 【提案・要望の内容】

風力発電所に係る環境影響評価の実効性及び信頼性を確保するため、次のような措置を講じること。

- (1) 準備書手続終了後に発電機の諸元を変更するなど、環境への影響が懸念されるような計画変更を行う場合には、説明会を開催する等、事業者が住民への説明責任を果たせるような仕組みを設けること。
- (2) 事業区域が近接して複数の事業が実施される場合の複合的・累積的影響について、評価項目の選定基準や評価基準を示した評価指針等を定めること。
- (3) 洋上風力発電所による環境への影響について、国においても積極的に国内外の情報収集に努めるとともに、収集した知見を速やかに関係自治体等へ提供し、より信頼性の高い環境影響評価が実施されるよう支援すること。

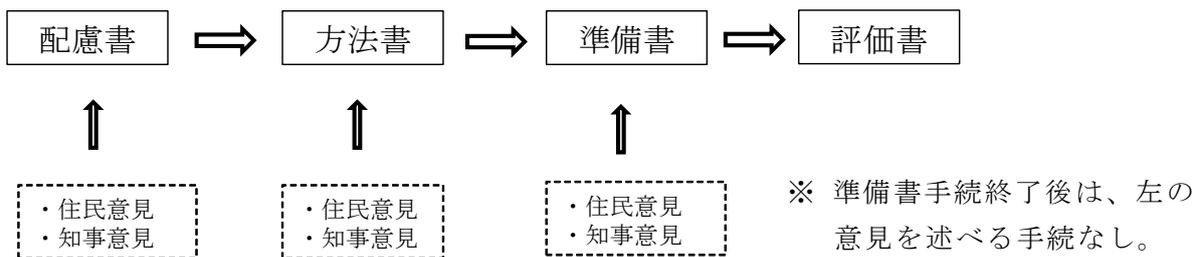
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、準備書手続終了後に発電機の大型化を検討している事業が複数発生していますが、発電機1機あたりの定格出力は増加するものの、設置基数が減少するため、評価手続の再実施の要件（出力の10パーセント以上の増加）には該当しません。  
このような場合、形状等の大幅な変更があるにもかかわらず、その内容が住民に伝わらず、結果として住民等の意見も反映されないため、住民の不信を招くおそれがあります。
- (2) 当県では、事業区域が近接した複数の発電所の設置計画があり、複合的・累積的な環境影響が懸念されますが、評価項目の選定基準や評価基準がなく、事業者に委ねられている状況です。  
このため、複合的・累積的な環境影響の評価項目の選定基準等を定めた評価指針等の策定が必要です。

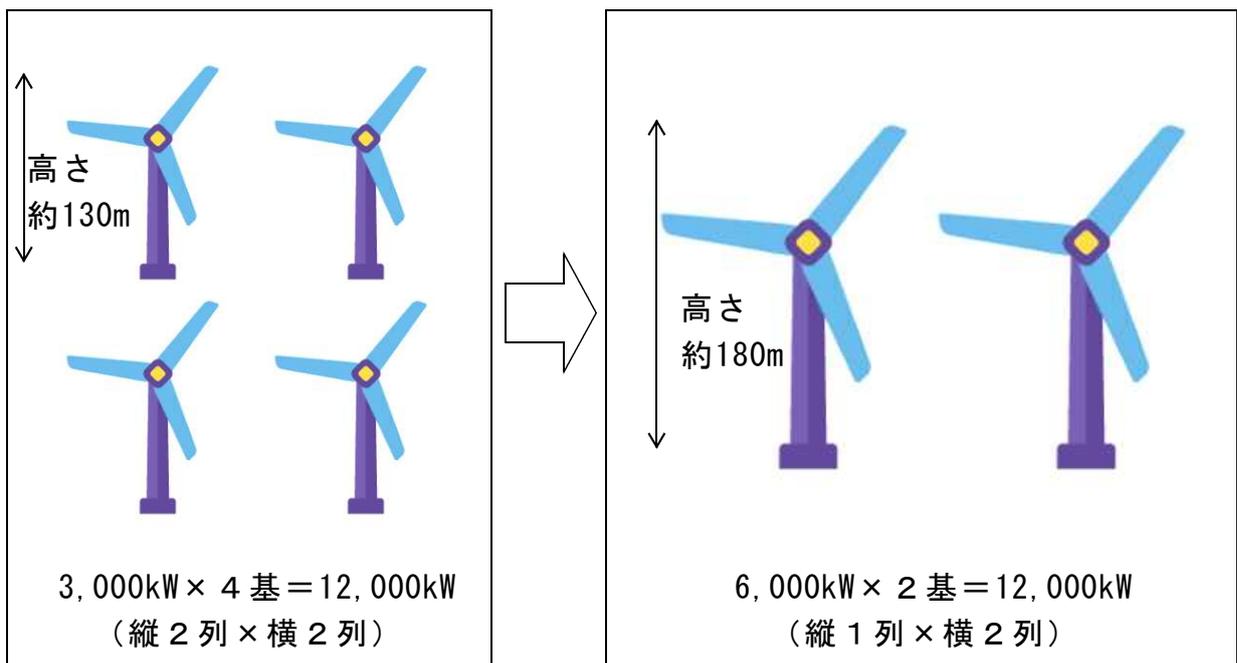
(3) 洋上風力発電所の環境影響については十分に解明されていない点が多いため、影響の評価において多くの不確実性が伴います。今後、洋上風力発電事業の環境影響評価案件が増えることが見込まれますが、地方自治体が収集できる知見には限りがあるため、国による技術的な支援が必要です。

【参考資料】

(1) 発電所に係る環境影響評価の検討フロー



(2) 風力発電機の大型化に伴う影響



大型化に伴う変更点	影響のある環境要素
風車高さ	景観、風車の影、動物（鳥類）等
定格出力	騒音（低周波音含む）
配置	海流（流向・流速）、動物（鳥類、魚類）、植物等

(県担当課室名 生活環境部環境管理課)

---

---

## IX-5 能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策への支援の継続について（新規）

環境省環境再生・資源循環局

---

---

### 【提案・要望の内容】

当県が「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（以下、「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業により実施している能代産業廃棄物処理センターに係る環境保全対策について、産廃特措法の延長又は新たな支援制度の創設等により、令和5年度以降も財政支援を継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に起因した能代産業廃棄物処理センターの環境汚染問題については、平成17年1月に環境大臣の同意を得た産廃特措法の事業実施計画に基づき、国の財政支援を得ながら「現場内処理」を基本とした環境保全対策を実施しています。
- (2) 平成24年8月に、産廃特措法の期限が令和5年3月まで延長されたことから、新たな事業実施計画を策定し、平成25年3月に環境大臣の同意を得て引き続き国の財政支援を得ながら対策を講じた結果、処分場周辺の地下水等の汚染状況が改善されるなど、一定の成果を得たところです。
- (3) しかしながら、産廃特措法に基づく事業実施計画の期間終了後も、処分場が安定化するまでの間は処分場浸出水の処理が必要であるほか、処分場敷地内の地下水の汲上げ処理などの環境保全対策を継続していく必要があります。
- (4) これらの環境保全対策を継続していくためには、毎年、1億円程度の費用を要するほか、処分場浸出水等処理施設の機械や電気設備の更新等に多額の費用を要するため、引き続き国の財政支援が必要です。

【参考資料】

1 能代産業廃棄物処理センター全景



2 特定支障除去等事業の概要（平成25年3月環境大臣同意）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
○ 汚水処理等の維持管理対策										
・ 汚染地下水の回収・処理										
・ 水処理施設（促進酸化処理）の新設										
○ 汚水拡散防止対策										
・ 揚水井戸の設置工事										
○ 場内雨水対策										
・ 雨水排水路, キャッピング等の整備工事										
○ 環境モニタリング										
・ 水質調査										

3 平成16年度以降の事業費等

(単位：百万円)

年 度	事 業 費	うち国等の支援額
H16～24年度	2,989	853
H25年度	156	32
H26年度	365	109
H27年度	112	37
H28年度	514	164
H29年度	157	32
H30年度	122	34
R1年度	138	33
合 計	4,553	1,294

※ 産廃特措法の適用により、支援対象事業費の1/3が国から支援される。また、支援対象事業費の2/3の75%を地方債で充当し、この地方債の元利償還金の50%が地方交付税措置される。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)



X 安全・安心な生活環境の確保

## X-1 空き家対策総合支援事業の継続について(新規)

国土交通省住宅局

### 【提案・要望の内容】

市町村における空き家対策を着実に推進し、危険空き家の除却による県民の安全・安心を確保するとともに、空き家の幅広い活用による地域の活性化を促進するため、令和3年度以降も「空き家対策総合支援事業」による支援を継続すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 年々増加している空き家の問題は、人口減少や高齢化が進む当県にとって重要な課題であり、県では、空き家対策の主体である市町村に対し、技術面でのアドバイスや全国の先進事例の紹介などを行っているところです。
- (2) 市町村においては、危険な空き家等を除却する所有者等への補助や空き家バンクの設置などを総合的に実施しておりますが、「空き家対策総合支援事業」は市町村にとって有効な支援策となっていることから、今後も一層の活用が見込まれます。
- (3) しかし、本事業が令和2年度で終了した場合には、市町村の財政負担が大きくなるため、空き家対策が後退することが懸念されます。

### 【参考資料】

秋田県内の空き家戸数の推移（令和元年5月31日現在）

	空き家の数(対前年比)	左のうち危険空き家の数(対前年比)
H25年	14,542戸	—
H26年	15,584戸(+1,042戸)	1,436戸
H27年	16,517戸(+933戸)	1,222戸(△214戸)
H28年	17,192戸(+675戸)	1,229戸(+7戸)
H29年	17,214戸(+22戸)	1,191戸(△38戸)
H30年	17,271戸(+57戸)	1,176戸(△15戸)
R 1年	18,350戸(+1,079戸)	1,408戸(+232戸)

(県担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課、建設部建築住宅課)



---

---

## X-2 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政強化交付金について、予算を十分確保するとともに、継続的かつ安定的な制度とすること。
- (2) 同交付金における使途の拡充や補助率の嵩上げなど、制度の改善を図ること。

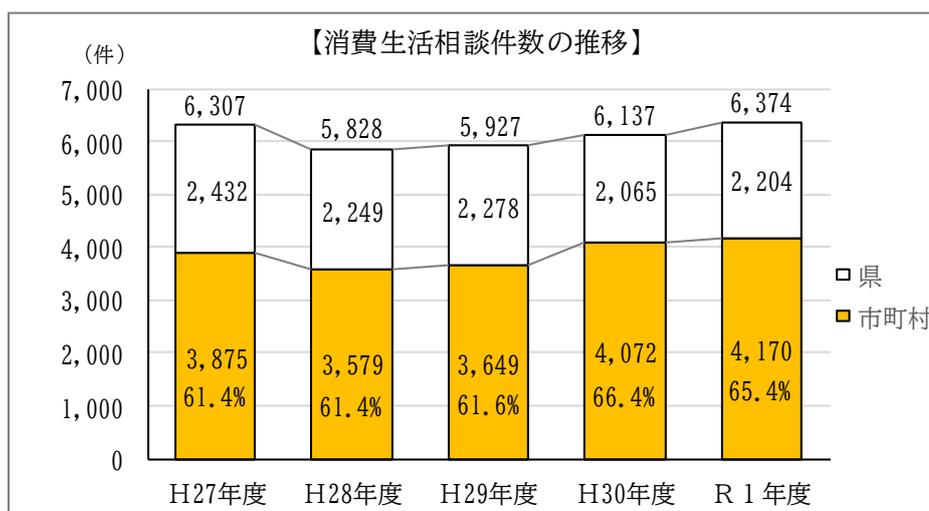
### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員の増員や、生活センター北部・南部消費生活相談室の開設など、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を推進してきたところです。
- (2) しかし、当県においては、高齢化が進行する中、高齢者の特殊詐欺被害が依然として深刻な情勢であるほか、進学・就職などを機に一人暮らしをする若年者が多く、民法改正による成年年齢引下げに伴い、消費者被害の発生や拡大が懸念されることから、消費生活相談体制の充実や消費者教育を一層強化する必要があります。
- (3) 市町村では、国の交付金を活用して消費生活相談員の配置・育成を進めてきており、国からの継続的な支援が得られなければ、消費生活相談体制の機能低下にもつながりかねない状況にあります。  
このため、地方消費者行政強化交付金については、地方の実情に応じた取組が継続的に実施できるよう、必要な予算を十分確保するとともに、高齢者の被害防止対策を広く対象とするなどの使途の拡充や、補助率の嵩上げが必要です。

## 【参考資料】

### 1 秋田県の消費生活相談体制

- 消費生活相談件数（令和元年度）  
6,374件（県：2,204件、市町村：4,170件）
- 消費生活相談員数（令和2年4月1日現在）  
33人（県：11人、市町村：22人）
- 消費生活センター設置市町村数  
平成20年度末 1市 → 令和元年度末 13市



### 2 秋田県の事業実施状況

- 平成27年度から地方消費者行政推進交付金を活用して事業を実施（平成30年度からは地方消費者行政強化交付金を活用）
- 令和2年度の主な取組
  - ① 高齢者の特殊詐欺被害の防止  
啓発資料の配布、多様な広報媒体を活用した啓発活動等
  - ② 地域における消費者問題解決力の強化  
消費者トラブル防止に関する啓発講座、食品表示法の周知・指導等
  - ③ 消費生活相談体制の充実  
相談員の研修参加、市町村相談窓口への支援
  - ④ 若年者への消費者教育の推進  
教員指導力向上研修、大学生向けセミナー等
  - ⑤ 交付金を活用した市町村事業への助成  
専任相談員の配置、研修参加、啓発活動等

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

---

---

## X-3 雪対策に係る支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省自治財政局  
国土交通省国土政策局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろしなど除排雪費用への助成に要する経費について財政措置を拡充すること。
- (2) 除排雪体制整備に係る支援制度について、予算を十分確保するとともに、対象となる取組を拡大するなど制度の改善を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退していることから、地域の支え合いによる除排雪支援体制の強化に努めています。  
このため、県では、地域の実情に応じた除排雪支援体制のあり方を検討するとともに、地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。
- (2) 多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろし及び道路除雪により自宅前に残された置き雪の処理などに係る経費の助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあるほか、少子高齢化に伴う担い手不足や活動団体の資金不足等により、思うように活動できていない状況です。  
このため、県及び市町村の雪対策に係る助成について、措置率の引き上げや間口除雪を対象経費に加えるなどの財政措置の拡充、除排雪体制整備に係る支援制度について、複数年の取組も対象とするなど制度の改善が必要です。

## 【参考資料】

### 1 雪による人的被害（転落、除排雪）の発生状況 （単位：人）

	死亡	重傷	軽傷	合計（うち65歳以上）
平成27年度	3	34	30	67（34）
平成28年度	4	44	42	90（61）
平成29年度	3	94	39	136（73）
平成30年度	6	50	31	87（56）
令和元年度	1	13	5	19（16）

### 2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

#### （1）助成状況

	雪下ろし （市町村数）	間口除雪 （市町村数）	助成実績額 （百万円）
平成27年度	14	23	130
平成28年度	14	23	144
平成29年度	15	23	212
平成30年度	16	23	164
令和元年度	16	23	88

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

#### （2）助成の利用制限

令和元年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち21市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

### 3 特別交付税で措置されている主な経費

- ・高齢者等が事業者等に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

---

---

## X-4 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体が行う「命を大切にすることを育む教室」や「犬猫の合同適正譲渡事業」などの動物愛護に資する独自の取組に対して財政的支援制度を創設すること。
- (2) 「動物適正飼養・基盤強化事業」の一環として、「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護週間関連事業を、国が全国各地において実施すること。
- (3) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を拡大すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では動物愛護の新たな拠点として、昨年4月1日に動物愛護センターを開設し、動物愛護推進員や民間ボランティアとの協働により、様々な独自の取組を実施することにしてはいますが、こうした「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組をより一層推進するためには、国の財政的支援が必要です。
- (2) また、秋田犬に代表される当県の資源を活用し、「動物にやさしい秋田」を県内外に発信することにしてはいますが、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共催等による全国規模のイベントやキャンペーン等を各地で開催する必要があります。

- (3) さらに、管轄面積の広い当県においては、犬猫の一時収容施設や動物愛護センターへの搬送用車両が必須となっており、今後施設の改修や車両の更新などにより収容犬猫の飼養環境を整備していくことにしていますが、現状では予算額が十分ではなく、また車両については対象外のため、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の拡充や補助対象の拡大が必要です。

【参考資料】



譲渡犬搬送用車両



動物愛護フェスティバルの様子



動物愛護フェスティバルの様子



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

---

---

## X-5 ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について

環境省自然環境局  
農林水産省農村振興局  
警察庁生活安全局

---

---

### 【提案・要望の内容】

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）と人との軋轢が増大している中で、クマの適正な保護・管理が実施できるよう、次の事項について必要な措置を講じること。

- (1) 人の生活圏へのクマの分布域拡大を抑制するため、県や市町村が実施する個体数調整捕獲を指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とすること。  
また、クマの保護管理に必要な生息調査や生態研究を実施するため、財政的及び技術的な支援をすること。
- (2) 狩猟及び許可による捕獲個体のジビエ利用や毛皮などの製品化を促進すること。
- (3) クマが住宅街や学校通学路等に出没した際、住民や鳥獣被害対策実施隊員（以下、「隊員」という。）等の安全を確保するためのガイドラインを関係省庁が連携して作成すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県のクマの生息数は4,400頭と推定され、全国的にも高水準であるほか、分布域も拡大しており、人身被害の防止を最優先とする観点から捕獲圧を高める必要があります。一方で個体群の存続を図るため、調査やモニタリングを継続する必要がありますが、多額な費用を要するほか、当県には専門の研究機関がないことから、調査方法の技術的な改善などが困難な状況にあります。

- (2) 「国内産クマ類の毛皮等の製品化の取扱い要領」においては、捕獲個体の製品化を自粛することに留意するよう示されているところですが、捕獲個体を山の恵みとして有効活用するため、クマについてもジビエ等による利用を促進する必要があります。
- (3) 近年、クマの捕獲頭数及び人身被害者数はともに増加しており、昨年度は鹿角市大湯の温泉街で、クマの出没対応にあたった隊員2名と警察官1名が重軽傷を負うなど、住宅街やその周辺で11名が被害に遭っており、住民や隊員等の安全を確保する上で喫緊の課題となっています。

### 【参考資料】

#### (1) ツキノワグマの推定生息数 (単位：頭)

調査年度	H28	H29	H30	R1
推定生息数	1,429	2,300	3,700	4,400
基準日	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
調査方法	目視調査	目視調査 カメラトラップ°	目視調査 カメラトラップ°	カメラトラップ°

#### (2) ツキノワグマの目撃件数等について (単位：件、頭、人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
目撃件数	328	869	1,303	920	672
捕獲頭数	106	476	834	443	584
有害捕獲数	81	456	769	388	505
被害者数	8	19	20	7	16
人の生活圏での被害	1	10	10	4	11
山での被害	7	9	10	3	5

※R2.3.31時点

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

---

---

## X-6 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局

厚生労働省医薬・生活衛生局

---

---

### 【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう、市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、老朽管更新事業や重要給水施設管路を始めとする基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携に係る補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の水道普及率は平成30年度末で91.7%、基幹管路の耐震化率は平成30年度末で24.4%で依然として全国平均よりも低い水準にあります。  
水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、耐震診断や被害想定予測等に要する市町村の経費が、計画給水人口1万人あたり5百万円を超える費用負担になることから、当県の上水道における耐震化計画（管路）の策定率は約41%にとどまっています。

また、国は水道の基幹管路の耐震化率を令和4年までに50%以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率は1/4となっており、耐震化率の目標を達成するためには基準事業費の拡大や重要給水施設配水管等も含めた耐震化事業の補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

(3) 市町村合併により水道事業の統合が進んだ当県において、更なる広域連携を推進するためには、水道事業運営基盤強化推進等事業の補助採択基準である、広域化する事業体数を現行の3事業体から2事業体に、計画給水人口等の要件を現行の5万人以上から大幅に緩和することが必要です。

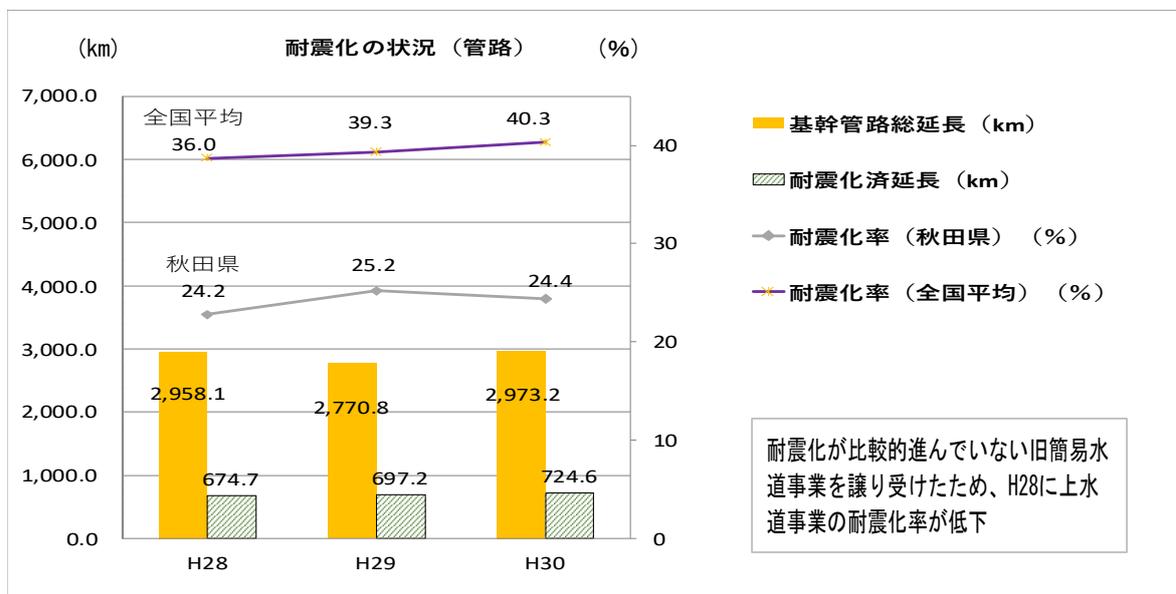
また、当県では水道施設の広域的管理や事務の共同実施等について検討を進めていますが、こうした取組に要する経費についても支援が必要です。

## 【参考資料】

### (1) 秋田県の水道普及率

		28年度末	29年度末	30年度末
秋田県	(%)	91.2	91.4	91.7
全国平均	(%)	97.9	98.0	98.0

### (2) 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



### (3) 秋田県の水道事業に係る耐震化計画の策定状況（22上水道事業）

管 路	策定済み	未策定
	9事業体 (41%)	13事業体 (59%)

(4) 水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

(単位：億円)

		H28予算額 +H27補正予算額	H29予算額 +H28補正予算額	H30予算額 +H29補正予算額	R1予算額 +H30補正予算額	R2予算額 +R1補正予算額
当 初	公共	205	186	176	218	188
	非公共	130	169	199	432	418
補 正	公共	35	240	52	70	70
	非公共	250	160	248	200	144
合 計		620	755	675	920	820

注1) 公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金

注2) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。

注3) 前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

(県担当課室名 企画振興部市町村課、生活環境部生活衛生課)

---

---

## X-7 沿岸警戒用車両の整備について

警察庁長官官房

---

---

### 【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、沿岸線の警戒を強化するための車両を整備すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 北朝鮮国内の情勢変化等に伴い、平成29年頃から木造船の漂着・漂流事案が増加し、平成29年11月には、「自称北朝鮮漁民の生存漂着事案」が発生したことにより、県民の不安が著しく高まっております。  
また、令和元年中の県内への木造船の漂着・漂流件数は19件と過去5年間で最多となっていることから、沿岸線の警戒強化が急務となっています。
- (2) 県警察では、年間を通じて沿岸線の警戒を行っているほか、木造船の漂着・漂流事案が発生した場合には、警察官が現場に出行し、密入国の疑いがないかなど所要の捜査を実施しています。  
しかし、警察本部担当課や沿岸線を管轄する警察署では、悪路には不向きなセダンタイプ、ワゴンタイプの車両しか整備されていないため、走行中に砂浜や雪道でスタックし、現場到着が遅れるなど警察活動に支障を来しています。
- (3) 今後も、相当数の木造船の漂着・漂流事案の増加が予想されるほか、同種事案への県民の不安や関心も高く、沿岸線の警戒強化は、県警察が取り組むべき最重要課題の一つであることから、沿岸警戒用として、悪路に対応でき、かつ、車高の高い四輪駆動車の配備を要望します。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

---

---

## X-8 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

復興庁  
厚生労働省職業安定局

---

---

### 【提案・要望の内容】

- (1) 避難者の生活再建に向けた支援や心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き避難先自治体が行う取組について「被災者支援総合交付金」など財源の確保を図ること。
- (2) 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされており、安心して生活を送ることができるよう就労支援として、「職業訓練受講給付金」の支給要件の緩和を図ること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年行ったアンケート調査によると、回答者の21.9%が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている全ての避難者を対象に、戸別訪問や医師、保健師による定期相談を行っています。  
さらに、障害等の理由から、具体的な生活再建に向けて課題を抱える避難者に対しては、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言を行っています。  
復興庁では、受入県が活用できる被災者支援総合交付金制度を設けておりますが、広域的避難は長期化が見込まれることから、国としても「復興・創生期間」終了後も引き続き避難先自治体が行う取組を継続的に支援する必要があります。
- (2) 長期避難により家族が離ればなれになっている避難者は、長引く避難生活により困窮してきています。  
これまで子育て等の事情により働けなかった母親や、定職を求める方など、個々の現状を踏まえ、就労を希望する方が就労しやすい環境を整えるためにも、「職業訓練受講給付金」の支給要件に、避難者に対する収入要件の緩和等の優遇措置を適用する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(令和2年4月1日現在)

被災県	民家(実家等)		応急仮設住宅		公営住宅		計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	3	4	0	0	1	1	4	5
宮城県	49	94	0	0	5	10	54	104
福島県	125	358	3	6	14	29	142	393
計	177	456	3	6	20	40	200	502

※当県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供している  
いわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)



XI その他

---

---

## XI-1 地方公共団体におけるテレワークの導入について (新規)

総務省情報流通行政局

---

---

### 【提案・要望の内容】

地方公共団体におけるテレワークの導入と拡充を図るため、財政支援制度を創設するとともに十分な予算を確保し、地方公共団体の取組を安定的・継続的に支援すること。

また、テレワークの導入にあたっては、地方公共団体の実情に応じた運用が行えるよう配慮すること。

### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 感染拡大防止が急務となっている新型コロナウイルスやその他感染症対策として、通勤ラッシュや人混みを回避し、在宅での勤務も可能となる「テレワーク」は有効な手段の一つであるとともに、働き方改革の推進のためにも導入促進が急務となっています。

しかしながら、地方公共団体におけるテレワークの導入と拡充を継続的に進めていくためには、モバイル端末の購入やアクセス環境の整備・運用に多額の経費を要することから、安定的・継続的な財政支援が必要です。

- (2) また、テレワークには、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスなど様々な形態があるほか、各地方公共団体において、通信・認証方式を含めたシステムを独自に構築していることから、全国一律ではなく、システムや業務内容、情報セキュリティ対策等の実情に合った方式で運用できることが必要です。

(県担当課室名 企画振興部情報企画課)

